

計画期間：令和 6 (2024)年度
～令和11 (2029)年度

第2期

宮若市地域福祉計画



令和6 (2024) 年2月

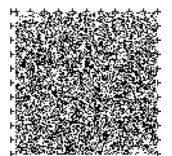


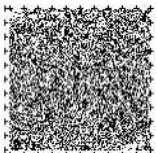
この冊子には、音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると音声で聞くことができます。



地域福祉とは、地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

(全国社会福祉協議会HP より)





はじめに

「ふつうにくらすしあわせ」をめざして



21世紀は「人権の世紀」といわれます。人権とは「誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利であり、人類が長い歴史の中で築いてきた財産」と言われています。

本市におきましても、国の法律に沿い、老若男女、障がいの有無を問わず、誰もが「ふつうにくらすしあわせ」を実感できる共生の社会づくり、市民の皆様が『住んでよかった』と言われる幸せのまちづくり、まさに人権尊重・福祉の推進に取り組んできました。

しかしながら、現実の生活では、国や市の公的サービスだけでは対応できない場合や十分でない場合もあり、特に災害などの非常時等では、隣近所や地域における『支え合い・助け合い』の取り組み等が欠かせないのが現状です。

この「第2期宮若市地域福祉計画」は、市民の皆様が『ふつうにくらすしあわせ』『住んでよかった』と実感をして頂くための「地域共生社会」づくりを基本としています。「地域共生社会」は『ふつうにくらすしあわせ』の基盤と言えます。

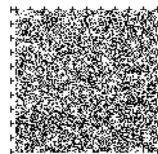
この実現には、地域の皆様や地域の多様な主体が「我が事」として、多様な地域福祉課題に対応し、制度や分野ごとの縦割りや支え手、受け手という垣根を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる隣近所や地域づくりの実現が欠かせません。皆様のご協力を宜しくお願い申し上げます。

本市も「第2期宮若市地域福祉計画」を着実に実現し、『ふつうにくらすしあわせ』『住んでよかった』と実感して頂けるまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントを通じてご意見やご協力をいただきました市民、団体・事業者の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました宮若市地域福祉計画策定委員会の皆様など、関係各位に心より感謝申し上げます。

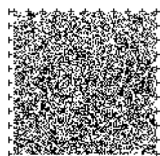
令和6（2024）年2月

宮若市長 塩川 秀敏



目次

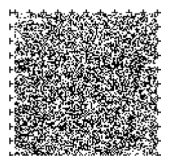
第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	3
1 地域福祉推進の必要性	3
2 計画における「地域」とは	4
3 地域福祉計画とは	5
4 「自助」「共助・互助」「公助」とは	6
第2節 地域福祉計画の位置づけ・策定体制	7
1 社会福祉法における地域福祉計画の位置づけ	7
2 本市の策定体制	7
3 SDGs との関連	9
第3節 計画期間	10
第2章 宮若市の現状と課題	11
第1節 人口と世帯の状況	13
1 人口構成	13
(1) 本市の総人口の推移	13
(2) 本市の年齢3区分別の人口構成	15
2 世帯数、世帯人員	16
(1) 本市の世帯数と世帯人員の推移	16
第2節 地域の支援を必要とする人々の状況	17
1 高齢者の状況	17
(1) 高齢者のいる世帯	17
(2) 介護保険要介護等認定者	18
2 障がい者の状況	20
(1) 障害者手帳所持者	20
(2) 身体障がい者	21
(3) 知的障がい者	23
(4) 精神障がい者	24
3 子ども・子育ての状況	25
(1) 17歳以下の児童数	25
(2) 出生数	26
(3) 合計特殊出生率	26
(4) ひとり親家庭	27
(5) 未就学児の教育・保育	28
(6) 小学校児童の教育・保育	29
(7) 障がい児の教育・保育	30



4	その他の支援を必要とする人の状況	31
(1)	生活保護	31
(2)	生活困窮者	31
5	地域の状況	32
(1)	民生委員・児童委員	32
(2)	社会福祉協議会	32
(3)	自治会組織	32
(4)	福祉委員	32
(5)	福祉会	33
(6)	老人クラブ	33
(7)	社会福祉資源	33
第3節	地域の支援を必要とする人々の課題	34
1	高齢者支援の課題	34
2	障がい者支援の課題	35
3	子ども・子育て支援の課題	35
4	その他の支援を必要とする人への支援の課題	36
第4節	アンケート調査結果から見る現状	37
1	調査目的	37
2	調査概要	37
3	回収状況	37
4	報告書利用上の注意	37
5	地域福祉計画に関するアンケート調査結果	38
6	地域福祉計画に関する団体・事業者アンケート調査結果	69
7	アンケート調査結果総括	78
(1)	地域福祉計画に関するアンケート調査結果について	78
(2)	地域福祉計画に関する団体・事業者アンケート調査結果について	78

第3章 計画策定にあたっての基本的な考え方 79

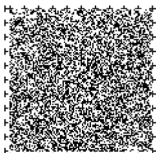
第1節	各計画の取り組み	81
1	高齢者福祉計画の取り組み	81
(1)	基本理念	81
(2)	施策の体系	81
2	障がい者計画の取り組み	83
(1)	基本理念	83
(2)	施策の体系	83
3	子ども・子育て支援事業計画の取り組み	84
(1)	基本理念	84
(2)	施策の体系	84



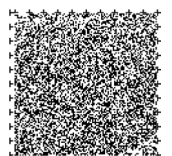
第2節 計画の基本理念	86
1 本計画の基本理念	86
第3節 計画の基本目標	86
1 施策の体系	87

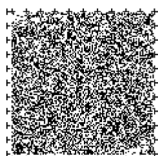
第4章 計画を進めるための施策の展開 89

第1節 【基本目標1】安心して暮らせる地域福祉の充実	91
1 情報の提供	91
(1) 福祉サービスの情報提供	92
(2) 福祉サービスの情報交換と共有	93
2 相談支援体制の充実	94
(1) 相談機能	95
(2) 身近な相談支援	96
3 福祉サービスの充実	97
(1) 福祉サービスの量と質	98
4 生活支援の充実	99
(1) 生活支援	99
5 権利擁護の推進（個人の権利が守られること）	100
(1) 権利擁護事業の確実な実施	101
(2) 人権擁護の啓発	102
第2節 【基本目標2】「福祉のこころ」と「地域のきずな」を育む支援	103
1 地域福祉の啓発と推進	103
(1) 地域福祉の啓発	103
(2) 地域福祉の推進	104
2 地域福祉の人材の育成と活動支援	105
(1) 民生委員・児童委員	105
(2) 福祉委員と地域ボランティア	106
第3節 【基本目標3】地域の福祉活動への参画と協働	107
1 地域活動への参加	107
(1) 地域活動への参加推進	107
(2) ボランティア活動の推進	108
2 地域交流の推進	109
(1) 地域交流の場の拡充	110
(2) 地域交流活動	111
第4節 【基本目標4】地域と行政の連携強化	112
1 地域と行政のネットワーク	112
(1) 地域福祉情報の提供、共有	113
(2) 社会福祉協議会との連携	114



(3) 再犯防止対策・防犯対策の推進	115
(4) 災害対策の推進	116
第5章 計画の推進に向けて	117
第1節 行政による計画の推進	119
1 計画の公表、周知、啓発	119
2 計画の推進と連携	119
3 計画の進捗状況の点検、評価	119
宮若市地域福祉計画策定委員会設置要綱	120
宮若市地域福祉計画策定委員会	122
策定の経過	123
資料編	125
(1) 地域包括ケアシステム（高齢者）	127
(2) 地域包括ケアシステム（障がい者）	128
(3) 地域ケア会議	129
(4) 地域自立支援協議会	130
(5) 要保護児童対策地域協議会	131
(6) 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）	132
(7) 重層的支援体制整備事業	133

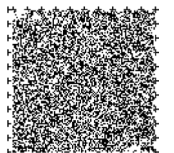


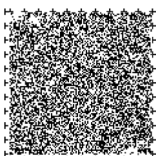


第1章 計画策定にあたって



追い出し猫
サクラちゃん





第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1 地域福祉推進の必要性

平成29(2017)年、国は、「地域共生社会」の実現を目指した改革を進めていく方針を掲げ、社会福祉法を改正しました。地域共生社会は、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の対象者ごとの縦割りから脱却し、分野・制度を超えた横断的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業の推進及び地域住民や事業者等、地域の様々な主体が「支え手」となり、我が事として自立や支え合いを推進していくことです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、新しい生活様式の実践が求められ、日常生活や社会システムが大きく変容しています。

宮若市（以下「本市」という。）の地域課題としては、少子高齢化の進行や核家族化等の増加（16頁、17頁、25頁参照）により、以前と比べ近所づきあいが希薄化し、家庭及び地域の支援力が低下しています。

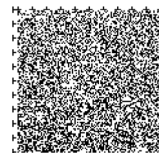
また、全国的に8050問題やダブルケア、ヤングケアラー等、個人や世帯単位で複数の課題を抱えており、既存制度では対応が困難になるケースが顕在化している状況です。本市においても、地域包括支援センターや家庭児童相談室等でその問題に取り組んでいます。

本市においては、平成29(2017)年3月に「宮若市地域福祉計画」を策定し、地域の一人ひとりが「思いやり」、「支え合い」の心を育み、個と個の「絆」を深めて心豊かに安らぐことができるような地域社会の推進に努めてまいりました。

このようなことを踏まえ、様々な生活課題を抱える地域住民を地域全体で支える「地域共生社会」の実現を目指して、行政と地域住民、関係機関が協働して地域福祉活動に取り組むため、令和6(2024)年度を初年度とする「第2期宮若市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

（参考）社会福祉法第4条【地域福祉の推進】

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。



2 計画における「地域」とは

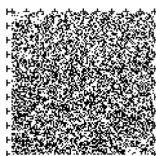
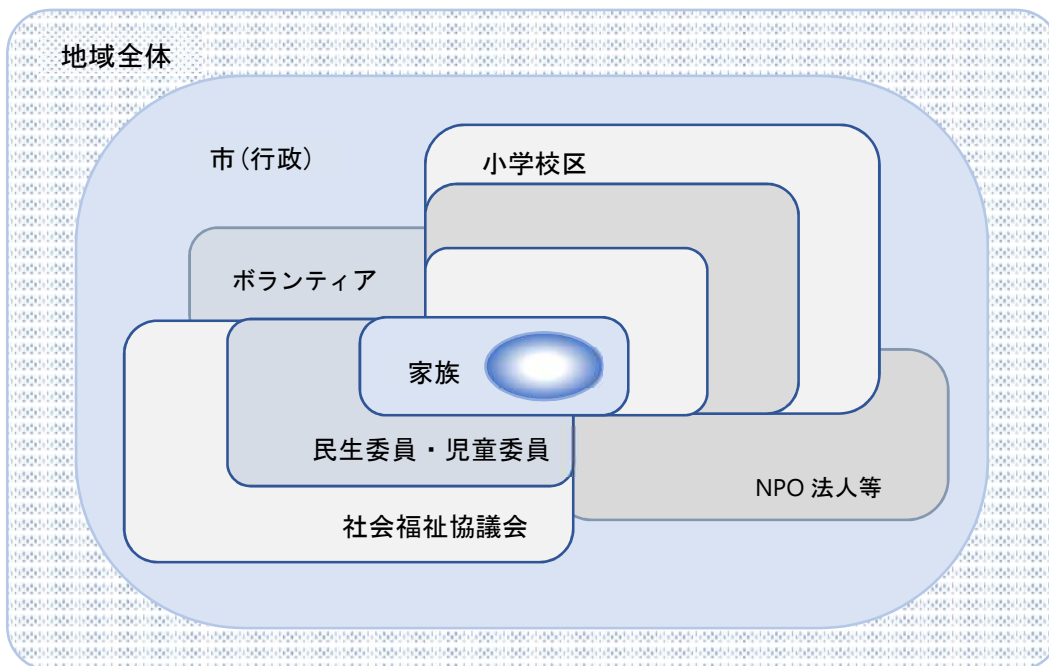
本計画において、市民や本市で活動している企業、団体等及びそれに関わる市外の個人、団体等も含めた「集まり」を「地域」と呼びます。

「地域」には、市区町村のように地理的な範囲を単位とする考え方と活動を単位とする考え方があり、地域福祉の推進にはそれぞれが手をつなぎ効果的に協働していくことが大切です。

活動する地域の例

- ・ 地域住民個人
- ・ 隣近所
- ・ 身体障害者福祉協会
- ・ 自治会、地縁型組織
- ・ 一般企業、商店街
- ・ 民生委員・児童委員、福祉委員
- ・ ボランティア、ボランティア団体
- ・ 特定非営利活動法人（NPO法人）等
- ・ 農業協同組合、消費生活協同組合
- ・ 社会福祉協議会、社会福祉法人
- ・ 社会福祉従事者（民間事業者を含む）
- ・ その他の団体

個人と地域の関わり(イメージ)



3 地域福祉とは


地域福祉とは、地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です(全国社会福祉協議会HPより)。

地域福祉を推進していくことは、生活課題全てを公的サービスだけで対応するのは困難であり、公的サービスで対応できない、あるいは公的サービスでの対応が適切でないニーズに対して、地域住民や地域団体を主体とする地域が担い手となって行政等と協働し、きめ細やかな対応によって課題の解決を図り、市民生活の質を高めることが期待できます。

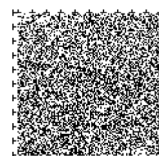
地域福祉の出発点は、市民一人ひとりのお互いの「思いやり」や「助け合い」だと考えます。

本来、自分だけでは解決できない生活課題を抱えた時は隣近所の助けを借りて、それでも解決できない場合は、地域の代表者や集まりに助けを借りて解決しようとしていました。

現代の日本では、このような地域社会のつながりの希薄化が進み、主な福祉分野において社会保障制度の公的サービスが充実しつつあるなかで、「地域福祉」を推進し、公的サービスで対応できないような課題に地域ぐるみで対応できるようにすることが求められています。



思いやり
助け合い



4 「自助」「共助・互助」「公助」とは

「自助」とは、自分や家族が主体となり、自らを支えることをいいます。

「共助・互助」とは、地域の人々の支え合いや、組織された支え合いをいいます。

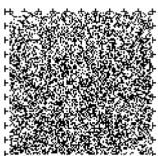
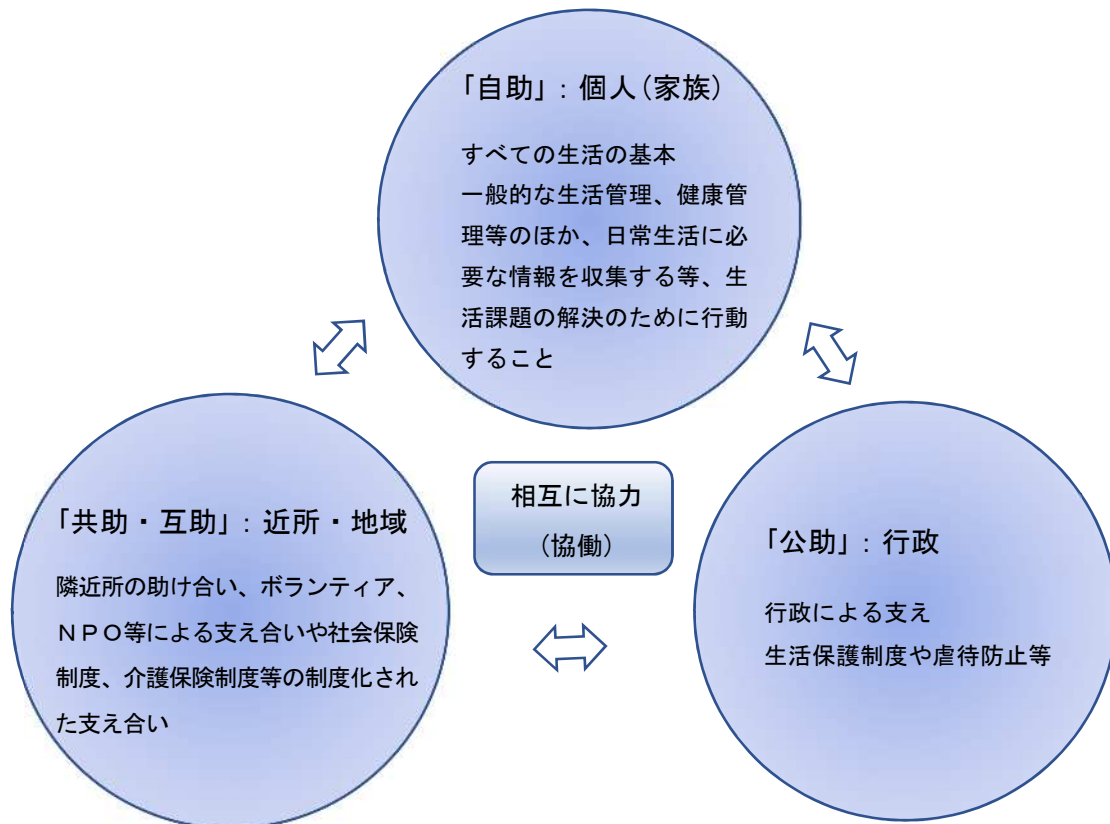
※「共助」とは、社会保険制度や介護保険制度等の制度化された相互扶助をいいます。

※「互助」とは、隣近所やボランティア活動などの支え合いをいいます。「共助」も「互助」も大きな観点で見れば、お互いがお互いを支え合っているということは共通しており、両者は一体性があると考えられます。そのため、本計画では、「共助・互助」として記載しています。

「公助」とは、行政が責任をもって支えることをいいます。

住み慣れた地域で、安全・安心な生活を続けていくためには、「自助」・「共助・互助」・「公助」が協働して支え合うことが大切です。

「自助」・「共助・互助」・「公助」の協働



第2節 地域福祉計画の位置づけ・策定体制

1 社会福祉法における地域福祉計画の位置づけ

本市における本計画の位置づけは、社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画です。

(参考) 社会福祉法第107条【市町村地域福祉計画】

1 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

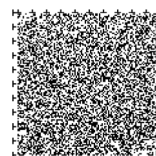
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 本市の策定体制

本計画は、国が示した市町村地域福祉計画の策定指針や関連通知、福岡県が示した「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」等に基づき策定しました。

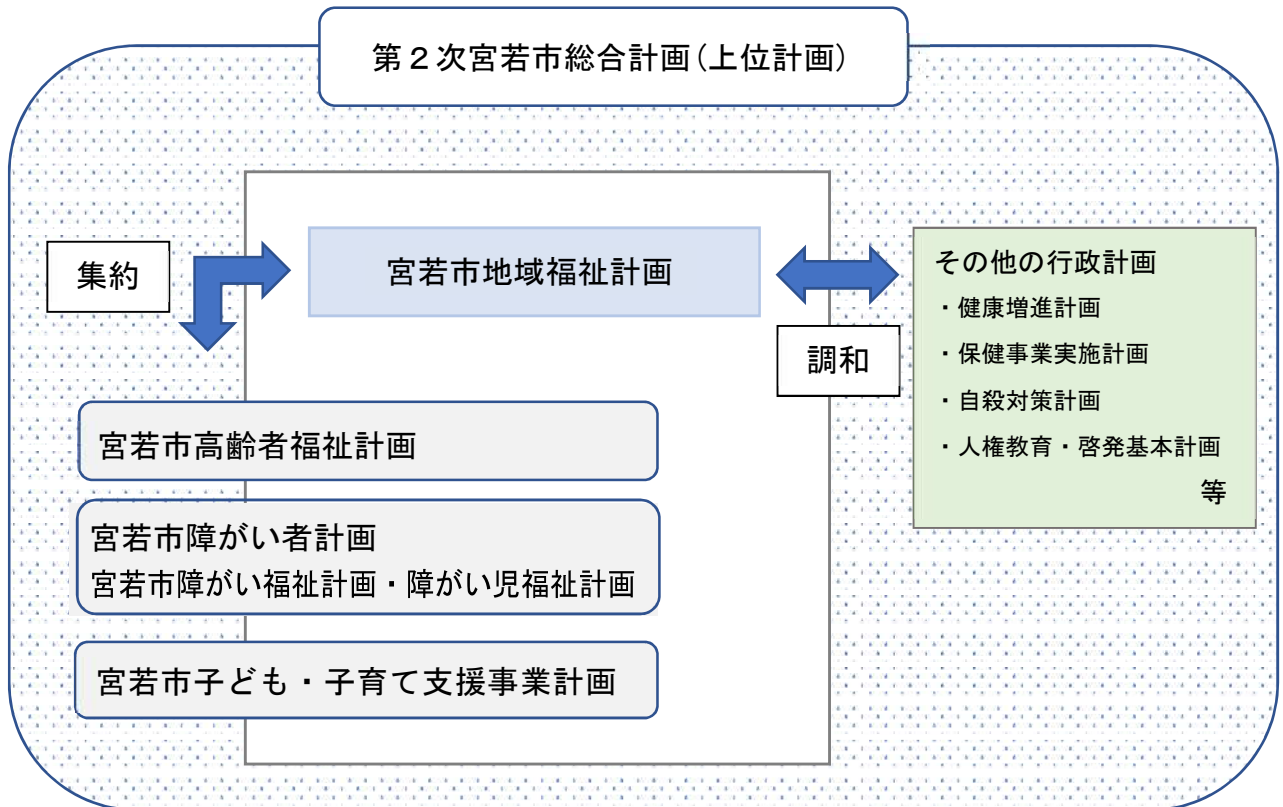
策定にあたっては、地域をとりまく環境や実情等を踏まえた計画とするために、関係団体や学識経験者を委員として設置した「宮若市地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)」において、令和4(2022)年11月から令和6(2024)年2月までの期間に5回の協議を重ね計画の策定にあたりました。

また、市民や市内における団体・事業者等の声を反映するため、(1)アンケートを実施し、(2)地域の実情やニーズ等を踏まえた実効性のある計画策定のための基礎資料とし、(3)計画の素案については、パブリックコメントを実施することで、市民の意見を広く聴取する機会を確保しました。

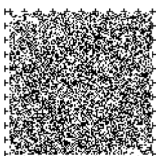


また、本計画は、第2次宮若市総合計画を上位計画とし、「宮若市高齢者福祉計画」、「宮若市障がい者計画、宮若市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」及び「宮若市子ども・子育て支援事業計画」の3つの福祉計画の地域福祉に関する部分を集約し、その他の行政計画とも調和を保ちながら、本市の地域福祉の推進に関する基本的な方向性を示すものです。

計画の位置づけイメージ



第2次宮若市総合計画



3 SDGsとの関連

平成27（2015）年の国連サミットで採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」は、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。令和12（2030）年を達成年限とし、17の目標と169のターゲットから構成されています。

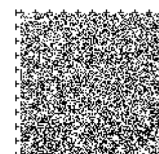
本計画は、第2次宮若市総合計画の基本的施策4 保健・福祉におけるSDGsのゴールに基づき、地域福祉計画を推進していきます。

SDGsの17のゴール



本計画と特に関連があるゴール

1. 貧困をなくそう 地球上のあらゆる形の貧困をなくそう	2. 飢餓をゼロに 飢えをなくし、誰もが栄養のある食料を十分に手に入れられるよう、地球の環境を守り続けながら農業を進めよう
3. すべての人に健康と福祉を 誰もが健康で幸せな生活を送れるようにしよう	4. 質の高い教育をみんなに 誰もが公平に、良い教育を受けられるように、また一生に渡って学習できる機会を広めよう
5. ジェンダー平等を実現しよう 男女平等を表現し、すべての女性と女の子の能力を伸ばし、可能性を広めよう	6. 安全な水とトイレを世界中に 誰もが安全な水とトイレを利用できるようにし、自分たちですべて管理していけるようにしよう
7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人が、安くて安全で現代的なエネルギーをずっと利用できるにしよう	8. 働きがいも経済成長も みんなの生活を良くする安定した経済成長を進め、誰もが人間らしく生産的な仕事ができる社会をつくらう
10. 人や国の不平等をなくそう 世界中から不平等をなくそう	11. 住み続けられるまちづくりを 誰もがずっと安全に暮らせて、災害にも強いまちをつくらう
12. つくる責任 つかう責任 生産者も消費者も、地球の環境と人々の健康を守るよう、責任ある行動をとろう	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動から地球を守るために、今すぐ行動を起こそう
14. 海の豊かさを守ろう 海の資源を守り、大切に使う	15. 陸の豊かさを守ろう 陸の豊かさを守り、砂漠化を防いで、多様な生物が生きられるように大切に使う
16. 平和と公正をすべての人に 平和で誰もが受け入れられ、すべての人が法や制度で守られる社会をつくらう	17. パートナースHIPで目標を達成しよう 世界のすべての人がみんなで協力しあい、これらの目標を達成しよう



第3節 計画期間

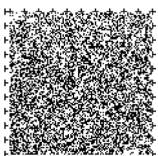
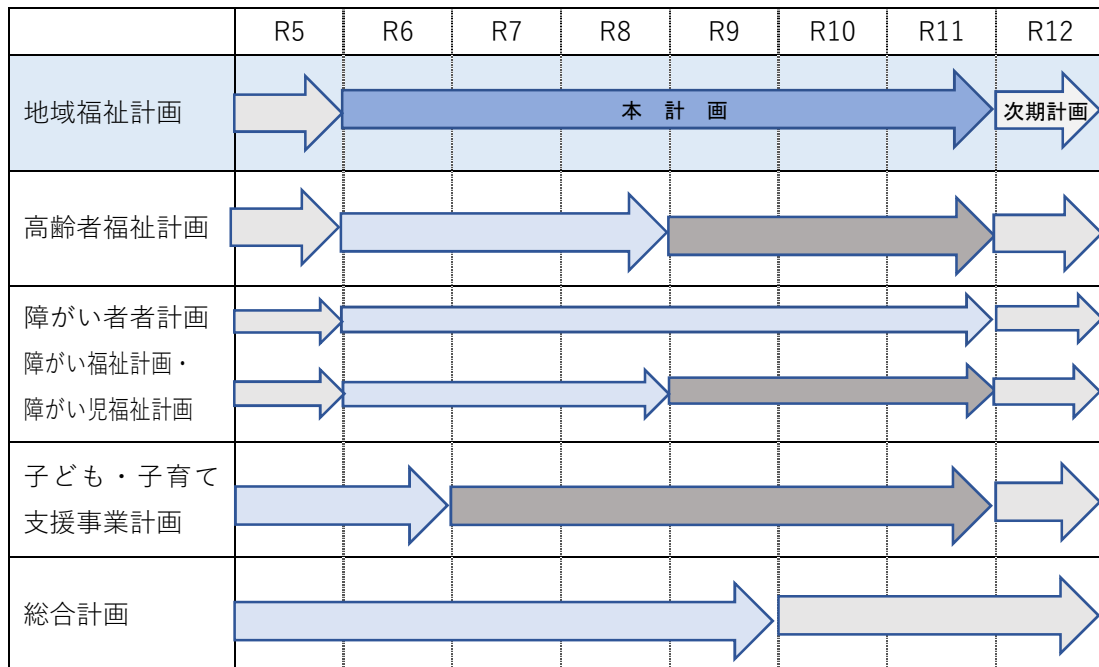
福岡県が示した「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」では、市町村が策定する地域福祉計画の期間は、「おおむね5年」とし、「地域の実情に応じて計画期間を変更することも考えられる」としています。

また、本計画は、前節で示したとおり、3つの福祉計画の地域福祉に関する部分を集約し、その他の行政計画との調和を保ちながら策定することとしています。

こうしたことを踏まえ、本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度とします。

また、高齢者、障がい者及び子ども・子育てに関する福祉計画を見直す時期や関連福祉法令、制度の大幅な改正等が施行された場合等については、それぞれの福祉計画においてその旨を記載すると共に、本計画の見直しの必要性を検討したうえで、必要な見直しを行うことに努めることとします。

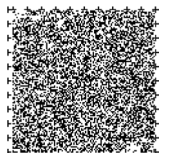
各計画の期間

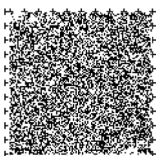


第2章 宮若市の現状と課題



追い出し猫
タマちゃん





第2章 宮若市の現状と課題

第1節 人口と世帯の状況

1 人口構成

(1) 本市の総人口の推移

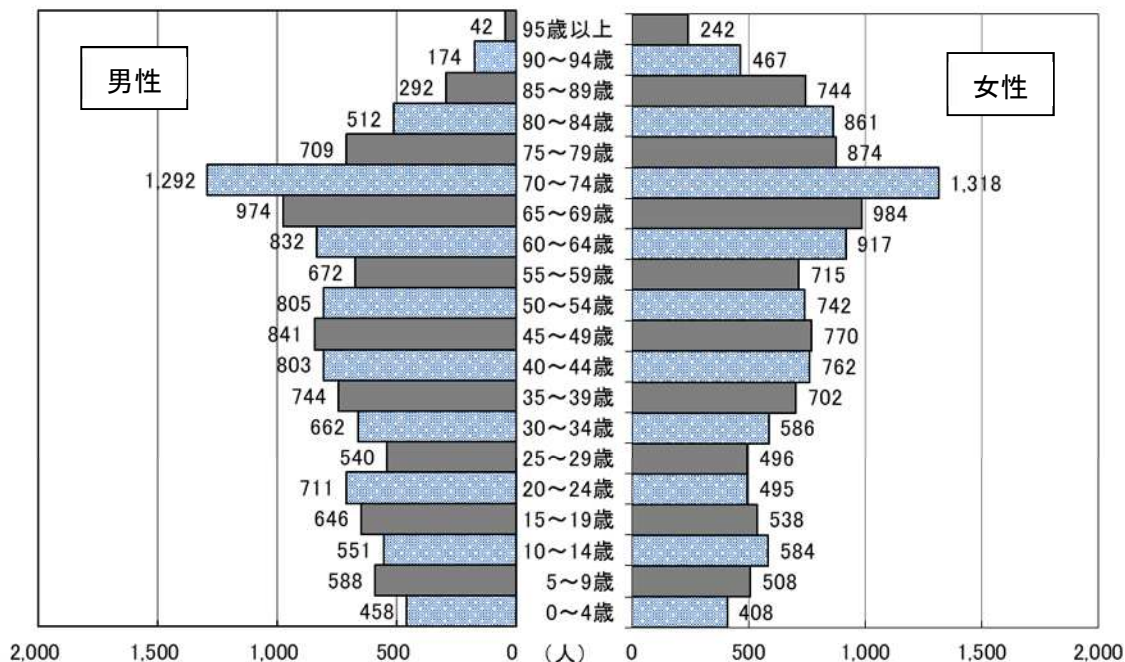
国勢調査による本市の総人口は、昭和55（1980）年からは、減少傾向が続き、昭和55（1980）年の33,670人に対し、令和2（2020）年では、26,298人と21.9%減少しています。

総人口の推移

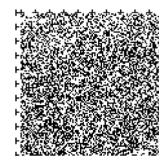
昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
33,670人	33,165人	32,678人	32,197人	31,225人	30,630人	30,081人	28,112人	26,298人

総務省国勢調査 昭和55（1980）年～令和2（2020）年 各年10月1日時点

年齢別人口



市市民課（住民基本台帳）資料 令和5（2023）年3月末現在

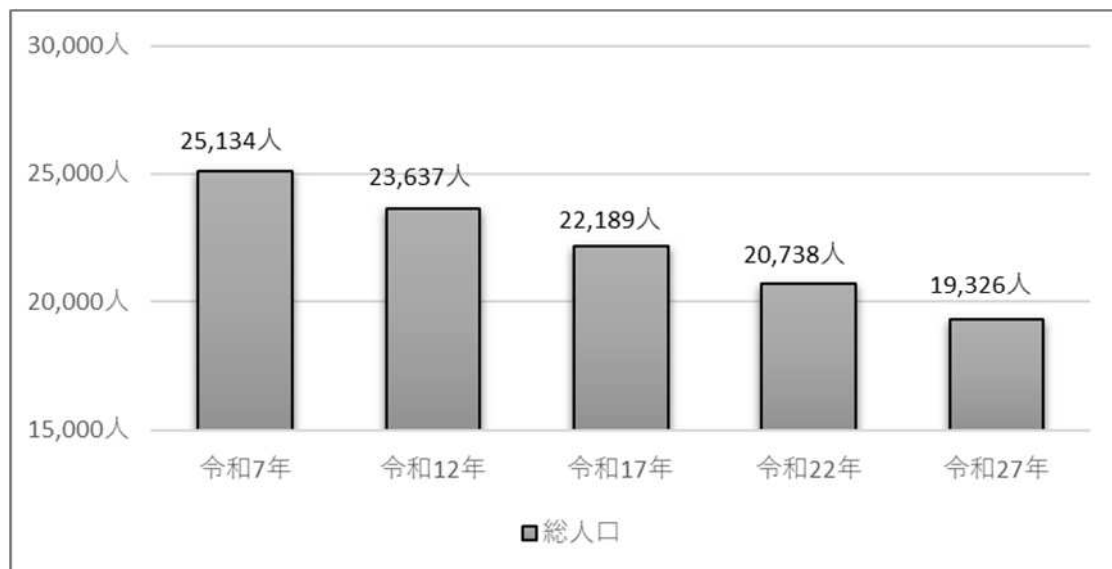


また、国立社会保障・人口問題研究所がまとめた「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年3月推計）」によると、本市の将来の人口は、減少を続け、令和7（2025）年と令和27（2045）年を比べると令和27（2045）年は約23%減少すると見込まれます。

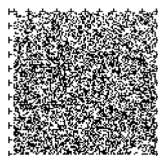
総人口の将来推計

	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
総人口	25,134人	23,637人	22,189人	20,738人	19,326人
年少人口	2,945人	2,737人	2,534人	2,354人	2,198人
生産年齢人口	12,598人	11,802人	11,209人	10,291人	9,452人
高齢者人口	9,591人	9,098人	8,446人	8,093人	7,676人

国立社会保障・人口問題研究所による推計



国立社会保障・人口問題研究所による推計



(2) 本市の年齢3区分別の人口構成

本市の人口構成を国勢調査による年齢3区分別で見ると、昭和55(1980)年から令和2(2020)年の間に、年少人口(0歳~14歳)は、19.0%から11.9%と減少し、生産年齢人口(15歳~64歳)は、66.4%から50.9%と減少していますが、高齢者人口(65歳以上)は、14.6%から36.7%と増加しており、約3人に1人が高齢者という状況にあり、今後も少子高齢化の傾向が続くものと見込まれています。

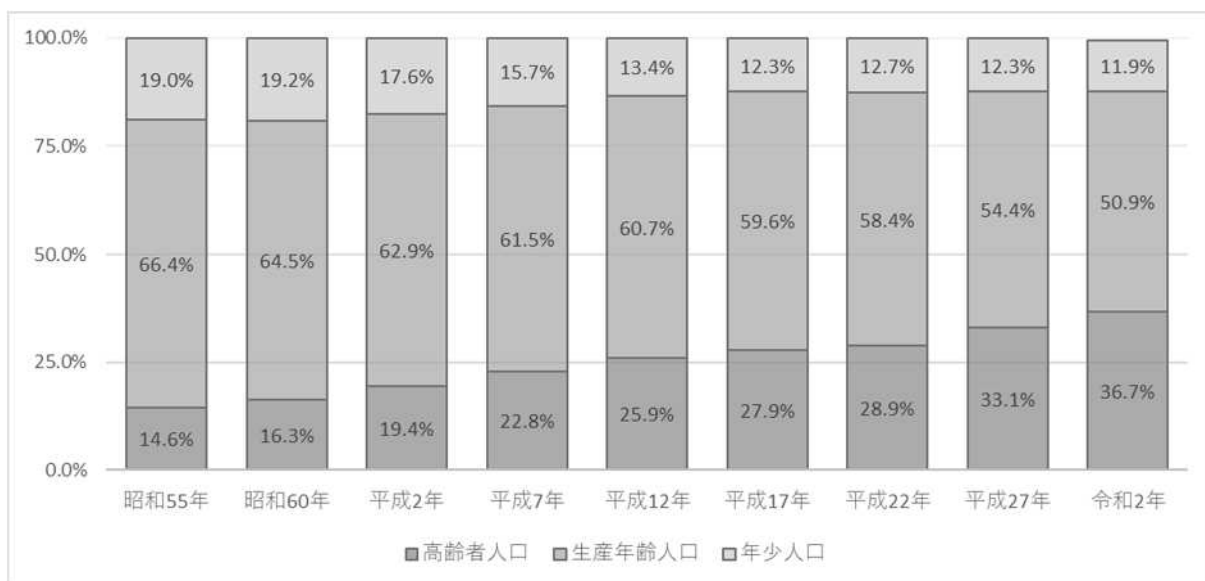
※年齢3区分・・・「0歳~14歳」、「15歳~64歳」、「65歳以上」の3つの区分

年齢3区分別の人口構成

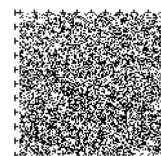
	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
年少人口	6,390人 19.0%	6,355人 19.2%	5,757人 17.6%	5,061人 15.7%	4,186人 13.4%	3,756人 12.3%	3,810人 12.7%	3,452人 12.3%	3,141人 11.9%
生産年齢人口	22,366人 66.4%	21,395人 64.5%	20,558人 62.9%	19,802人 61.5%	18,951人 60.7%	18,261人 59.6%	17,561人 58.4%	15,289人 54.4%	13,393人 50.9%
高齢者人口	4,899人 14.6%	5,415人 16.3%	6,354人 19.4%	7,334人 22.8%	8,088人 25.9%	8,556人 27.9%	8,708人 28.9%	9,312人 33.1%	9,644人 36.7%
年齢不詳	15人	0人	9人	0人	0人	57人	2人	59人	120人
総人口	33,670人	33,165人	32,678人	32,197人	31,225人	30,630人	30,081人	28,112人	26,298人

総務省国勢調査 昭和55(1980)年~令和2(2020)年 各年10月1日時点

※年齢不詳…国勢調査回収時に未記入等で年齢が正しく把握できなかった人数



総務省国勢調査 昭和55(1980)年~令和2(2020)年 各年10月1日時点



2 世帯数、世帯人員

(1) 本市の世帯数と世帯人員の推移

国勢調査によると本市の施設入所者等を除く一般世帯数は、昭和55(1980)年の10,019世帯が、平成22(2010)年には11,048世帯と増加傾向が続いていましたが、平成27(2015)年からは減少傾向に転じています。

人口の減少にともなって一世帯あたりの人数は、昭和55(1980)年の一世帯あたり3.3人だったのが、令和2(2020)年には2.4人となり0.9人減少しています。

※一般世帯…施設入所者・病院入院者、学校の寮・寄宿舎等を除く世帯

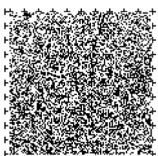
世帯数と世帯人員の推移

	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯人口	33,174人	32,620人	31,840人	31,244人	30,227人	29,316人	28,687人	26,543人	24,730人
一般世帯数	10,019世帯	10,053世帯	10,164世帯	10,395世帯	10,646世帯	10,841世帯	11,048世帯	10,683世帯	10,491世帯
一般世帯の人員	3.3人	3.2人	3.1人	3.0人	2.8人	2.7人	2.6人	2.5人	2.4人

総務省国勢調査 昭和55(1980)年～令和2(2020)年 各年10月1日時点



総務省国勢調査 昭和55(1980)年～令和2(2020)年 各年10月1日時点



第2節 地域の支援を必要とする人々の状況

1 高齢者の状況

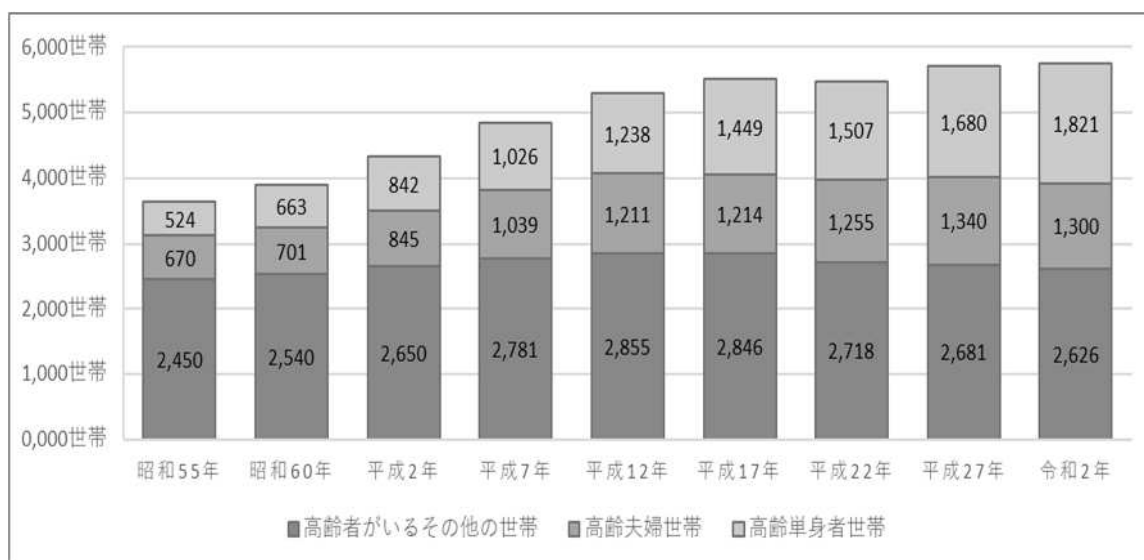
(1) 高齢者のいる世帯

国勢調査による本市における高齢者（65歳以上）がいる世帯数は増加傾向が続き、昭和55（1980）年の3,644世帯が令和2（2020）年には、5,747世帯となり2,103世帯増加しています。

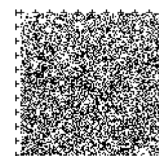
高齢者がいる世帯

	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯 総数	10,019世帯	10,053世帯	10,164世帯	10,395世帯	10,646世帯	10,841世帯	11,048世帯	10,683世帯	10,491世帯
高齢者が いる世帯	3,644世帯 36.4%	3,904世帯 38.8%	4,337世帯 42.7%	4,846世帯 46.6%	5,304世帯 49.8%	5,509世帯 50.8%	5,480世帯 49.6%	5,701世帯 53.4%	5,747世帯 54.8%
高齢単身 者世帯	524世帯 5.2%	663世帯 6.6%	842世帯 8.3%	1,026世帯 9.9%	1,238世帯 11.6%	1,449世帯 13.4%	1,507世帯 13.6%	1,680世帯 15.7%	1,821世帯 17.4%
高齢夫婦 世帯	670世帯 6.7%	701世帯 7.0%	845世帯 8.3%	1,039世帯 10.0%	1,211世帯 11.4%	1,214世帯 11.2%	1,255世帯 11.4%	1,340世帯 12.5%	1,300世帯 12.4%
その他	2,450世帯 24.5%	2,540世帯 25.3%	2,650世帯 26.1%	2,781世帯 26.8%	2,855世帯 26.8%	2,846世帯 26.3%	2,718世帯 24.6%	2,681世帯 25.1%	2,626世帯 25.0%

総務省国勢調査 昭和55（1980）年～令和2（2020）年 各年10月1日時点



総務省国勢調査 昭和55（1980）年～令和2（2020）年 各年10月1日時点



(2) 介護保険要介護等認定者

本市の介護保険における要介護等認定者の割合は、前期高齢者（65歳～74歳）では、令和5（2023）年には全体の4.7%が要介護等の認定を受けています。

要介護等認定高齢者（前期高齢者）

	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
前期高齢者人口	4,417人	4,561人	4,650人	4,709人	4,807人	4,732人	4,568人
要支援1～要支援2	86人 1.9%	86人 1.9%	102人 2.2%	84人 1.8%	89人 1.9%	74人 1.6%	70人 1.5%
要介護1～要介護2	75人 1.7%	85人 1.9%	76人 1.6%	79人 1.7%	90人 1.9%	88人 1.9%	76人 1.7%
要介護3～要介護5	60人 1.4%	56人 1.2%	58人 1.2%	62人 1.3%	73人 1.5%	66人 1.4%	68人 1.5%
総数	221人 5.0%	227人 5.0%	236人 5.1%	225人 4.8%	252人 5.2%	228人 4.8%	214人 4.7%

要介護等認定者数：福岡県介護保険広域連合資料 各年3月末時点

高齢者人口：市市民課(住民基本台帳)資料 各年3月末時点

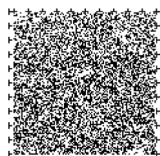
また、後期高齢者（75歳以上）では、令和5（2023）年で全体の35.0%が要介護等の認定を受けており、後期高齢者の約3人に1人が要介護等の状態になっているといえます。

要介護等認定高齢者（後期高齢者）

	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
後期高齢者人口	4,958人	4,953人	4,989人	4,983人	4,847人	4,837人	4,917人
要支援1～要支援2	612人 12.3%	600人 12.1%	653人 13.1%	587人 11.8%	585人 12.1%	537人 11.1%	513人 10.4%
要介護1～要介護2	634人 12.8%	656人 13.2%	667人 13.4%	638人 12.8%	613人 12.6%	634人 13.1%	627人 12.8%
要介護3～要介護5	563人 11.4%	581人 11.7%	594人 11.9%	615人 12.3%	606人 12.5%	588人 12.2%	583人 11.9%
総数	1,809人 36.5%	1,837人 37.1%	1,914人 38.4%	1,840人 36.9%	1,804人 37.2%	1,759人 36.4%	1,723人 35.0%

要介護等認定者数：福岡県介護保険広域連合資料 各年3月末時点

高齢者人口：市市民課(住民基本台帳)資料 各年3月末時点



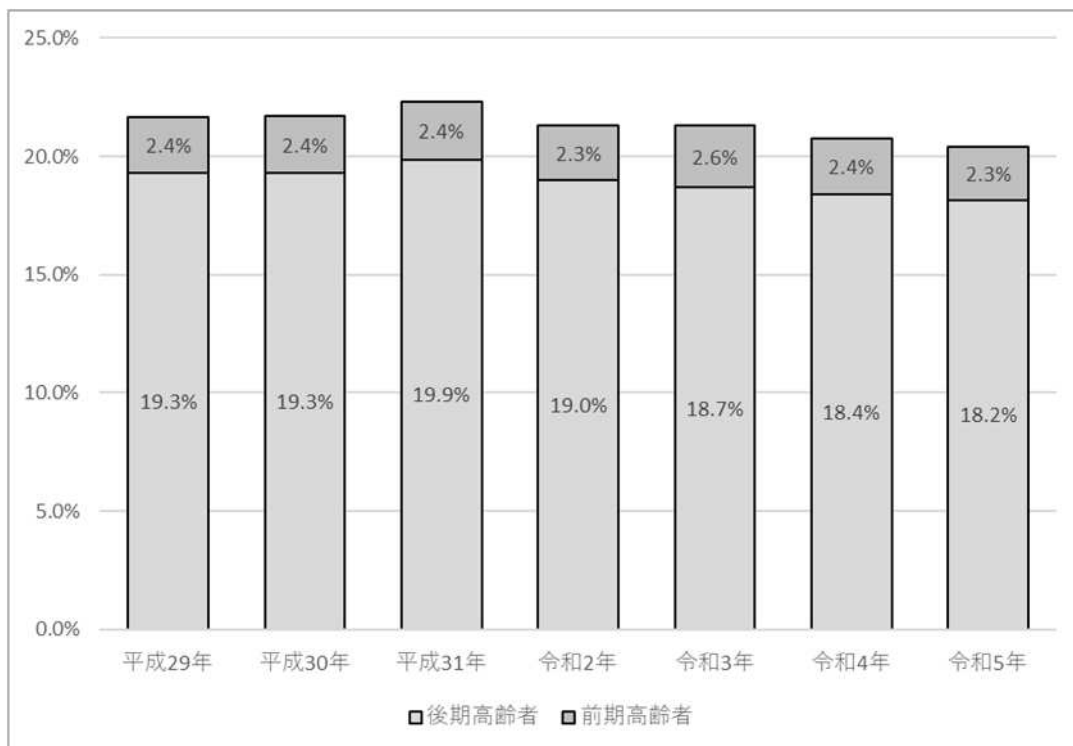
高齢者全体における要介護等認定の割合は、令和5（2023）年では20.4%で、これまで20%～22%台で推移していますが、認定者数は減少傾向にあります。

要介護等認定高齢者（高齢者全体）

	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
高齢者人口	9,375人	9,514人	9,639人	9,692人	9,654人	9,569人	9,485人
前期高齢者	221人 2.4%	227人 2.4%	236人 2.4%	225人 2.3%	252人 2.6%	228人 2.4%	214人 2.3%
後期高齢者	1,809人 19.3%	1,837人 19.3%	1,914人 19.9%	1,840人 19.0%	1,804人 18.7%	1,759人 18.4%	1,723人 18.2%
合計	2,030人 21.7%	2,064人 21.7%	2,150人 22.3%	2,065人 21.3%	2,056人 21.3%	1,987人 20.8%	1,937人 20.4%

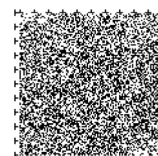
要介護等認定者数：福岡県介護保険広域連合資料 各年3月末時点

高齢者人口：市市民課(住民基本台帳)資料 各年3月末時点



要介護等認定者数：福岡県介護保険広域連合資料 各年3月末時点

高齢者人口：市市民課(住民基本台帳)資料 各年3月末時点



2 障がい者の状況

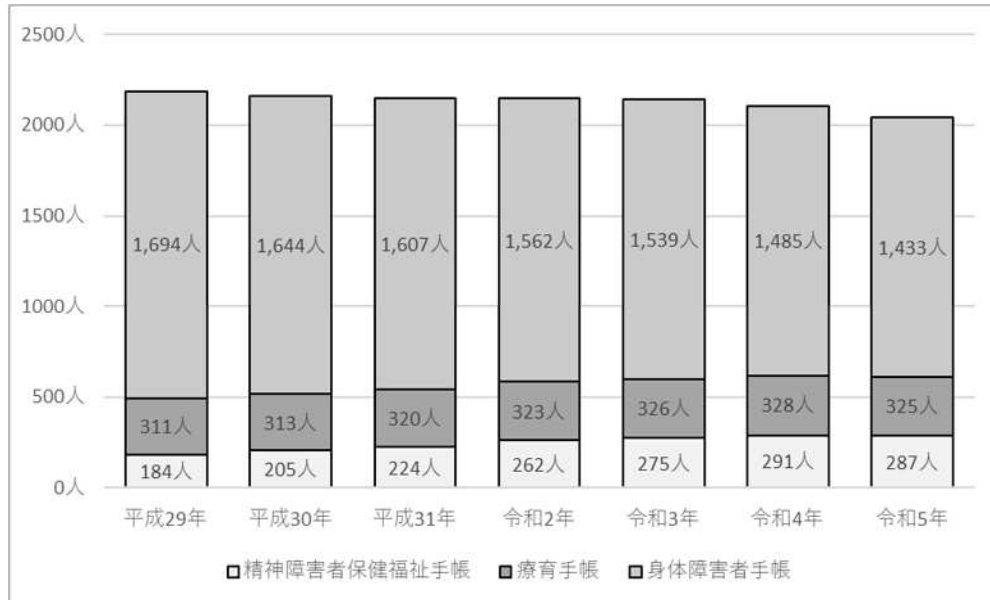
(1) 障害者手帳所持者

障害者手帳所持者の推移は、平成29（2017）年から令和5（2023）年の間では、身体障害者手帳を持つ人は減少傾向にあり、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持つ人は増加傾向にあります。

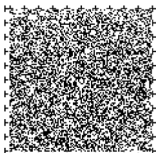
障害者手帳所持者

	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
人口	28,379人	28,244人	28,091人	27,757人	27,336人	26,881人	26,561人
身体障害者 手帳	1,694人 6.0%	1,644人 5.8%	1,607人 5.7%	1,562人 5.6%	1,539人 5.6%	1,485人 5.5%	1,433人 5.4%
療育手帳	311人 1.1%	313人 1.1%	320人 1.1%	323人 1.2%	326人 1.2%	328人 1.2%	325人 1.2%
精神障害者保 健福祉手帳	184人 0.6%	205人 0.7%	224人 0.8%	262人 0.9%	275人 1.0%	291人 1.1%	287人 1.1%
手帳所持者 合計	2,189人 7.7%	2,162人 7.7%	2,151人 7.7%	2,147人 7.7%	2,140人 7.8%	2,104人 7.8%	2,045人 7.7%

手帳所持者：市子育て福祉課資料 各年3月末時点
人口：市市民課(住民基本台帳)資料 各年3月末時点



手帳所持者：市子育て福祉課資料 各年3月末時点
人口：市市民課(住民基本台帳)資料 各年3月末時点



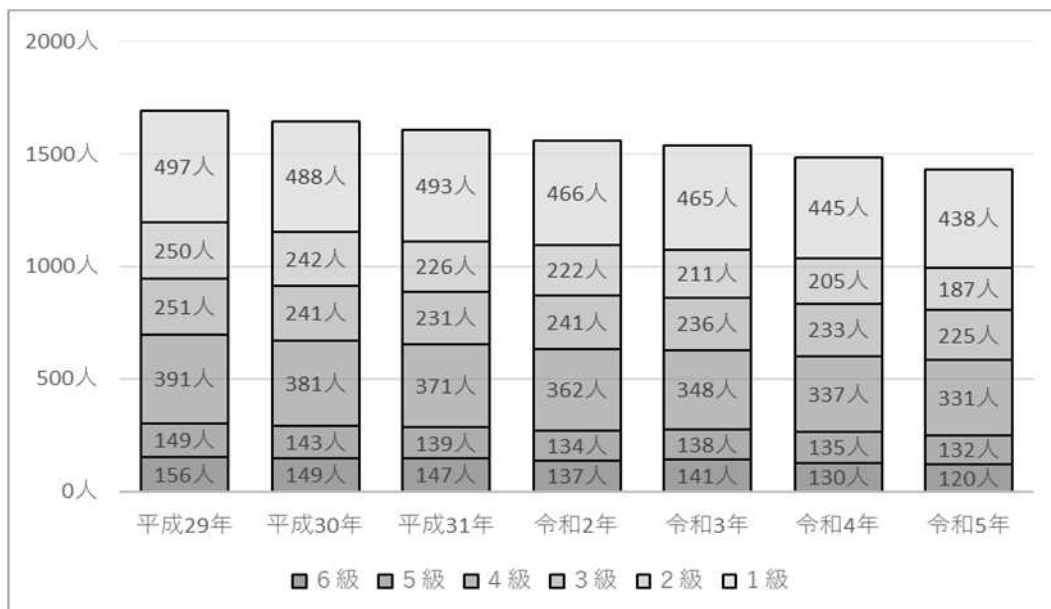
(2) 身体障がい者

身体障害者手帳を持つ身体障がい者を等級別で見ると、令和5（2023）年では、1級が438人となっており、全体で30.6%を占めています。

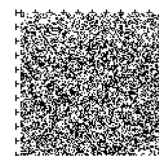
障がいの等級

	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
1級	497人 29.3%	488人 29.7%	493人 30.7%	466人 29.8%	465人 30.2%	445人 30.0%	438人 30.6%
2級	250人 14.8%	242人 14.7%	226人 14.1%	222人 14.2%	211人 13.7%	205人 13.8%	187人 13.0%
3級	251人 14.8%	241人 14.7%	231人 14.4%	241人 15.4%	236人 15.3%	233人 15.7%	225人 15.7%
4級	391人 23.1%	381人 23.2%	371人 23.1%	362人 23.2%	348人 22.6%	337人 22.7%	331人 23.1%
5級	149人 8.8%	143人 8.7%	139人 8.6%	134人 8.6%	138人 9.0%	135人 9.1%	132人 9.2%
6級	156人 9.2%	149人 9.1%	147人 9.1%	137人 8.8%	141人 9.2%	130人 8.8%	120人 8.4%
総計	1,694人	1,644人	1,607人	1,562人	1,539人	1,485人	1,433人

市子育て福祉課資料 各年3月末時点



市子育て福祉課資料 各年3月末時点

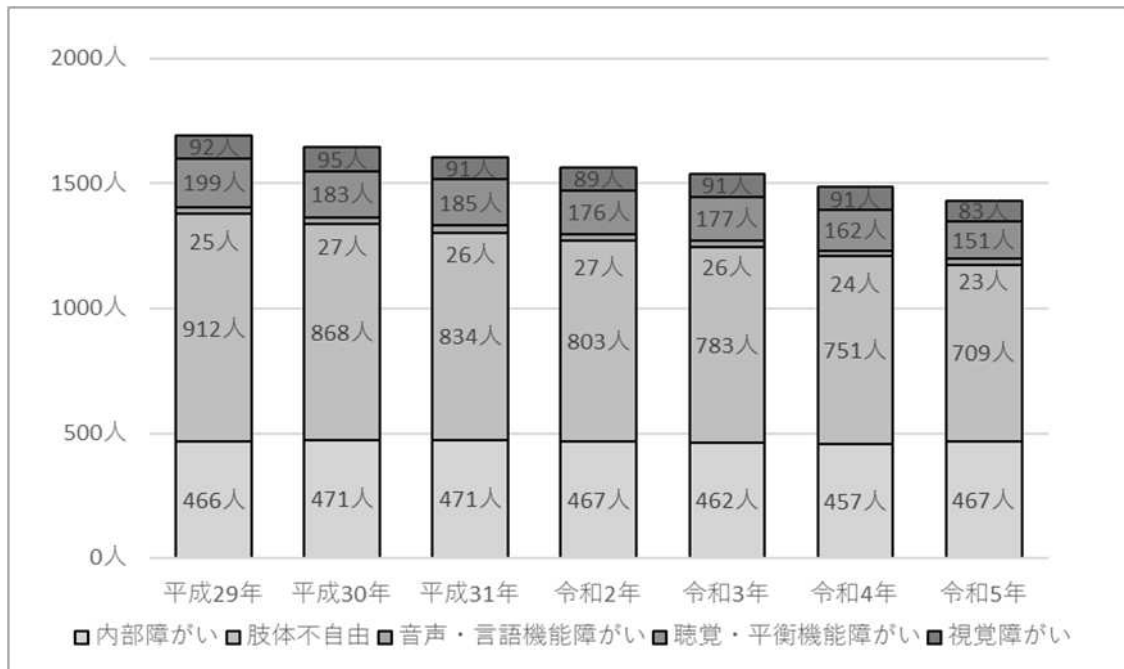


また、身体障害者手帳を持つ身体障がい者を種類別で見ると、肢体不自由の手帳所持者が令和5（2023）年では、709人で全体の49.5%を占めています。

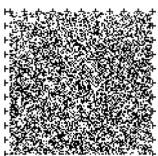
障がいの種類

	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
視覚障がい	92人 5.4%	95人 5.8%	91人 5.7%	89人 5.7%	91人 5.9%	91人 6.1%	83人 5.8%
聴覚・平衡 機能障がい	199人 11.7%	183人 11.1%	185人 11.5%	176人 11.3%	177人 11.5%	162人 10.9%	151人 10.5%
音声・言語 機能障がい	25人 1.5%	27人 1.6%	26人 1.6%	27人 1.7%	26人 1.7%	24人 1.6%	23人 1.6%
肢体不自由	912人 53.8%	868人 52.8%	834人 51.9%	803人 51.4%	783人 50.9%	751人 50.6%	709人 49.5%
内部障がい	466人 27.5%	471人 28.6%	471人 29.3%	467人 29.9%	462人 30.0%	457人 30.8%	467人 32.6%
総計	1,694人	1,644人	1,607人	1,562人	1,539人	1,485人	1,433人

市子育て福祉課資料 各年3月末時点



市子育て福祉課資料 各年3月末時点



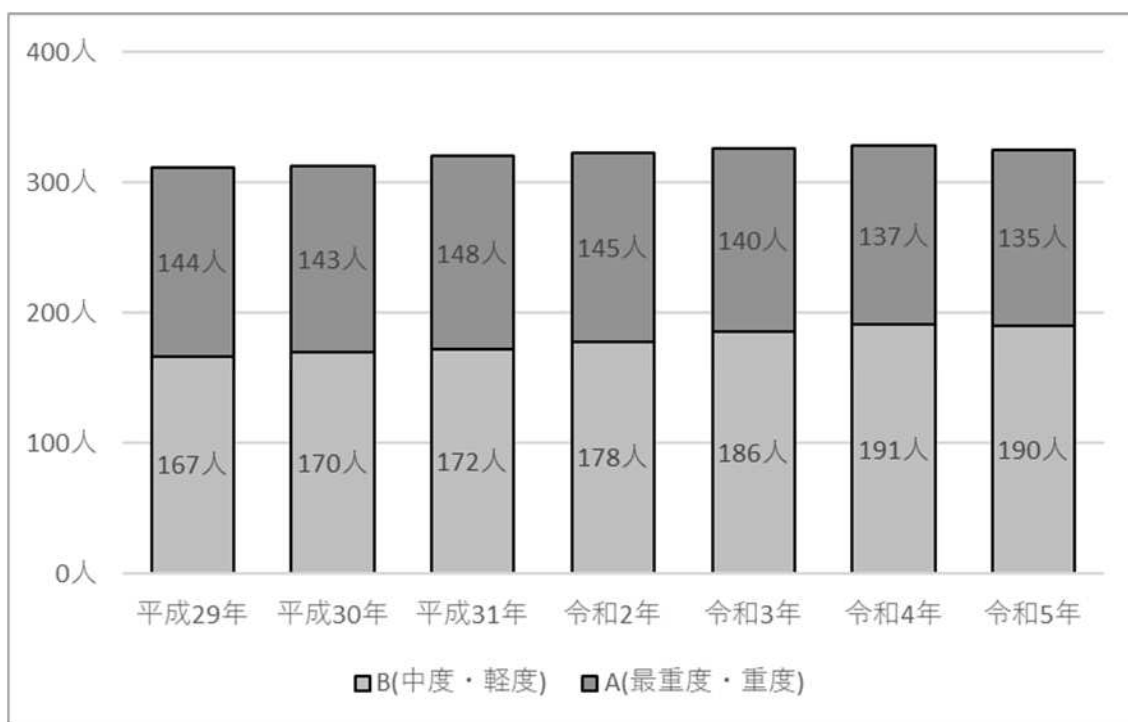
(3) 知的障がい者

療育手帳を持つ知的障がい者を等級別で見ると、令和5（2023）年では、B（中度・軽度）が190人で全体の58.5%を占めています。

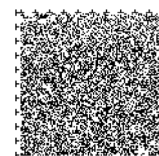
障がいの等級

	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
A(最重度・重度)	144人 46.3%	143人 45.7%	148人 46.3%	145人 44.9%	140人 42.9%	137人 41.8%	135人 41.5%
B(中度・軽度)	167人 53.7%	170人 54.3%	172人 53.8%	178人 55.1%	186人 57.1%	191人 58.2%	190人 58.5%
総計	311人	313人	320人	323人	326人	328人	325人

市子育て福祉課資料 各年3月末時点



市子育て福祉課資料 各年3月末時点



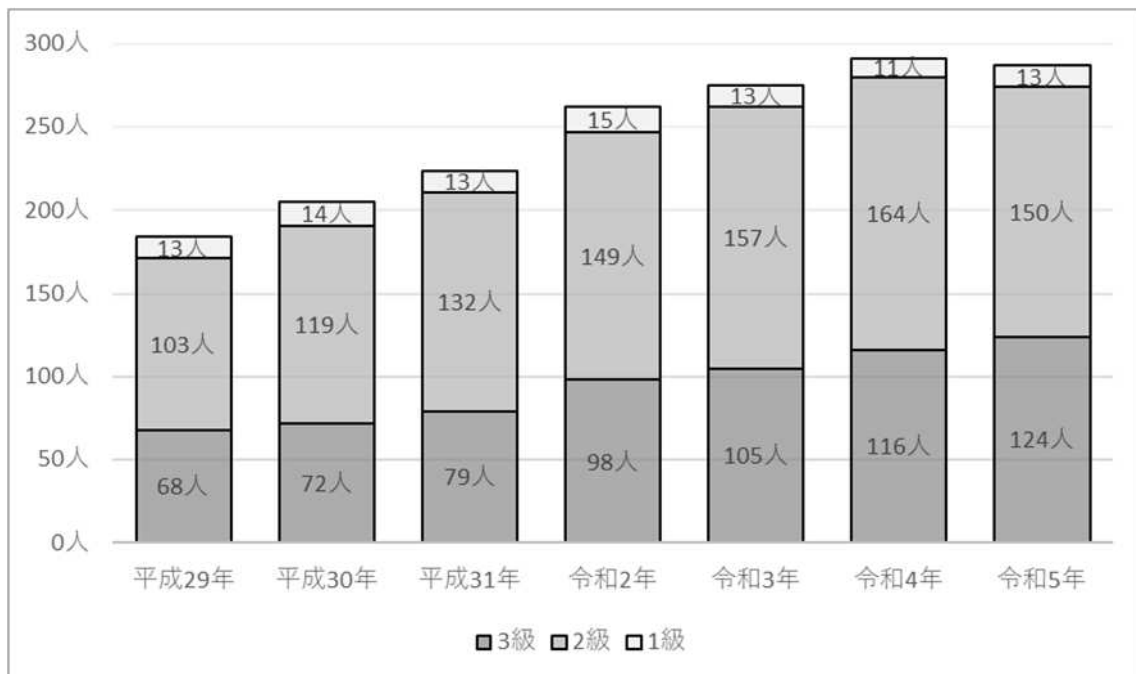
(4) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳を持つ精神障がい者を等級別で見ると、令和5（2023）年では、2級が150人で全体の52.3%を占めています。

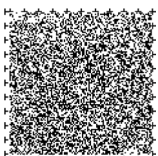
障がいの等級

	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
1級	13人 7.1%	14人 6.8%	13人 5.8%	15人 5.7%	13人 4.7%	11人 3.8%	13人 4.5%
2級	103人 56.0%	119人 58.0%	132人 58.9%	149人 56.9%	157人 57.1%	164人 56.4%	150人 52.3%
3級	68人 37.0%	72人 35.1%	79人 35.3%	98人 37.4%	105人 38.2%	116人 39.9%	124人 43.2%
総計	184人	205人	224人	262人	275人	291人	287人

市子育て福祉課資料 各年3月末時点



市子育て福祉課資料 各年3月末時点



3 子ども・子育ての状況

(1) 17歳以下の児童数

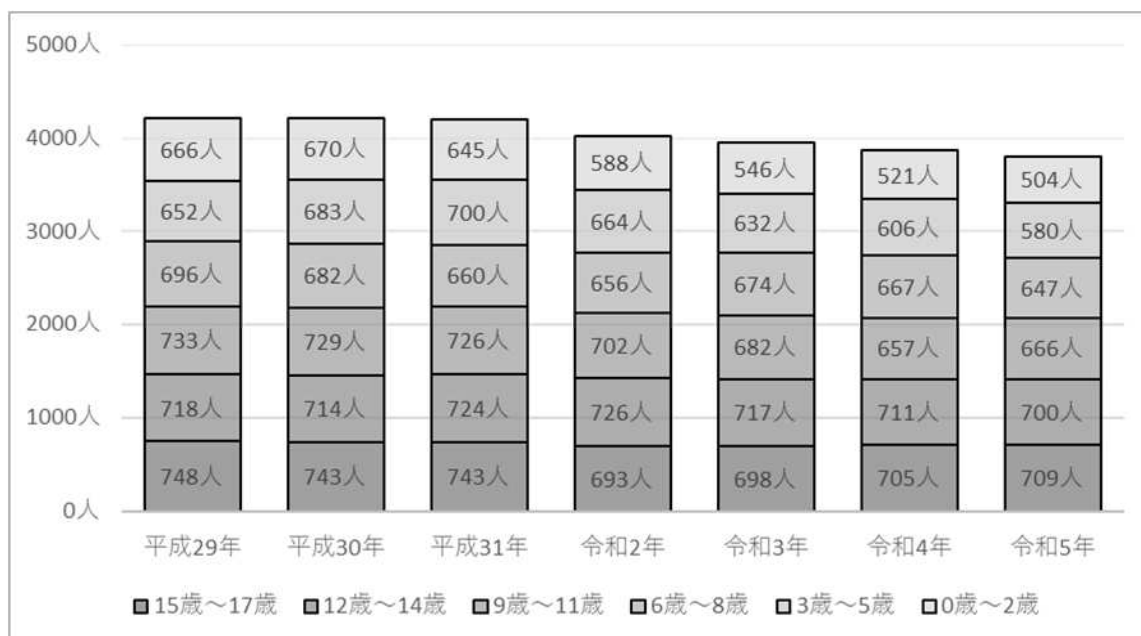
本市の児童数をみると、平成29（2017）年から令和5（2023）年の間に、総数で4,213人から3,806人と407人減少しています。

特に0歳～2歳児の減少が目立ち、666人から504人と162人減少しています。

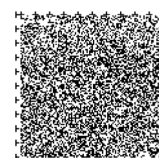
児童数

	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
0歳～2歳	666人	670人	645人	588人	546人	521人	504人
3歳～5歳	652人	683人	700人	664人	632人	606人	580人
6歳～8歳	696人	682人	660人	656人	674人	667人	647人
9歳～11歳	733人	729人	726人	702人	682人	657人	666人
12歳～14歳	718人	714人	724人	726人	717人	711人	700人
15歳～17歳	748人	743人	743人	693人	698人	705人	709人
総計	4,213人	4,221人	4,198人	4,029人	3,949人	3,867人	3,806人

市市民課（住民基本台帳）資料 各年3月末時点



市市民課（住民基本台帳）資料 各年3月末時点



(2) 出生数

本市の出生数をみると、平成29（2017）年度から令和4（2022）年度の間、235人から167人へと68人減少しています。

出生数

平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
235人	218人	180人	192人	153人	167人
平成29年度を基 点とした増減数	▲17人	▲55人	▲43人	▲82人	▲68人
平成29年度を基 点とした増減率	▲7.2%	▲23.4%	▲18.3%	▲34.9%	▲28.9%

市市民課資料 各年4月1日～翌年3月末時点

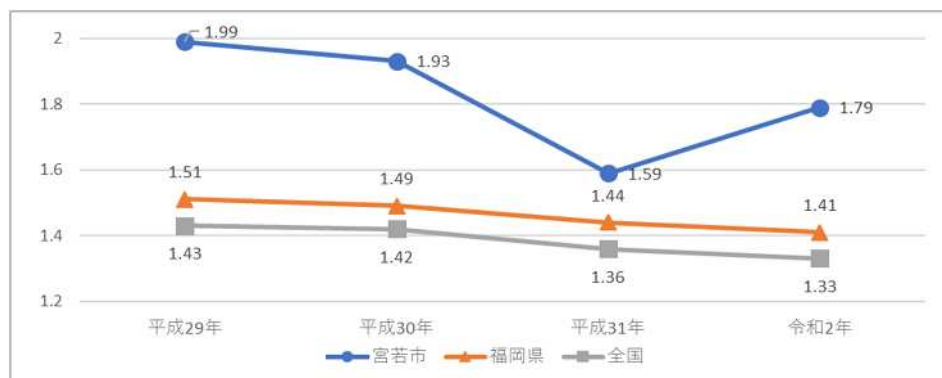
(3) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率をみると、平成29（2017）年から令和2（2020）年の間、福岡県や全国の合計特殊出生率を上回っていますが、1.99から1.79と0.2ポイント減少しています。

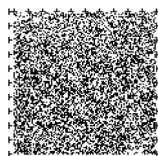
合計特殊出生率

	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)
宮若市	1.99	1.93	1.59	1.79
福岡県	1.51	1.49	1.44	1.41
全国	1.43	1.42	1.36	1.33

人口動態統計及び福岡県保健環境研究所資料 各年4月1日～翌年3月末時点



人口動態統計及び福岡県保健環境研究所資料 各年4月1日～翌年3月末時点



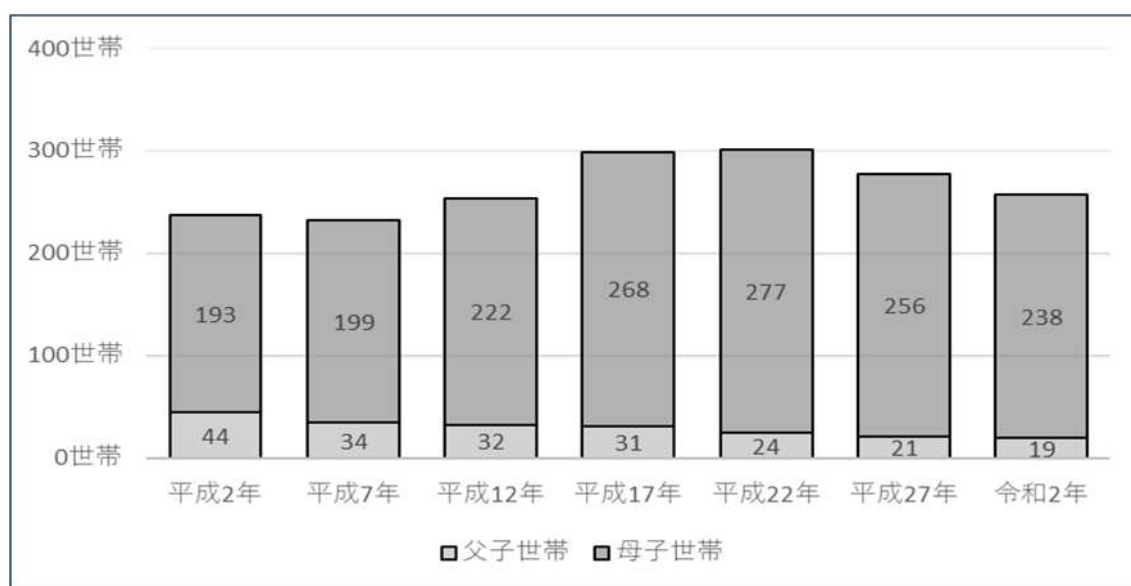
(4) ひとり親家庭

本市のひとり親家庭の状況について、国勢調査で見ると、平成2（1990）年から令和2（2020）年の間では、母子世帯が193世帯から238世帯と45世帯増加し、父子世帯が44世帯から19世帯と25世帯減少しています。

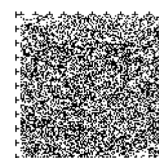
ひとり親家庭

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
母子世帯	193世帯	199世帯	222世帯	268世帯	277世帯	256世帯	238世帯
父子世帯	44世帯	34世帯	32世帯	31世帯	24世帯	21世帯	19世帯
計	237世帯	233世帯	254世帯	299世帯	301世帯	277世帯	257世帯

総務省国勢調査 各年10月1日時点



総務省国勢調査 各年10月1日時点



(5) 未就学児の教育・保育

本市の未就学児の教育・保育の状況をみると、認定こども園、企業主導型保育所の児童数は増加していますが、認可保育所、広域保育は減少しています。

また、幼稚園の状況については、幼稚園の児童数は減少していますが、認定こども園（幼稚園）の利用数は増加しています。

未就学児の教育・保育（保育所等）

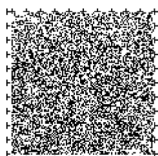
	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
認定こども園	127人	142人	246人	223人	220人	197人	203人
認可保育所	440人	460人	353人	394人	374人	389人	375人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人	7人
広域保育	58人	44人	43人	32人	25人	20人	15人
企業主導型保育所				40人	41人	51人	53人
合計	625人	646人	642人	689人	660人	657人	653人

市子育て福祉課資料 各年4月1日時点

未就学児の教育・保育（幼稚園）

	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
幼稚園(市内公立)	143人	151人	146人	135人	122人	105人	97人
認定こども園(市内私立)	6人	20人	30人	36人	33人	35人	26人
合計	149人	171人	176人	171人	155人	140人	123人

市教育総務課資料 各年5月1日時点



(6) 小学校児童の教育・保育

本市の小学校の教育・保育状況をみると、小学校児童数は、平成29（2017）年から令和5（2023）年にかけて、減少傾向にあります。

学童保育は、保護者の勤務等の都合により、昼間家庭に保護者がいない児童を対象に、放課後に小学校等の空教室や学童保育所において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした事業です。

学童保育は、対象が小学校全学年となっており、学童保育を利用する児童の割合は、増加傾向にあります。

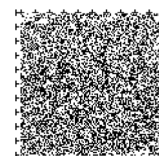
小学校児童数と学童保育利用児童数

	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
小学校児童数	1,422人	1,404人	1,374人	1,348人	1,351人	1,312人	1,297人
学童保育	252人 17.7%	260人 18.5%	289人 21.0%	292人 21.7%	279人 20.7%	313人 23.9%	312人 24.1%

市子育て福祉課・学校教育課資料 各年5月1日時点



市子育て福祉課・学校教育課資料 各年5月1日時点



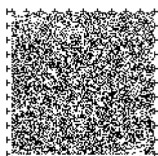
(7) 障がい児の教育・保育

障がいのある児童、生徒の教育・保育の状況は、次のとおりとなっています。

障がい児の教育・保育

	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
保育所	1人	0人	2人
認定こども園	0人	0人	0人
幼稚園	3人	0人	1人
小学校特別支援学級	21人	37人	52人
中学校特別支援学級	10人	10人	13人

市子育て福祉課・学校教育課資料 各年5月1日時点
 ※保育所及び認定こども園は、特別児童扶養手当の受給児童数



4 その他の支援を必要とする人の状況

(1) 生活保護

本市の生活保護の被保護世帯、被保護者数は、令和5（2023）年3月末時点では、被保護世帯684世帯、被保護者880人となっています。

生活保護

	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
被保護世帯数	787世帯 6.03%	757世帯 5.75%	735世帯 5.56%	725世帯 5.44%	736世帯 5.53%	729世帯 5.52%	684世帯 5.18%
被保護者数	1,074人 3.78%	1,013人 3.59%	979人 3.49%	942人 3.39%	962人 3.52%	941人 3.50%	880人 3.31%
相談件数	155件	133件	116件	138件	160件	171件	186件
住民基本台帳世帯数	13,062世帯	13,154世帯	13,224世帯	13,330世帯	13,309世帯	13,197世帯	13,212世帯
住民基本台帳人口	28,379人	28,244人	28,091人	27,757人	27,336人	26,881人	26,561人

市市民課・保護人權課資料 各年3月末時点

(2) 生活困窮者

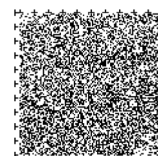
本市では、生活困窮者の自立の促進を図るため、生活困窮者からの相談に応じた支援を行う自立相談支援事業と就業に向けた生活基盤の安定を図るうえで当面の住居費用の給付を行う住居確保給付金事業の2事業を実施しています。

自立相談支援は、令和5（2023）年は151件の相談を受けています。

生活困窮者自立相談支援事業

	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
自立相談支援	41件	53件	60件	129件	403件	235件	151件
住居確保給付金	1件	1件	0件	2件	12件	5件	2件

市保護人權課資料 各年3月末時点



5 地域の状況

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づく民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員を兼務するとされています。

本市の民生委員・児童委員は、行政区の世帯数に応じて各地区を担当しています。

民生委員・児童委員数	75人
------------	-----

市子育て福祉課資料 令和5（2023）年4月1日時点

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、都道府県・市区町村に設置された民間の社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織です。

(3) 自治会組織

本市には、76地区に自治会組織があります。
また、自治会加入世帯率は、54.0%です。

自治会数	76地区
自治会加入世帯率	54.0%

市まちづくり推進課資料 令和5（2023）年4月1日時点

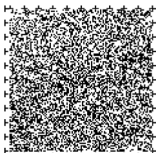
(4) 福祉委員

社会福祉協議会の働きかけで、自治会毎に取り組みが進んでいる福祉委員は、地域の要援護者をいち早く発見して、自治会長、民生委員・児童委員等と協力して地域住民の中心となって活動しています。

福祉委員は、これまで60地区で設置され、335人が活動しています。

福祉委員設置自治会数	60地区
福祉委員数	335人

市社会福祉協議会資料 令和5（2023）年4月1日時点



(5) 福祉会

社会福祉協議会の働きかけで、自治会毎に設置が進んでいる福祉会は、このまちをもっと住みやすくするために、自治会の福祉部門を担当する専門部会的な位置づけで福祉活動を進めています。

福祉会は、21地区の自治会で設置されています。

福祉会設置自治会数	21地区
-----------	------

市社会福祉協議会資料 令和5(2023)年4月1日時点

(6) 老人クラブ

本市の老人クラブは、38クラブが組織されていますが、65歳以上の加入率は19.3%と低くなっています。

老人クラブ数	38クラブ
65歳以上の加入率	19.3%

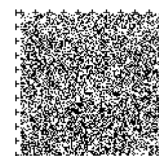
市社会教育課資料 令和5(2023)年4月1日時点

(7) 社会福祉資源

本市には、高齢者入所施設や障害者支援施設、保育施設等があります。

介護老人福祉施設	4施設	要介護高齢者のための生活施設
介護老人保健施設	3施設	要介護高齢者にリハビリ等を提供し、在宅復帰を目指す施設
介護医療院	1施設	要介護高齢者の長期療養・生活のための施設
養護老人ホーム	1施設	環境上及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者のための施設
障害者支援施設	3施設	介護や援助が必要で、なおかつ自宅で生活することが困難な障がい者を対象とした入所施設
母子生活支援施設	1施設	生活上の様々な問題のため、子どもの養育が困難な母が子どもと一緒に入所できる施設
保育所	4施設	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設
幼保連携型認定こども園	1施設	「満3歳以上の子どもに対する教育」と「保育を必要とする子どもに対する保育」を一体的に行い、保護者への子育ての支援を行うことを目的として設置される施設
事業所内保育事業所	1施設	事業主や事業主団体がその従業員の乳児・幼児（主に満3歳未満）を保育するために設置する施設
企業主導型保育施設	5施設	子ども・子育て拠出金を負担している企業等がその従業員のために設置する保育施設

市健康福祉課・子育て福祉課資料 令和5(2023)年4月1日時点



第3節 地域の支援を必要とする人々の課題

1 高齢者支援の課題

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年度を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築に取り組む必要があります。

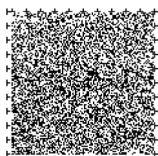
地域包括ケアシステムは、市町村が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが大切です。

公的介護サービスの提供だけでは支えきれない老老介護の問題、高齢者虐待、孤独死といった高齢者を取り巻くさまざまな問題に地域と共に取り組む必要があります。

本市における介護保険事業は、福岡県介護保険広域連合を保険者として広域的な運営を行っていますが、サービスの利用や介護給付費は増加し、厳しい保険財政となっています。そのため、今後は、生涯にわたる健康づくりの推進と介護予防の推進が重要性を増しています。



家族介護教室の様子(市健康福祉課高齢者福祉係)
高齢者向け献立についての講義を行っています。



2 障がい者支援の課題

本市における障がい者数は、身体障がい者は減少傾向、知的障がい者、精神障がい者は増加傾向にあり、障害福祉サービス等の利用は障がい者、障がい児共に増加しています。

障がい者が地域や職場で生きがいや役割を持ち、医療・福祉・雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築が必要です。

そのため、障がい者本人の希望に応じて、施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実及び福祉や雇用が連携した支援、障がい者雇用の質の向上等の推進が重要です。

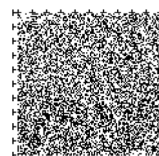
また、障がい者本人やその家族等が相談しやすい環境を整えていくことも重要です。

3 子ども・子育て支援の課題

全国的に少子化、核家族化の進行や地域における地縁的なつながりの希薄化、また、女性の社会進出が一般的となっているなか、子育て環境を改善し、家庭や子育てに夢を持てる社会を実現するため、子育て支援の取組が行われています。

国は、令和5（2023）年4月より、全ての子どもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して「こども家庭庁」を創設しました。

子育てで孤立しないよう、地域や行政の協働により、結婚・妊娠・出産・子育て期を通じた切れ目のない支援や、要保護児童対策地域協議会との連携の下、虐待やいじめ又はそれらのおそれがある児童等への適切な対応や家庭への支援は、重要です。



4 その他の支援を必要とする人への支援の課題

令和2年春から続くコロナ禍は、休業や雇止め等による経済的困窮に加え、緊急事態宣言等に伴う外出自粛により人とのつながりが変化し、社会的に孤立を深める人、DV・虐待など家庭に問題を抱える人の相談について、本市では家庭児童相談室や地域包括支援センター、困りごと相談室などで対応しています。

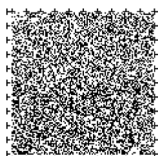
こうした相談は、コロナ禍以前から生活困窮のおそれがあった人や脆弱な生活基盤のもと暮らしていた人がいかに多く存在していたかを浮き彫りにしました。

このような中、自立相談支援機関の相談窓口における新規相談受付件数や都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付（以下「特例貸付」という。）、住居確保給付金の申請件数は急増し、個人事業主や若年層などこれまで生活困窮の相談窓口につながっていなかった新たな相談者層からの相談が増加しました。

生活困窮者への支援は、複合的な課題を抱えていることが多く、制度のはざまに陥らないよう、できる限り幅広く対応する必要があります。そのため、公的サービスと民間団体独自の支援、地域との連携ができる環境整備等に取り組むことが重要です。



宮若市生活困窮者自立相談支援室（困りごと相談室）は市役所2階にあります。



第4節 アンケート調査結果から見る現状

1 調査目的

本調査は、第2期宮若市地域福祉計画策定にあたり、市民や福祉に関する活動をされている団体・事業者のニーズや地域の課題などについてお聞きし、今後の具体的な施策を推進するための基礎資料とするために実施しました。

2 調査概要

○地域福祉計画に関するアンケート調査

- (1) 調査対象者 宮若市に住む20歳以上の市民（以下「あなた」と記載。）
の中から2,000人を抽出
- (2) 調査方法 郵送による配布、回収調査
郵送による配布、Webによる回答
- (3) 調査期間 令和4(2022)年12月20日～令和5(2023)年1月11日

○地域福祉計画に関する団体・事業者アンケート調査

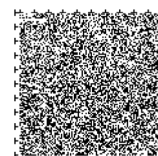
- (1) 調査対象者 宮若市内にある福祉事業者（以下「貴団体」と記載。）
等（児童・障がい・高齢者）のうち100事業所を抽出
- (2) 調査方法 郵送による配布、回収調査
- (3) 調査期間 令和4(2022)年12月1日～令和4(2022)年12月27日

3 回収状況

調査対象	発送数	回収数	回収率			
地域福祉計画に関する アンケート調査	2,000件	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>郵送 599件</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">671件</td> </tr> <tr> <td>WEB 72件</td> </tr> </table>	郵送 599件	671件	WEB 72件	33.6%
郵送 599件	671件					
WEB 72件						
地域福祉計画に関する団 体・事業者アンケート調査	100件	67件	67.0%			

4 報告書利用上の注意

- 端数処理の関係上、構成比（%）の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比（%）は小数点第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比（%）を合計すると100%を超える場合があります。
- 図中の“n”は、各設問の対象者数を表しています。
- 表の上段は構成比、下段は回答数を表しています。

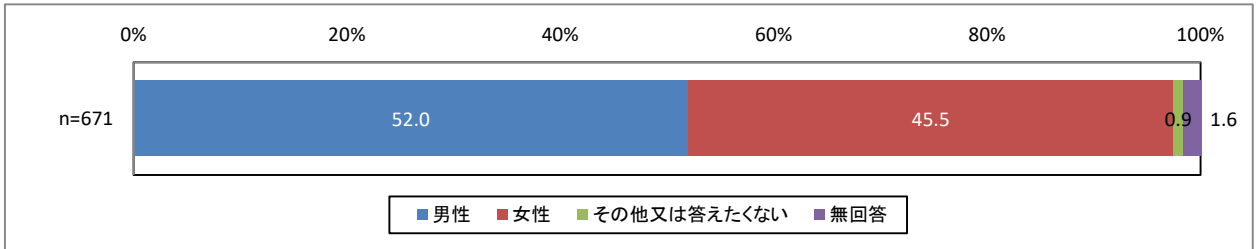


5 地域福祉計画に関するアンケート調査結果

1 あなたのことについて

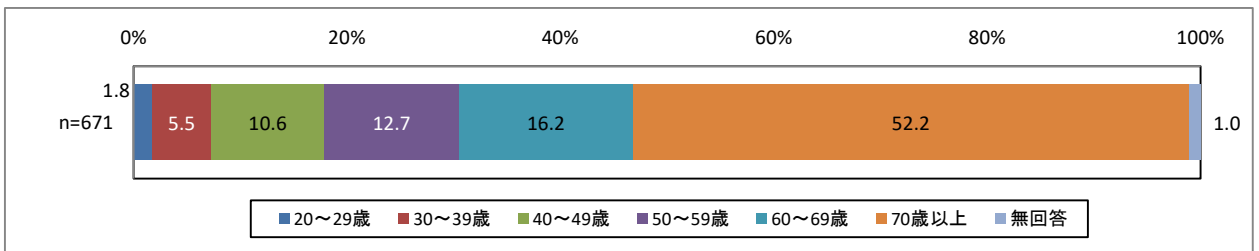
問1 性別を教えてください。

「男性」が52.0%で最も多く、次いで「女性」45.5%、「その他又は答えたくない」0.9%の順となっています。



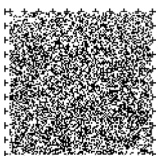
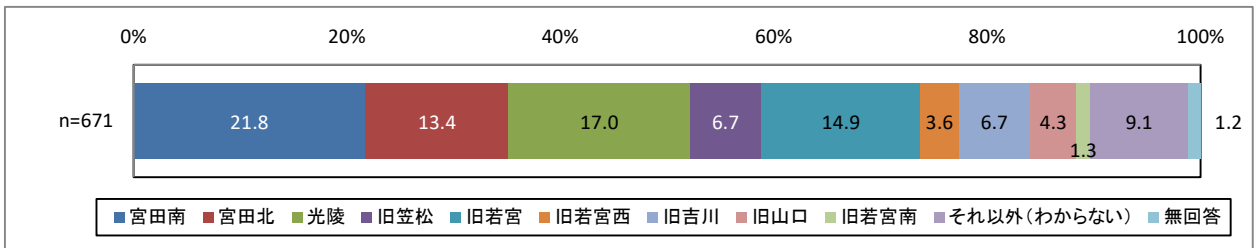
問2 年齢を教えてください。

「70歳以上」が52.2%で最も多く、次いで「60～69歳」16.2%、「50～59歳」12.7%の順となっています。



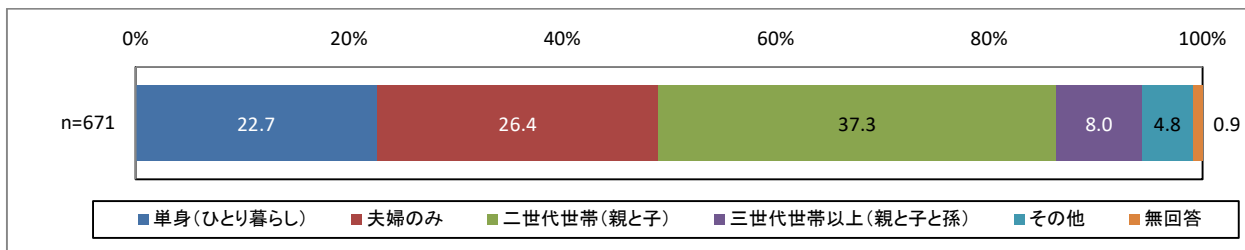
問3 住んでいる小学校区を教えてください。

「宮田南」が21.8%で最も多く、次いで「光陵」17.0%、「旧若宮」14.9%の順となっています。



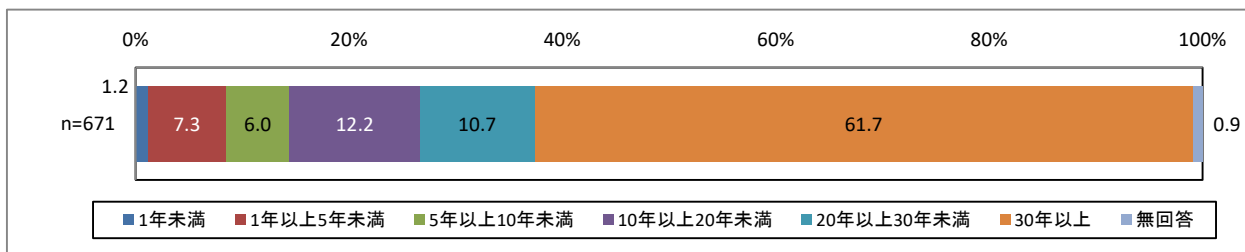
問4 家族構成を教えてください。

「二世世代世帯（親と子）」が37.3%で最も多く、次いで「夫婦のみ」26.4%、「単身（ひとり暮らし）」22.7%の順となっています。



問5 現在の地域に住んでどれくらいになりますか。

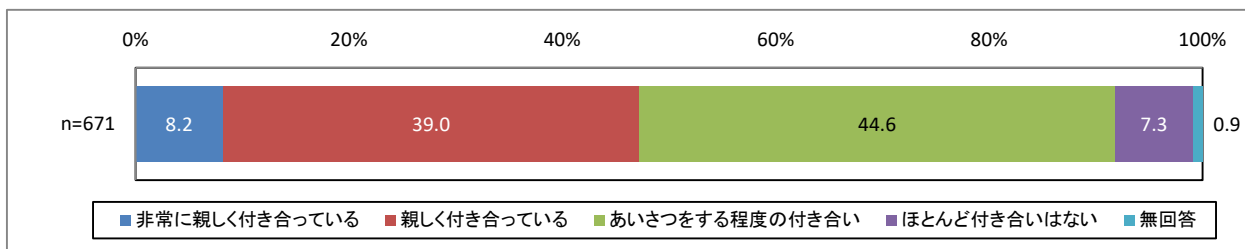
「30年以上」が61.7%で最も多く、次いで「10年以上20年未満」12.2%、「20年以上30年未満」10.7%の順となっています。



2 「地域」との関わりについて

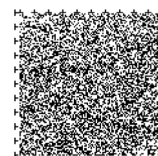
問6 あなたはご近所の人とどの程度お付き合いがありますか。

「あいさつをする程度の付き合い」が44.6%で最も多く、次いで「親しく付き合っている」39.0%、「非常に親しく付き合っている」8.2%の順となっています。

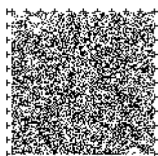


近所付き合いの程度を年齢別で見ると、「親しく付き合っている」で「60歳以上」、「ほとんど付き合いはない」では、「20代」が多くなっています。

居住年数別では、「非常に親しく付き合っている」「親しく付き合っている」ともに、「30年以上」が多くなっています。



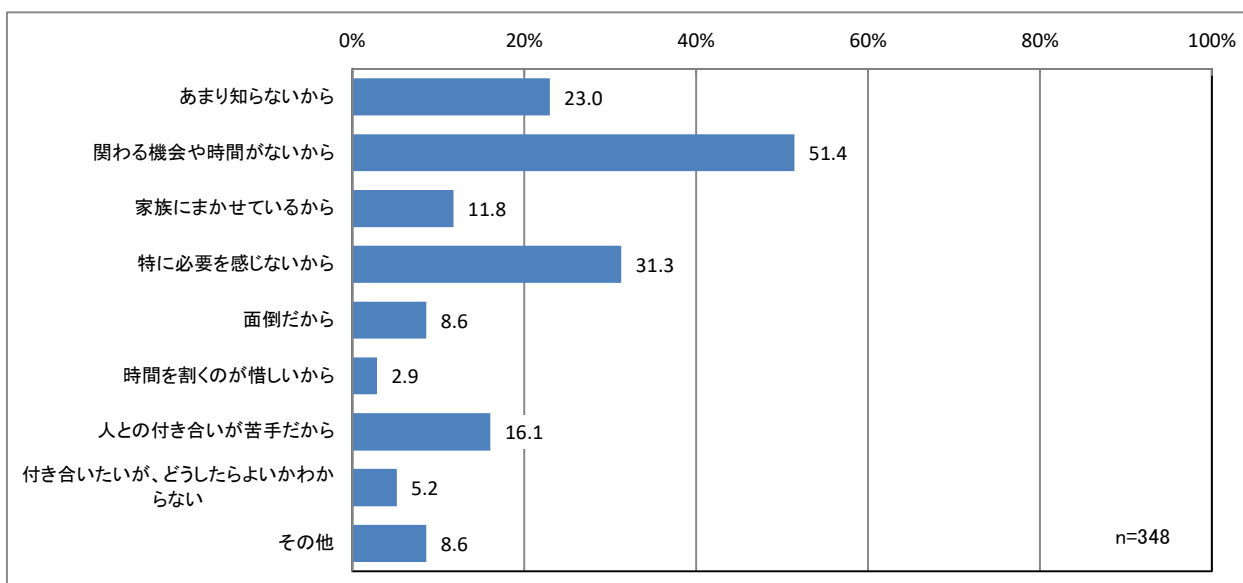
属性	区分	全体	非常に親しく付き合っている	親しく付き合っている	あいさつをする程度の付き合い	ほとんど付き合いはない	無回答	
総数	-	100.0	8.2	39.0	44.6	7.3	0.9	
		671	55	262	299	49	6	
年齢	20～29歳	100.0	-	-	58.3	41.7	-	
		12	-	-	7	5	-	
	30～39歳	100.0	-	27.0	64.9	8.1	-	
		37	-	10	24	3	-	
	40～49歳	100.0	5.6	23.9	56.3	14.1	-	
		71	4	17	40	10	-	
	50～59歳	100.0	1.2	32.9	57.6	8.2	-	
		85	1	28	49	7	-	
	60～69歳	100.0	8.3	43.1	40.4	7.3	0.9	
		109	9	47	44	8	1	
	70歳以上	100.0	11.4	45.4	37.7	4.6	0.9	
		350	40	159	132	16	3	
	居住年数	1年未満	100.0	-	25.0	75.0	-	-
			8	-	2	6	-	-
1年以上5年未満		100.0	-	18.4	59.2	22.4	-	
		49	-	9	29	11	-	
5年以上10年未満		100.0	-	15.0	72.5	12.5	-	
		40	-	6	29	5	-	
10年以上20年未満		100.0	3.7	19.5	62.2	14.6	-	
		82	3	16	51	12	-	
20年以上30年未満		100.0	2.8	27.8	61.1	8.3	-	
		72	2	20	44	6	-	
30年以上	100.0	12.1	50.2	33.1	3.6	1.0		
	414	50	208	137	15	4		



問6で「3. あいさつをする程度の付き合い」「4. ほとんど付き合いはない」と回答した方におうかがいします。

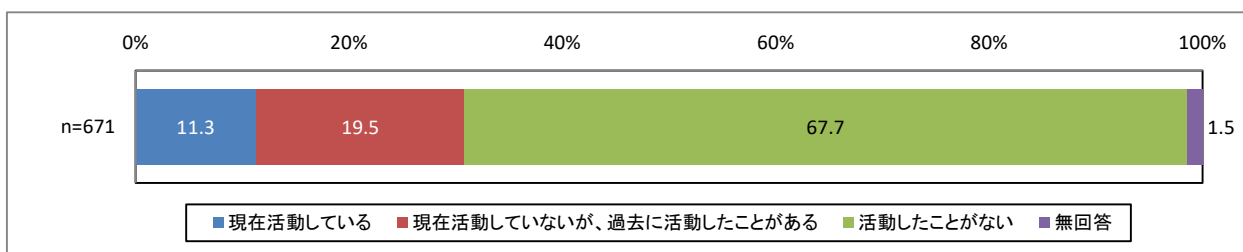
問6-1 付き合いがほとんどないのはなぜですか。(複数回答)

「関わる機会や時間がないから」が51.4%で最も多く、次いで「特に必要を感じないから」31.3%、「あまり知らないから」23.0%の順となっています。

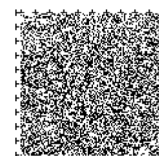


問7 あなたは、宮若市でひとり暮らしのお年寄りの見守りや子育て支援等のボランティア活動（以下「活動」）をしたことがありますか。

「活動したことがない」が67.7%で最も多く、次いで「現在活動していないが、過去に活動したことがある」19.5%、「現在活動している」11.3%の順となっています。



ボランティアの活動状況を年齢別で見ると、「現在活動している」では、年代が高くなるほど多くなっています。

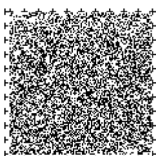
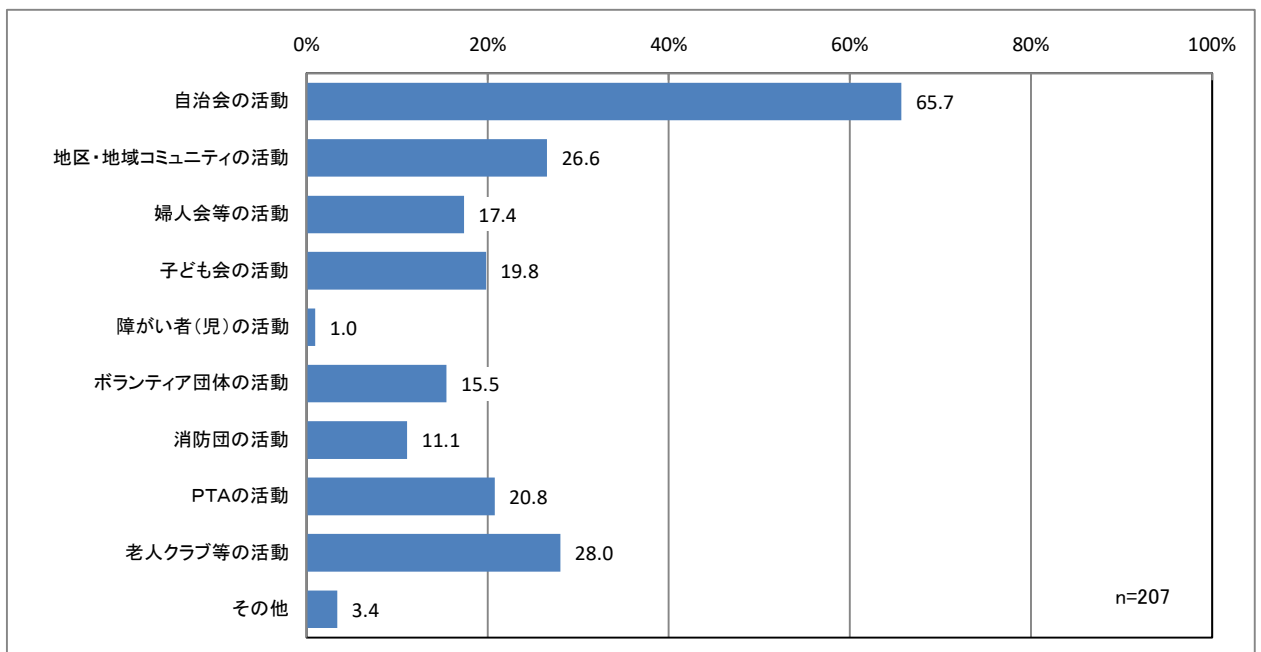


属性	区分	全体	現在活動している	過去に活動してないが、 ある	現在活動してない 活動したことがない	無回答
総数	-	100.0 671	11.3 76	19.5 131	67.7 454	1.5 10
年齢	20~29歳	100.0 12	-	-	100.0 12	-
	30~39歳	100.0 37	8.1 3	5.4 2	86.5 32	-
	40~49歳	100.0 71	8.5 6	12.7 9	78.9 56	-
	50~59歳	100.0 85	11.8 10	7.1 6	81.2 69	-
	60~69歳	100.0 109	10.1 11	18.3 20	70.6 77	0.9 1
	70歳以上	100.0 350	13.1 46	26.3 92	58.6 205	2.0 7

問7で「1. 現在活動している」「2. 現在活動していないが、過去に活動したことがある」と回答した方におうかがいします。

問7-1 どんな活動をしていますか（していましたか）。（複数回答）

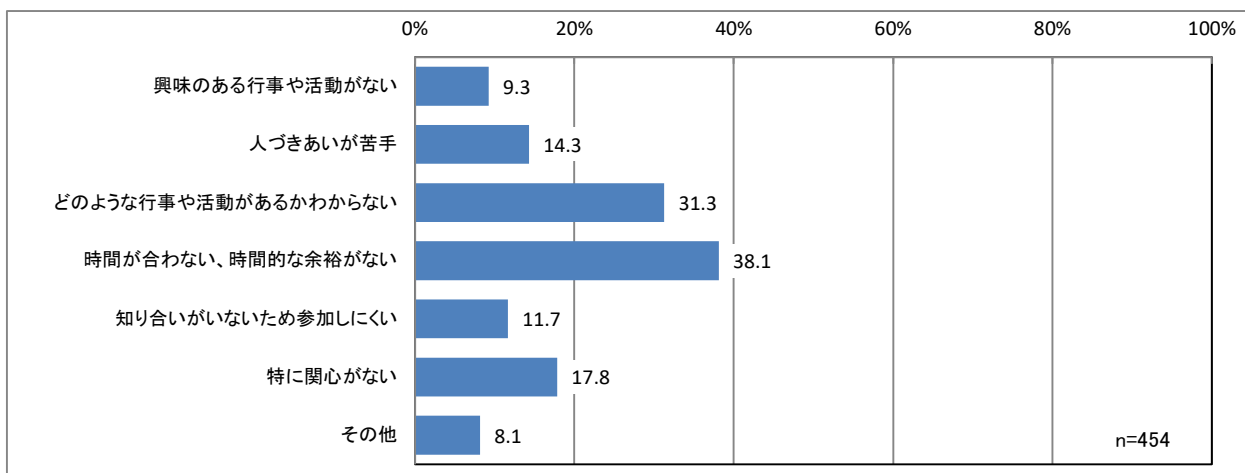
「自治会の活動」が65.7%で最も多く、次いで「老人クラブ等の活動」28.0%、「地区・地域コミュニティの活動」26.6%の順となっています。



問7で「3. 活動したことがない」と回答した方におうかがいします。

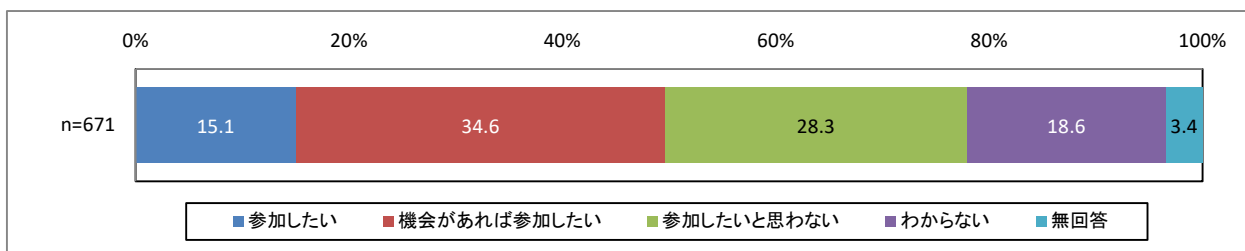
問7-2 活動したことがない理由は何ですか。(複数回答)

「時間が合わない、時間的な余裕がない」が38.1%で最も多く、次いで「どのような行事や活動があるかわからない」31.3%、「特に関心がない」17.8%の順となっています。

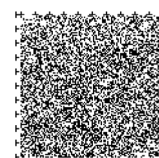


問8 あなたは、今後とも、あるいは今後、自治会や子ども会、PTAなどの活動や行事に参加したいと思いませんか。

「機会があれば参加したい」が34.6%で最も多く、次いで「参加したいと思わない」28.3%、「わからない」18.6%の順となっています。



PTAなどの活動や行事の参加意向を年齢別にみると、あまり年代に片寄らず、「参加したい」「機会があれば参加したい」の回答がみられます。

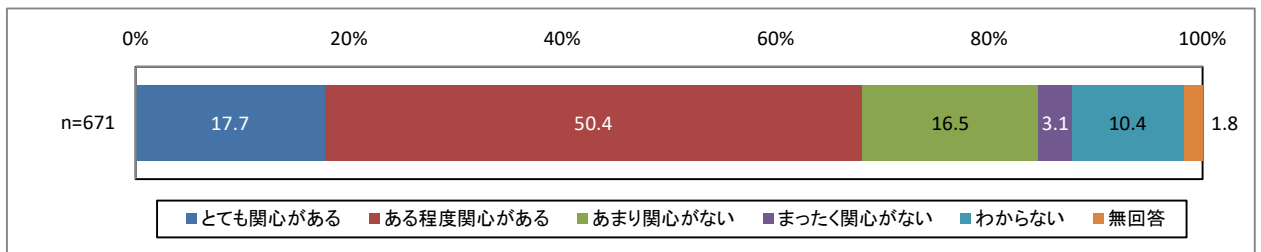


属性	区分	全体	参加したい	機会があれば参加したい	参加したいと思わない	わからない	無回答
総数	-	100.0	15.1	34.6	28.3	18.6	3.4
		671	101	232	190	125	23
年齢	20～29歳	100.0	-	16.7	75.0	8.3	-
		12	-	2	9	1	-
	30～39歳	100.0	13.5	29.7	29.7	27.0	-
		37	5	11	11	10	-
	40～49歳	100.0	9.9	39.4	38.0	12.7	-
		71	7	28	27	9	-
	50～59歳	100.0	8.2	35.3	31.8	24.7	-
		85	7	30	27	21	-
	60～69歳	100.0	14.7	36.7	28.4	18.3	1.8
		109	16	40	31	20	2
	70歳以上	100.0	18.6	34.0	23.7	18.3	5.4
		350	65	119	83	64	19

3 「福祉」について

問9 あなたは福祉について関心がありますか。

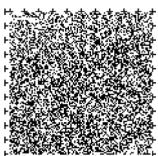
「ある程度関心がある」が50.4%で最も多く、次いで「とても関心がある」17.7%、「あまり関心がない」16.5%の順となっています。

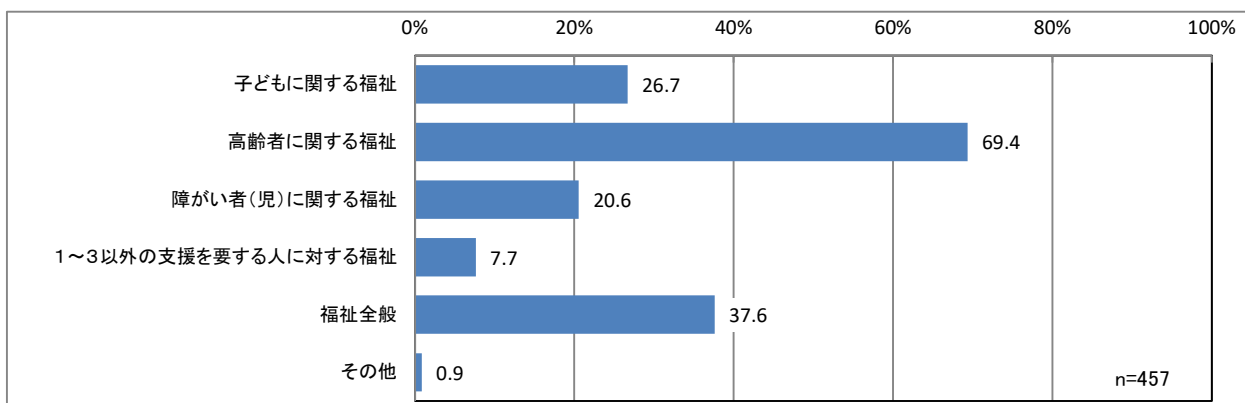


問9で「1. とても関心がある」「2. ある程度関心がある」と回答した方におうかがいします。

問9-1 福祉のどのような分野に関心がありますか。(複数回答)

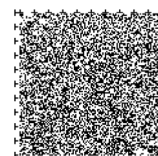
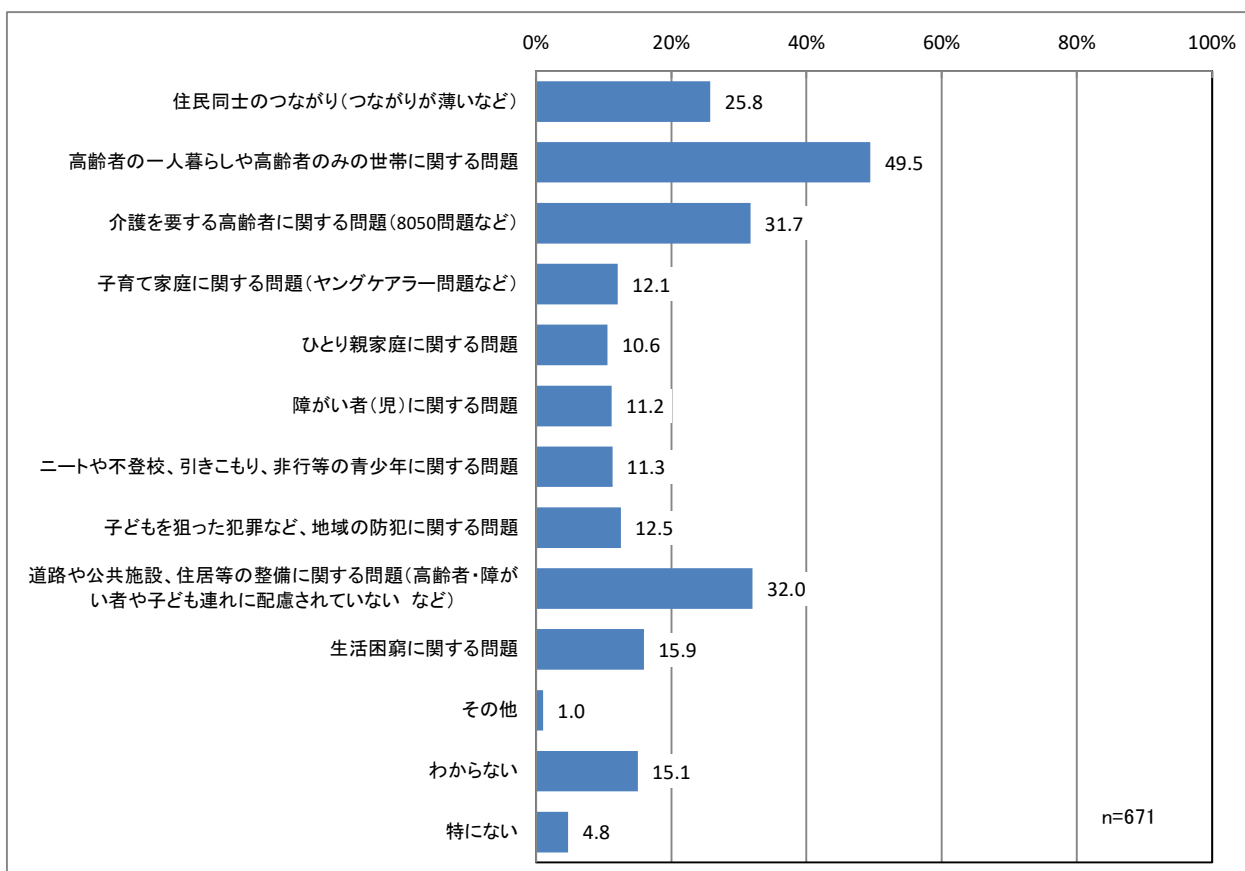
「高齢者に関する福祉」が69.4%で最も多く、次いで「福祉全般」37.6%、「子どもに関する福祉」26.7%の順となっています。





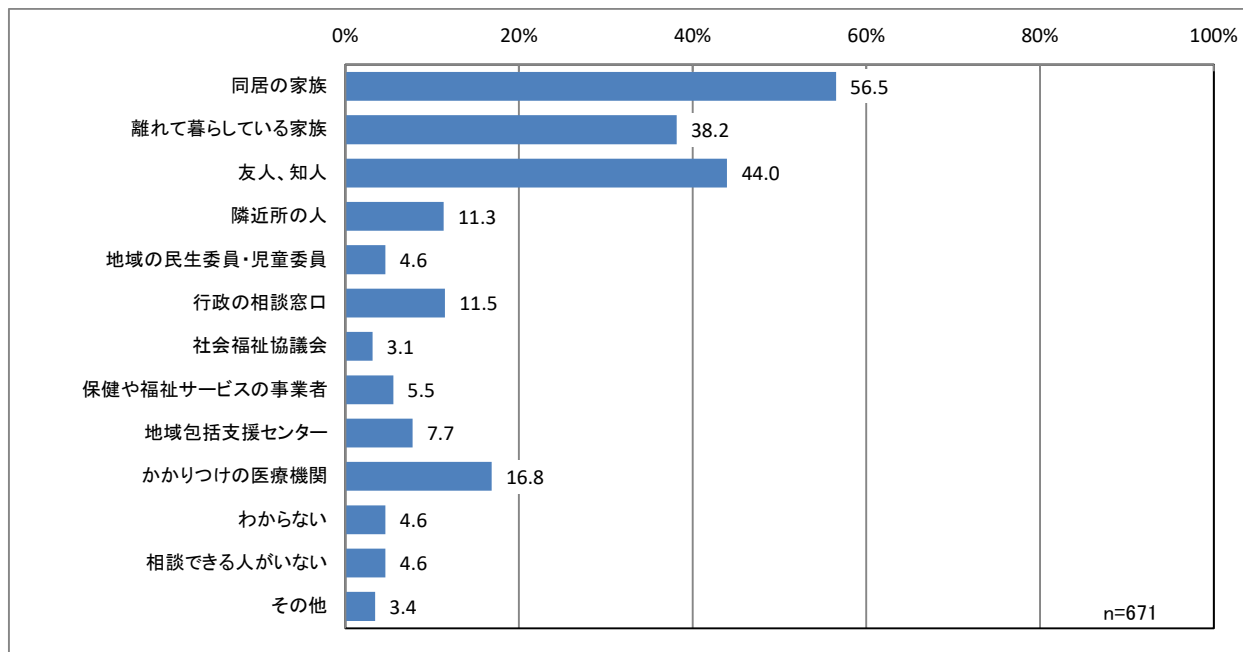
問10 あなたの住んでいる地域には、福祉に関わるどのような課題・問題があると思いますか。(複数回答)

「高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯に関する問題」が 49.5%で最も多く、次いで「道路や公共施設、住居等の整備に関する問題(高齢者・障がい者や子ども連れに配慮されていない など)」32.0%、「介護を要する高齢者に関する問題(8050問題など)」31.7%の順となっています。



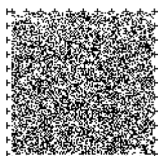
**問 1 1 あなたが、悩みや心配ごとを相談する場合、主にどこに相談しますか。
(〇は3つまで)**

「同居の家族」が56.5%で最も多く、次いで「友人、知人」44.0%、「離れて暮らしている家族」38.2%の順となっています。



悩みや心配ごとの相談先を性別で見ると、「同居の家族」「行政の相談窓口」「かかりつけの医療機関」において「男性」が多くなっています。

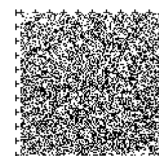
年齢別では、「同居の家族」「友人、知人」で「30～50歳代」、「かかりつけの医療機関」で「60歳以上」が多くなっています。

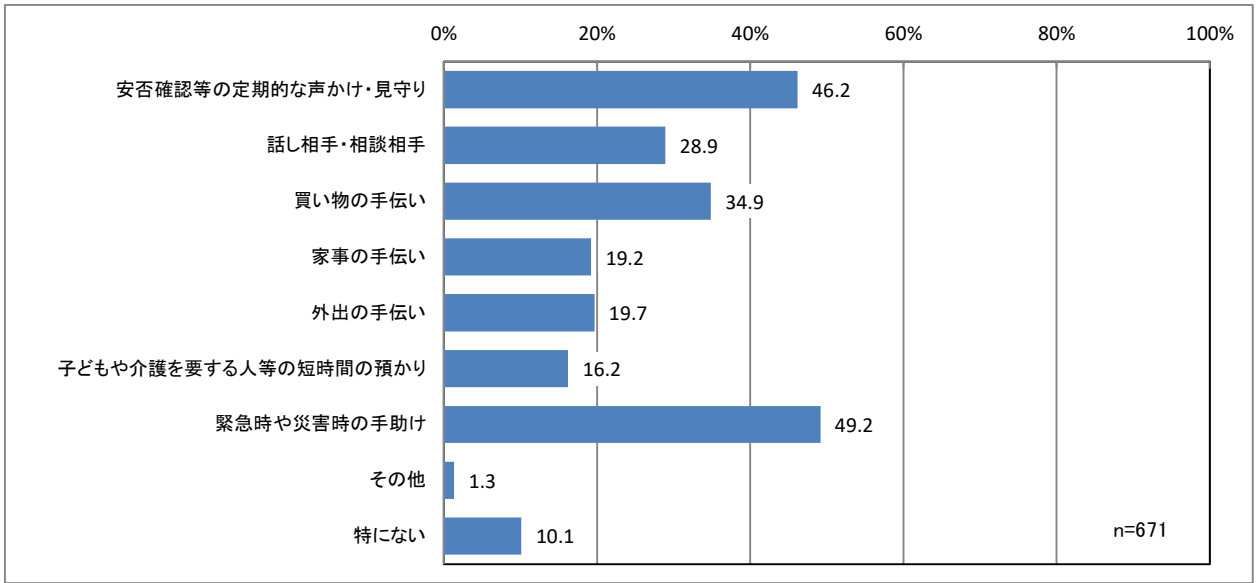


属性	区分	全体	同居の家族	離れて暮らしている家族	友人、知人	隣近所の人	地域の民生委員・児童委員	行政の相談窓口	社会福祉協議会	保健や福祉サービスの事業者	地域包括支援センター	かかりつけの医療機関	わからない	相談できる人がいない	その他
総数	-	100.0	56.5	38.2	44.0	11.3	4.6	11.5	3.1	5.5	7.7	16.8	4.6	4.6	3.4
		671	379	256	295	76	31	77	21	37	52	113	31	31	23
性別	男性	100.0	63.0	31.5	40.7	11.7	4.6	14.9	4.0	4.9	5.7	19.5	5.4	5.7	3.2
		349	220	110	142	41	16	52	14	17	20	68	19	20	11
	女性	100.0	49.8	45.6	48.5	10.8	4.6	7.9	2.0	6.2	10.5	14.4	3.6	3.3	3.3
		305	152	139	148	33	14	24	6	19	32	44	11	10	10
その他		100.0	50.0	33.3	33.3	-	-	-	-	-	-	-	16.7	16.7	16.7
		6	3	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
年齢	20～29歳	100.0	75.0	41.7	58.3	-	-	16.7	-	-	-	8.3	16.7	-	-
		12	9	5	7	-	-	2	-	-	-	1	2	-	-
	30～39歳	100.0	67.6	54.1	67.6	5.4	-	5.4	-	2.7	-	-	-	5.4	8.1
		37	25	20	25	2	-	2	-	1	-	-	-	2	3
	40～49歳	100.0	70.4	38.0	53.5	7.0	-	12.7	1.4	4.2	4.2	5.6	4.2	7.0	-
		71	50	27	38	5	-	9	1	3	3	4	3	5	-
	50～59歳	100.0	65.9	32.9	64.7	11.8	1.2	10.6	-	4.7	3.5	14.1	4.7	4.7	3.5
		85	56	28	55	10	1	9	-	4	3	12	4	4	3
	60～69歳	100.0	62.4	35.8	50.5	13.8	5.5	12.8	0.9	5.5	9.2	19.3	4.6	2.8	2.8
		109	68	39	55	15	6	14	1	6	10	21	5	3	3
	70歳以上	100.0	48.3	38.3	32.6	12.6	6.9	11.4	5.4	6.3	10.3	21.1	4.6	4.9	4.0
		350	169	134	114	44	24	40	19	22	36	74	16	17	14

問12 あなたやご家族が、高齢や病気・障がい、もしくは子育て等で日常生活上の支援が必要になったとき、地域の人にどのような支援をしてほしいと思いますか。(複数回答)

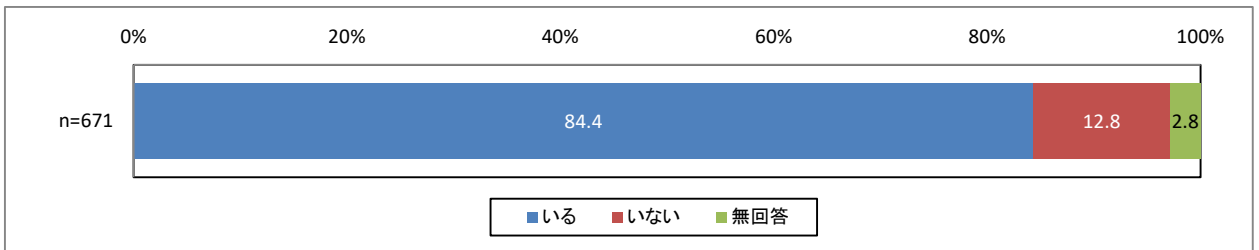
「緊急時や災害時の手助け」が49.2%で最も多く、次いで「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」46.2%、「買い物の手伝い」34.9%の順となっています。





問 1 3 あなたは支援が必要になった時「助けて」といえる人がいますか。

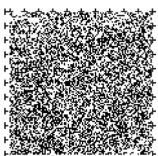
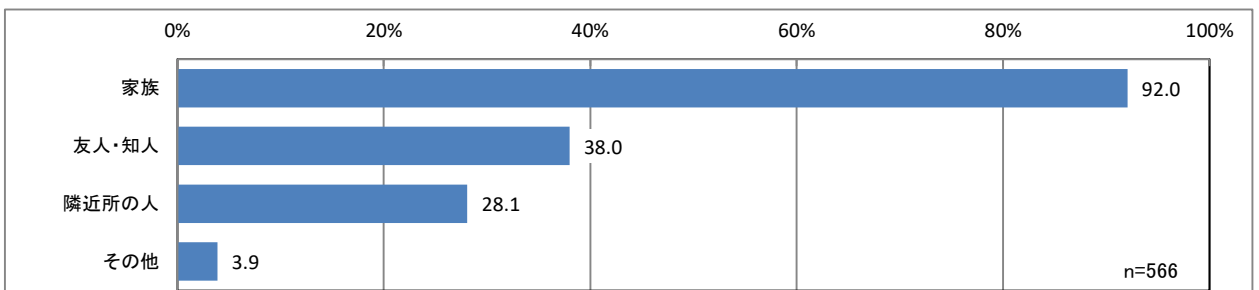
「いる」が84.4%、「いない」が12.8%となっています。



問 1 3 で「1. いる」と回答した方におうかがいします。

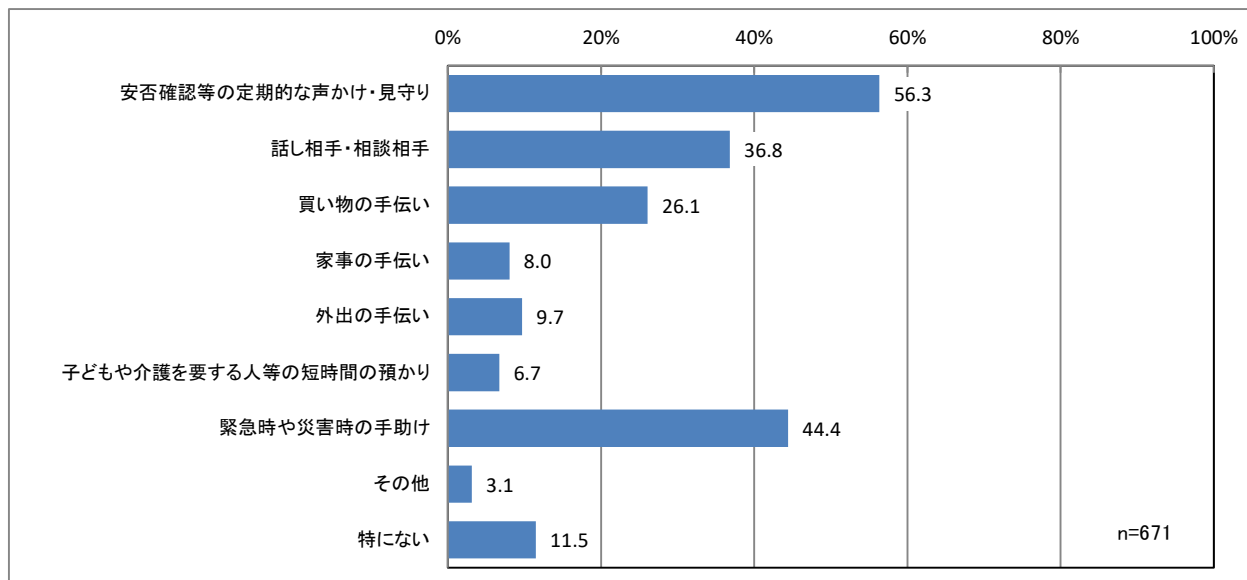
問 1 3-1 それはだれですか。(複数回答)

「家族」が92.0%で最も多く、次いで「友人・知人」38.0%、「隣近所の人」28.1%の順となっています。



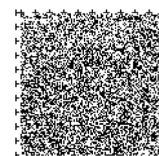
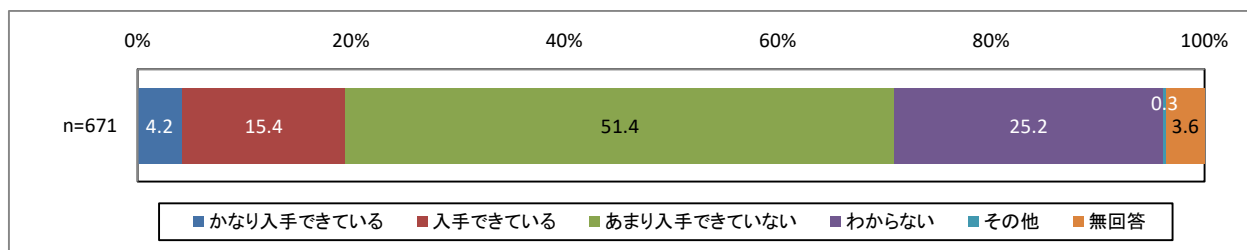
問14 隣近所に、高齢や病気・障がい、もしくは子育て等で困っている家庭があった場合、どのような支援ができると思いますか。(複数回答)

「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」が56.3%で最も多く、次いで「緊急時や災害時の手助け」44.4%、「話し相手・相談相手」36.8%の順となっています。



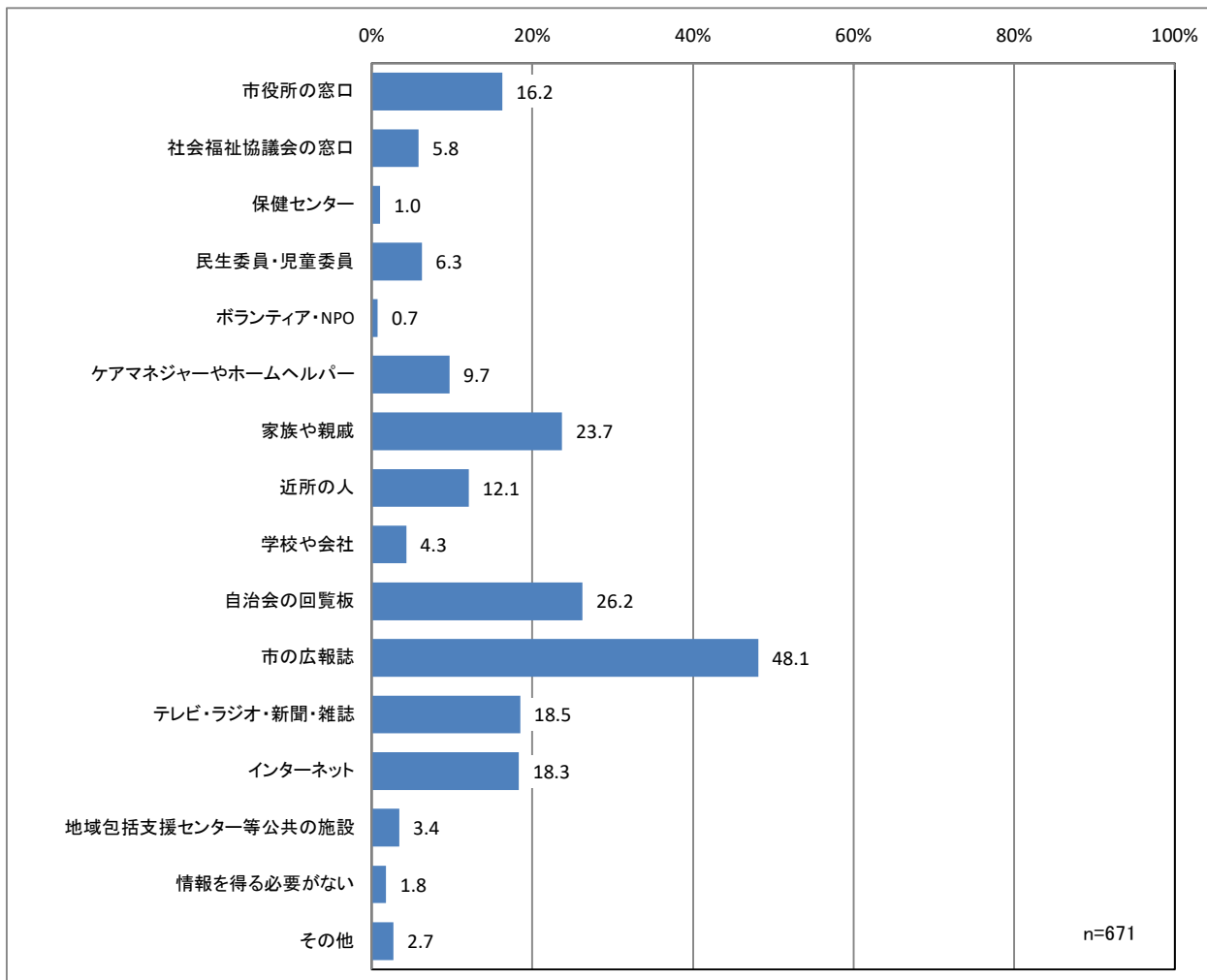
問15 あなたは、「福祉サービス」に関する情報をどの程度入手できていますか。

「あまり入手できていない」が51.4%で最も多く、次いで「わからない」25.2%、「入手できている」15.4%の順となっています。



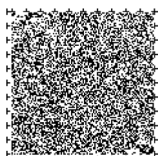
問16 あなたは、「福祉サービス」に関する情報を主にどこから入手していますか。(〇は3つまで)

「市の広報誌」が48.1%で最も多く、次いで「自治会の回覧板」26.2%、「家族や親戚」23.7%の順となっています。



福祉サービスに関する情報の入手先を性別で見ると、「市役所の窓口」「自治会の回覧板」「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」において「男性」、「ケアマネジャーやホームヘルパー」「市の広報誌」で女性が多くなっています。

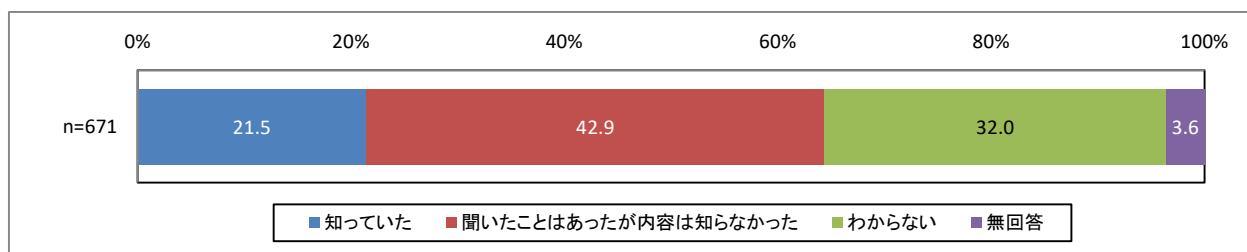
年齢別では、「自治会の回覧板」「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」で「70歳以上」、「インターネット」で「50歳代以下」が多くなっており、特に「20歳代」は非常に多くなっています。



属性	区分	全体	市役所の窓口	社会福祉協議会の窓口	保健センター	民生委員・児童委員	ボランティア・NPO	ケアマネジャーやヘルパー	家族や親戚	近所の人	学校や会社	自治会の回覧板	市の広報誌	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	インターネット	地域包括支援センター等の公共施設	情報を得る必要がない	その他
総数	-	100.0	16.2	5.8	1.0	6.3	0.7	9.7	23.7	12.1	4.3	26.2	48.1	18.5	18.3	3.4	1.8	2.7
		671	109	39	7	42	5	65	159	81	29	176	323	124	123	23	12	18
性別	男性	100.0	19.2	5.2	1.4	6.9	0.6	6.6	23.2	12.3	3.7	34.1	45.8	21.2	20.3	3.2	1.7	1.7
		349	67	18	5	24	2	23	81	43	13	119	160	74	71	11	6	6
	女性	100.0	12.8	6.6	0.7	5.2	1.0	13.1	24.3	11.1	5.2	18.0	52.5	15.7	16.1	3.9	2.0	3.9
		305	39	20	2	16	3	40	74	34	16	55	160	48	49	12	6	12
その他	100.0	16.7	-	-	-	-	-	16.7	-	-	-	50.0	33.3	50.0	-	-	-	
	6	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	3	2	3	-	-	-	
年齢	20～29歳	100.0	-	-	-	-	-	-	8.3	-	8.3	-	41.7	25.0	75.0	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	5	3	9	-	-	-
	30～39歳	100.0	18.9	-	-	-	-	-	24.3	10.8	10.8	13.5	43.2	5.4	29.7	-	8.1	2.7
		37	7	-	-	-	-	-	9	4	4	5	16	2	11	-	3	1
	40～49歳	100.0	8.5	4.2	-	-	-	2.8	22.5	8.5	16.9	11.3	40.8	12.7	38.0	-	4.2	4.2
		71	6	3	-	-	-	2	16	6	12	8	29	9	27	-	3	3
	50～59歳	100.0	15.3	3.5	1.2	3.5	-	8.2	20.0	8.2	3.5	24.7	56.5	16.5	32.9	5.9	-	1.2
85		13	3	1	3	-	7	17	7	3	21	48	14	28	5	-	1	
60～69歳	100.0	22.0	5.5	3.7	2.8	0.9	14.7	20.2	6.4	3.7	26.6	56.9	14.7	22.9	3.7	1.8	2.8	
	109	24	6	4	3	1	16	22	7	4	29	62	16	25	4	2	3	
70歳以上	100.0	16.3	7.1	0.6	10.3	1.1	11.1	26.3	16.0	1.4	32.0	46.6	22.9	6.3	4.0	1.1	2.9	
	350	57	25	2	36	4	39	92	56	5	112	163	80	22	14	4	10	

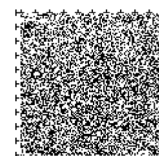
問17 あなたは「地域福祉」という言葉を知っていますか。

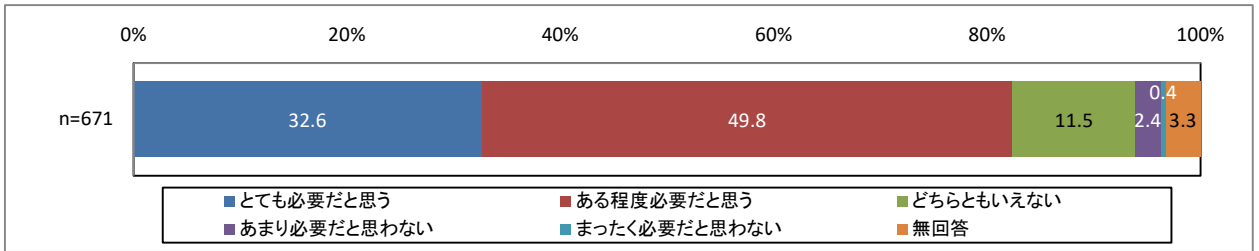
「聞いたことはあったが内容は知らなかった」が42.9%で最も多く、次いで「わからない」32.0%、「知っていた」21.5%の順となっています。



問18 あなたは地域福祉に関する課題に対して、住民同士の助け合いや支えあいの必要性についてどう思いますか。

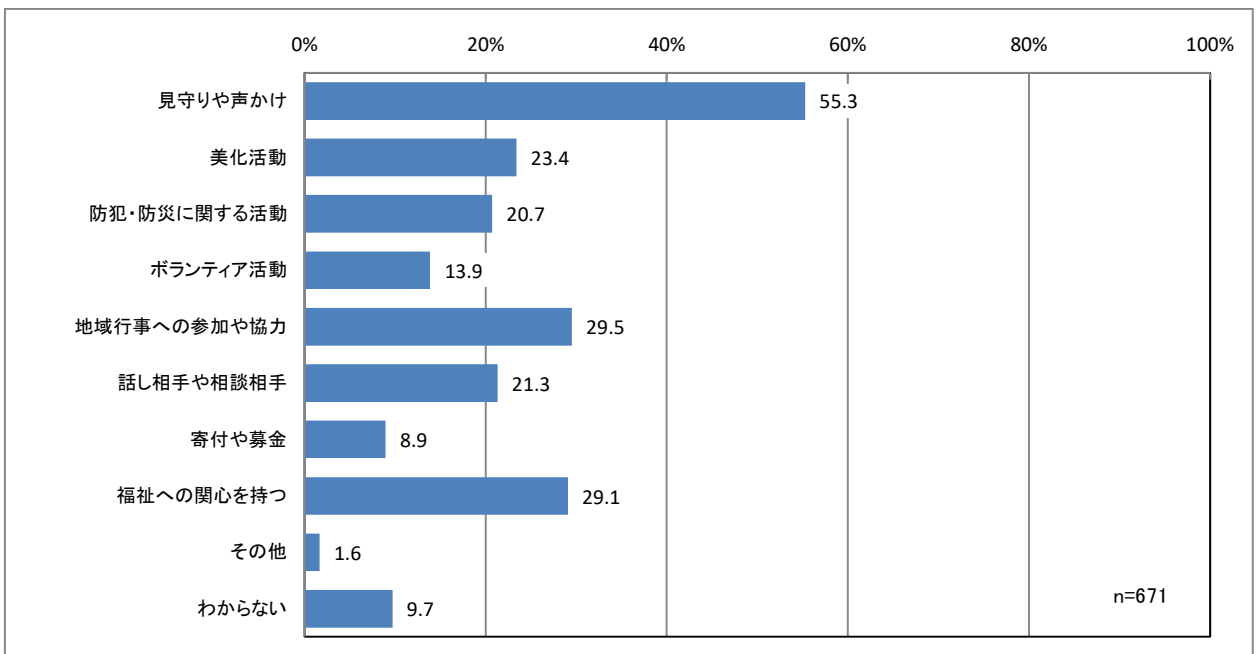
「ある程度必要だと思う」が49.8%で最も多く、次いで「とても必要だと思う」32.6%、「どちらともいえない」11.5%の順となっています。





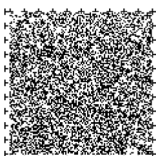
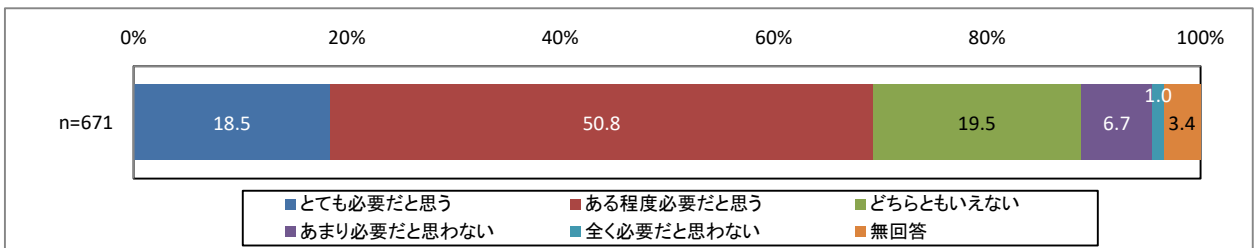
問19 住民が安心して暮らせるように、あなたができると思うことは何ですか。(複数回答)

「見守りや声かけ」が 55.3%で最も多く、次いで「地域行事への参加や協力」29.5%、「福祉への関心を持つ」29.1%の順となっています。



問20 あなたは家庭と職場以外に集う場所は必要だと思いますか。

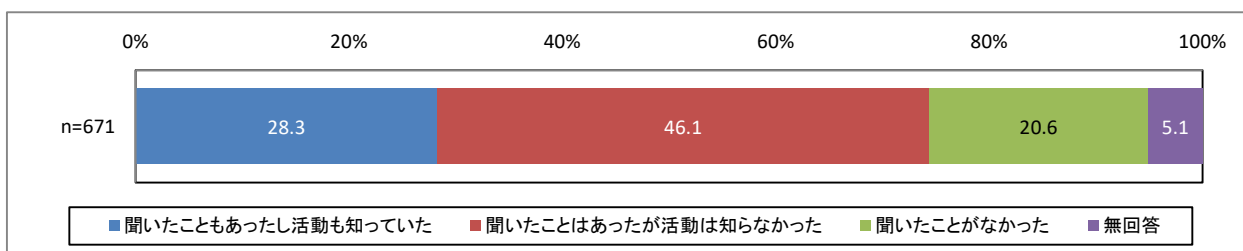
「ある程度必要だと思う」が 50.8%で最も多く、次いで「どちらともいえない」19.5%、「とても必要だと思う」18.5%の順となっています。



4 地域福祉に関わる機関や団体について

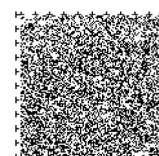
問2 1 あなたは社会福祉協議会の活動について知っていましたか。

「聞いたことはあったが活動は知らなかった」が 46.1%で最も多く、次いで「聞いたこともあったし活動も知っていた」28.3%、「聞いたことがなかった」20.6%の順となっています。



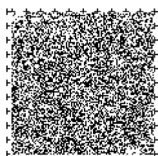
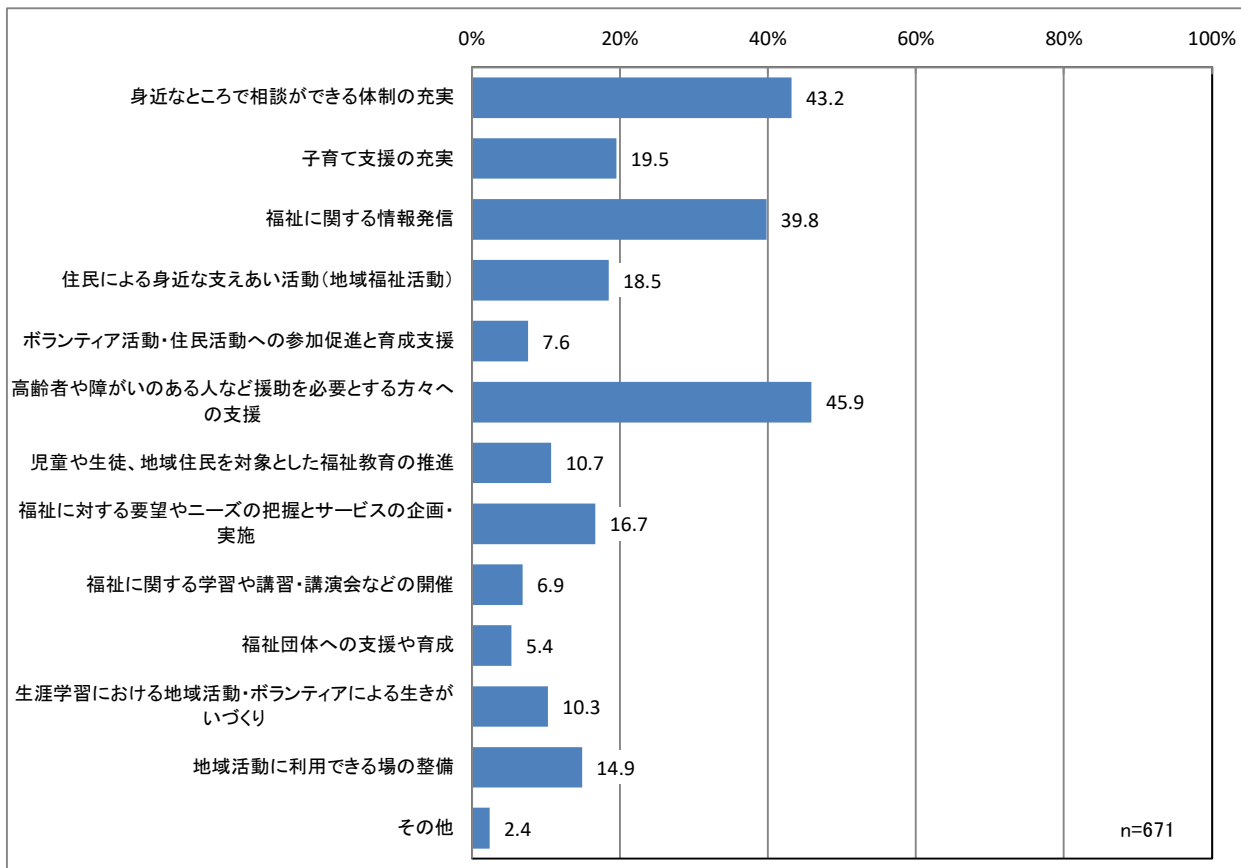
社会福祉協議会の活動内容の認知度を年齢別で見ると、「聞いたこともあったし活動も知っていた」で「70歳以上」、「聞いたことがなかった」で「30歳代以下」が多くなっています。

属性	区分	全体	聞	聞	聞	無
			いた	いた	いた	
			動	動	動	回
			も	も	も	答
			も	も	も	
			知	知	知	
			っ	っ	っ	
			た	た	た	
			し	し	し	
			た	た	た	
			い	い	い	
			し	し	し	
			た	た	た	
			活	活	活	
総数	-	100.0	28.3	46.1	20.6	5.1
		671	190	309	138	34
年齢	20~29歳	100.0	8.3	16.7	75.0	-
		12	1	2	9	-
	30~39歳	100.0	8.1	48.6	40.5	2.7
		37	3	18	15	1
	40~49歳	100.0	25.4	47.9	25.4	1.4
		71	18	34	18	1
	50~59歳	100.0	29.4	47.1	21.2	2.4
	85	25	40	18	2	
60~69歳	100.0	26.6	50.5	15.6	7.3	
	109	29	55	17	8	
70歳以上	100.0	32.3	45.4	16.9	5.4	
	350	113	159	59	19	



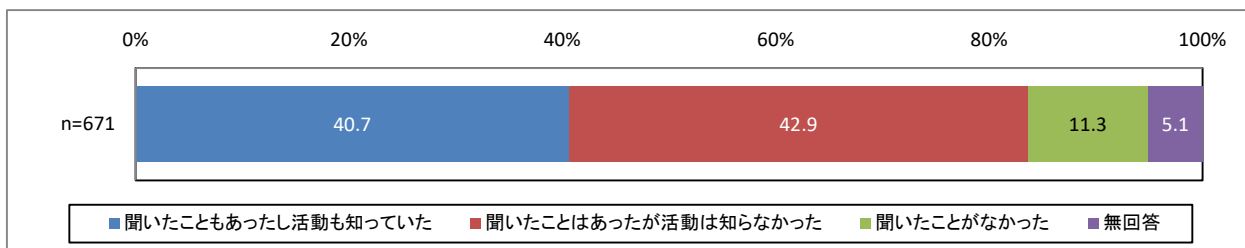
問22 社会福祉協議会が行う活動・支援で充実してほしいことは何ですか。
(〇は3つまで)

「高齢者や障がいのある人など援助を必要とする方々への支援」が45.9%で最も多く、次いで「身近なところで相談ができる体制の充実」43.2%、「福祉に関する情報発信」39.8%の順となっています。



問23 あなたは民生委員・児童委員が行う活動について知っていましたか。

「聞いたことはあったが活動は知らなかった」が 42.9%で最も多く、次いで「聞いたこともあったし活動も知っていた」40.7%、「聞いたことがなかった」11.3%の順となっています。

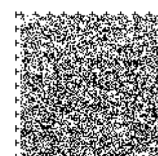


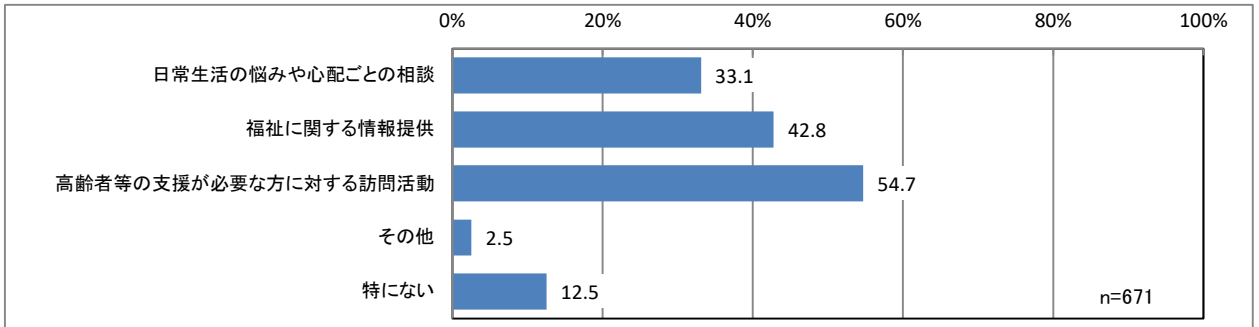
民生委員・児童委員の活動内容の認知度を年齢別でみると、「聞いたこともあったし活動も知っていた」で「70歳以上」、「聞いたことがなかった」で「30歳代以下」が多くなっています。

属性	区分	全体	聞	聞	聞	無
			いた	いた	いた	
			動	動	動	
			も	も	も	
			知	知	知	
			あ	あ	あ	
			っ	っ	っ	
			た	た	た	
			し	し	し	
			た	た	た	
			活	活	活	
総数	-	100.0	40.7	42.9	11.3	5.1
		671	273	288	76	34
年齢	20～29歳	100.0	-	33.3	66.7	-
		12	-	4	8	-
	30～39歳	100.0	16.2	40.5	37.8	5.4
		37	6	15	14	2
	40～49歳	100.0	26.8	54.9	16.9	1.4
		71	19	39	12	1
	50～59歳	100.0	37.6	45.9	14.1	2.4
	85	32	39	12	2	
60～69歳	100.0	36.7	53.2	4.6	5.5	
	109	40	58	5	6	
70歳以上	100.0	49.4	37.7	7.1	5.7	
	350	173	132	25	20	

問24 民生委員・児童委員の活動として、今後、充実してほしいことがありますか。(複数回答)

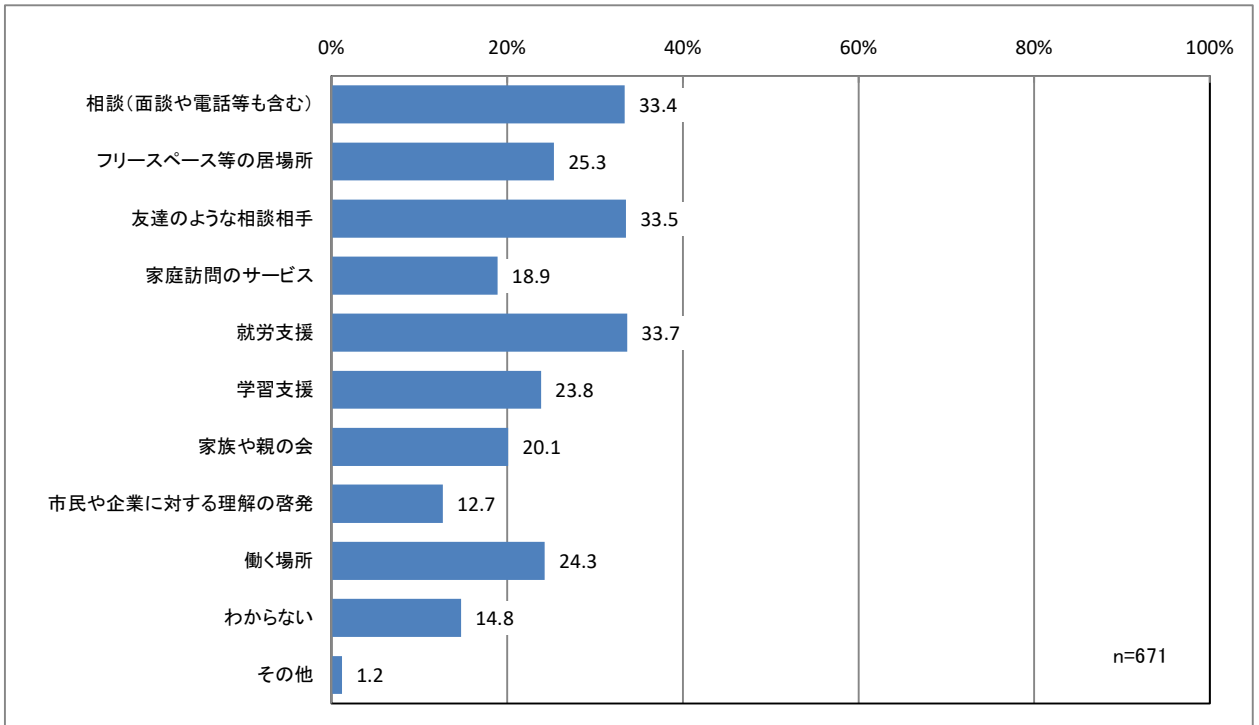
「高齢者等の支援が必要な方に対する訪問活動」が 54.7%で最も多く、次いで「福祉に関する情報提供」42.8%、「日常生活の悩みや心配ごとの相談」33.1%の順となっています。





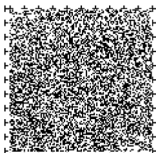
問25 ひきこもりの方を支援するため、どのような施策が重要だと思いますか。(複数回答)

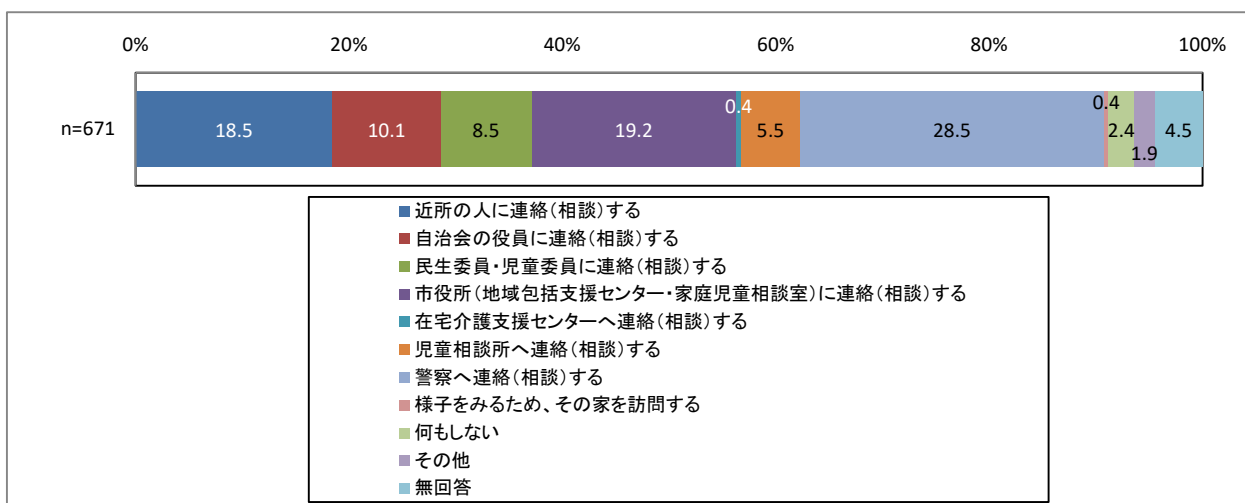
「就労支援」が 33.7%で最も多く、次いで「友達のような相談相手」33.5%、「相談（面談や電話等も含む）」33.4%の順となっています。



問26 あなたの周囲で、虐待や暴力が発生していることが分かったら、最初にどのように対応しますか。

「警察へ連絡（相談）する」が 28.5%で最も多く、次いで「市役所（地域包括支援センター・家庭児童相談室）に連絡（相談）する」19.2%、「近所の人に連絡（相談）する」18.5%の順となっています。

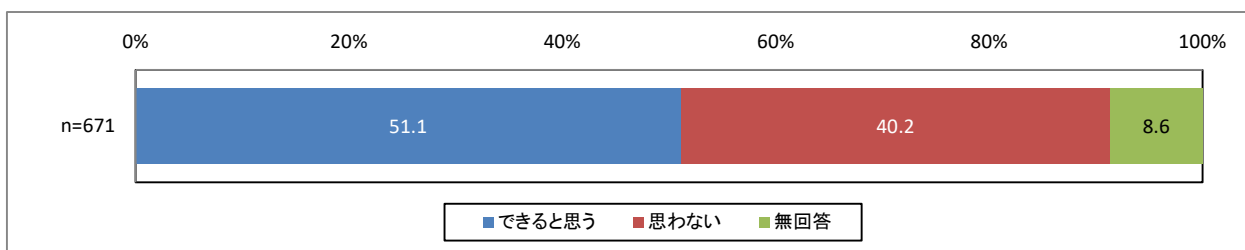




5 災害時の避難について

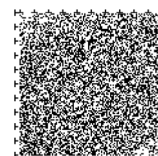
問27 もし災害などの緊急事態が発生した場合、あなたは適切に避難できると思いますか。

「できると思う」が51.1%、「思わない」が40.2%となっています。



災害時の避難を性別でみると、「できないと思う」で女性が多くなっています。

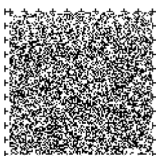
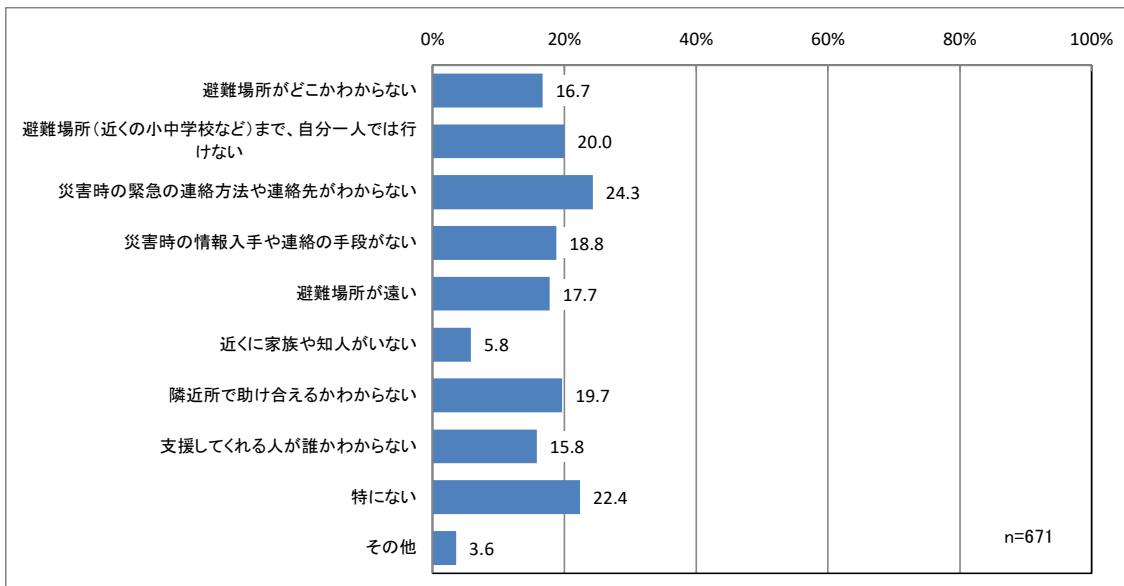
年齢別では「できないと思う」で「20歳代」が多くなっています。



属性	区分	全体	できると思う	思わない	無回答
総数	-	100.0	51.1	40.2	8.6
		671	343	270	58
性別	男性	100.0	60.5	31.8	7.7
		349	211	111	27
	女性	100.0	41.6	50.2	8.2
		305	127	153	25
	その他	100.0	-	66.7	33.3
		6	-	4	2
年齢	20～29歳	100.0	25.0	66.7	8.3
		12	3	8	1
	30～39歳	100.0	51.4	45.9	2.7
		37	19	17	1
	40～49歳	100.0	50.7	45.1	4.2
		71	36	32	3
	50～59歳	100.0	57.6	41.2	1.2
		85	49	35	1
	60～69歳	100.0	64.2	31.2	4.6
		109	70	34	5
	70歳以上	100.0	46.6	40.6	12.9
		350	163	142	45

問28 地震や台風などの災害発生時に、困ることは何ですか。(複数回答)

「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」が 24.3%で最も多く、次いで「特になし」22.4%、「避難場所（近くの小中学校など）まで、自分一人では行けない」20.0%の順となっています。



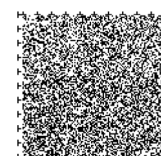
災害時に困ることを性別で見ると、「避難場所がどこかわからない」「避難場所（近くの小中学校など）まで、自分一人では行けない」で女性が多くなっています。

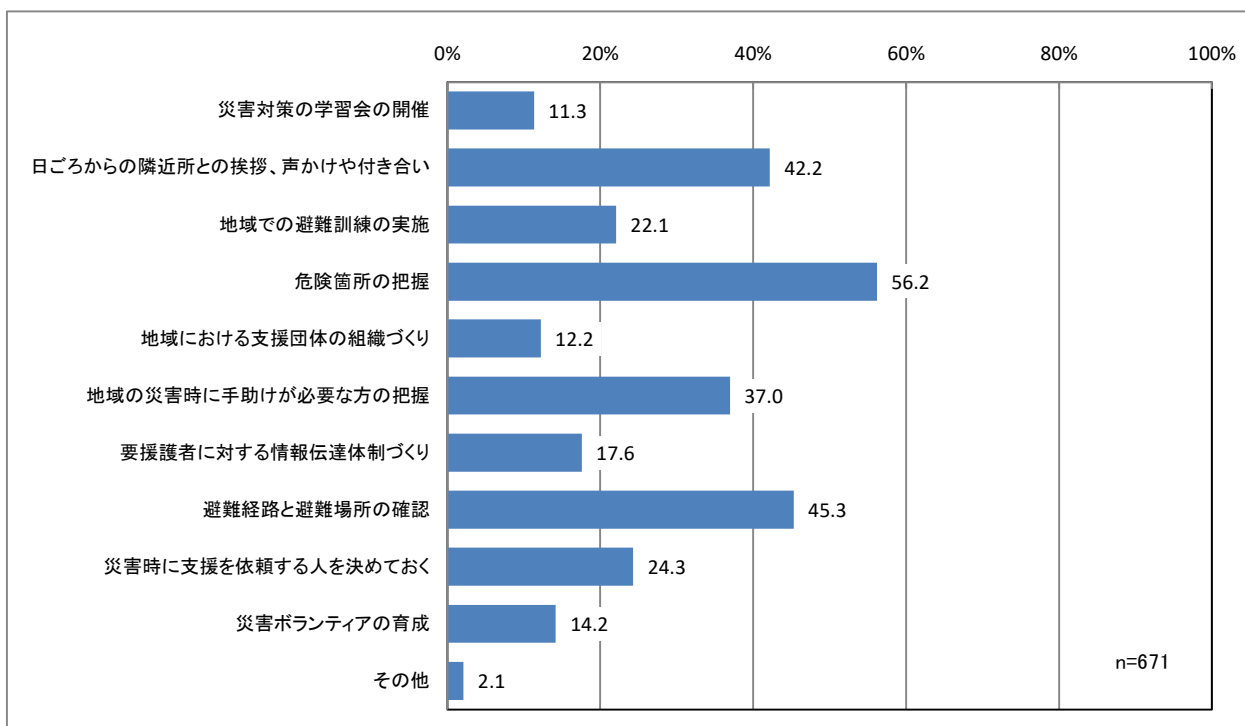
年齢別では「避難場所がどこかわからない」で「20歳代」、「避難場所（近くの小中学校など）まで、自分ひとりでは行けない」で「70歳以上」が多くなっています。

属性	区分	全体	避難場所がどこかわからない	避難場所（近くの小中学校など）まで、自分一人では行けない	災害時の緊急連絡方法	災害時の情報入手や連絡	避難場所が遠い	近くに家族や知人がいない	隣近所で助け合えない	支援してくれる人が誰かわからない	特にない	その他
総数	-	100.0	16.7	20.0	24.3	18.8	17.7	5.8	19.7	15.8	22.4	3.6
		671	112	134	163	126	119	39	132	106	150	24
性別	男性	100.0	14.6	16.9	24.9	19.8	17.2	5.7	18.6	18.1	23.8	4.9
		349	51	59	87	69	60	20	65	63	83	17
	女性	100.0	19.7	24.3	24.6	18.7	18.0	5.6	21.3	13.4	21.3	2.3
		305	60	74	75	57	55	17	65	41	65	7
	その他	100.0	16.7	-	-	-	33.3	16.7	33.3	33.3	16.7	-
		6	1	-	-	-	2	1	2	2	1	-
年齢	20～29歳	100.0	50.0	-	25.0	-	8.3	-	8.3	-	25.0	8.3
		12	6	-	3	-	1	-	1	-	3	1
	30～39歳	100.0	29.7	2.7	21.6	8.1	16.2	5.4	21.6	13.5	24.3	-
		37	11	1	8	3	6	2	8	5	9	-
	40～49歳	100.0	7.0	1.4	23.9	16.9	12.7	2.8	26.8	21.1	25.4	5.6
		71	5	1	17	12	9	2	19	15	18	4
	50～59歳	100.0	10.6	9.4	18.8	20.0	16.5	3.5	17.6	16.5	22.4	8.2
	85	9	8	16	17	14	3	15	14	19	7	
60～69歳	100.0	18.3	8.3	22.9	17.4	11.0	8.3	18.3	14.7	29.4	4.6	
	109	20	9	25	19	12	9	20	16	32	5	
70歳以上	100.0	16.9	32.3	26.6	21.1	21.7	6.3	19.4	15.7	19.4	2.0	
	350	59	113	93	74	76	22	68	55	68	7	

問29 地震や台風などの災害発生時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。（複数回答）

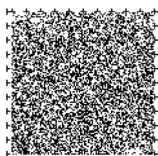
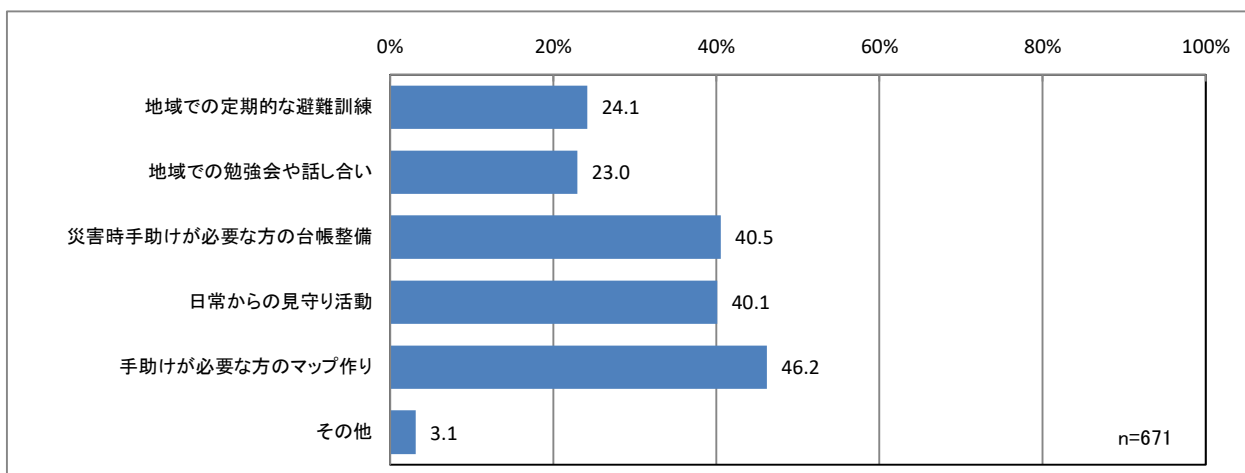
「危険箇所の把握」が56.2%で最も多く、次いで「避難経路と避難場所の確認」45.3%、「日ごろからの隣近所との挨拶、声かけや付き合い」42.2%の順となっています。





問30 災害時に住民が支えあう地域づくりに何が必要だと思えますか。(複数回答)

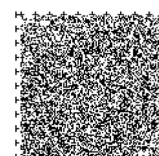
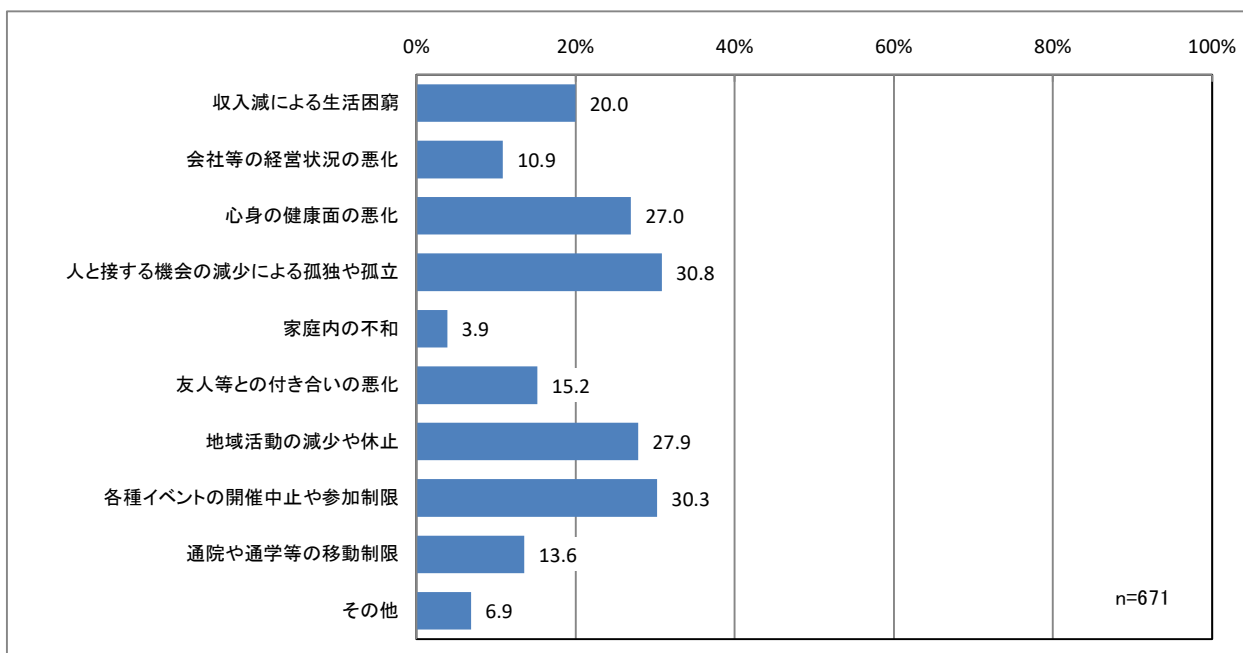
「手助けが必要な方のマップ作り」が46.2%で最も多く、次いで「災害時手助けが必要な方の台帳整備」40.5%、「日常からの見守り活動」40.1%の順となっています。



6 コロナ禍における暮らしについて

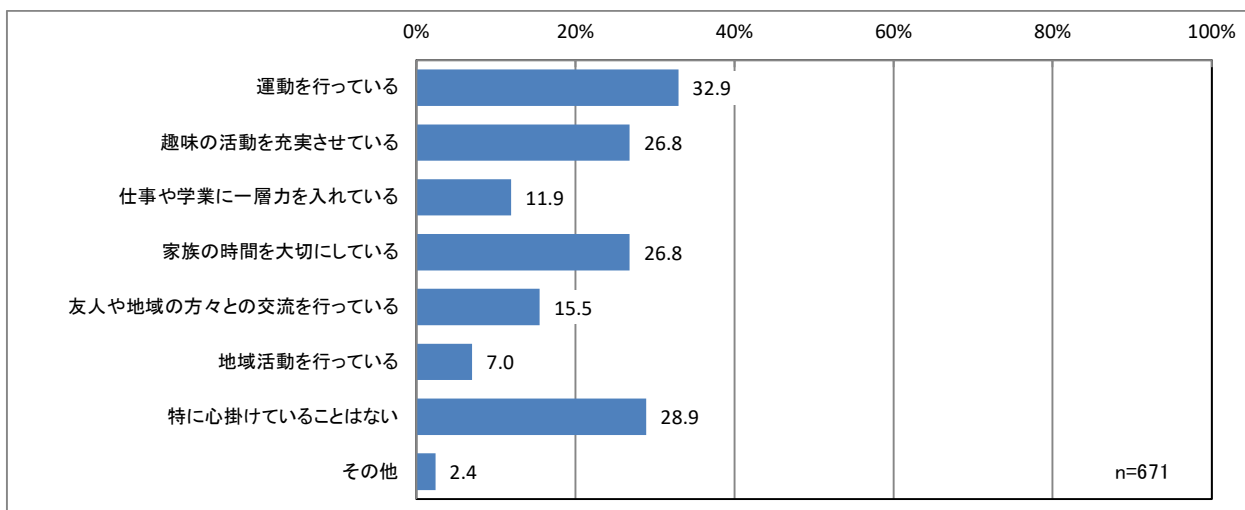
問3 1 コロナ禍で困っていることは、どのようなことですか。(複数回答)

「人と接する機会の減少による孤独や孤立」が 30.8%で最も多く、次いで「各種イベントの開催中止や参加制限」30.3%、「地域活動の減少や休止」27.9%の順となっています。



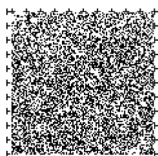
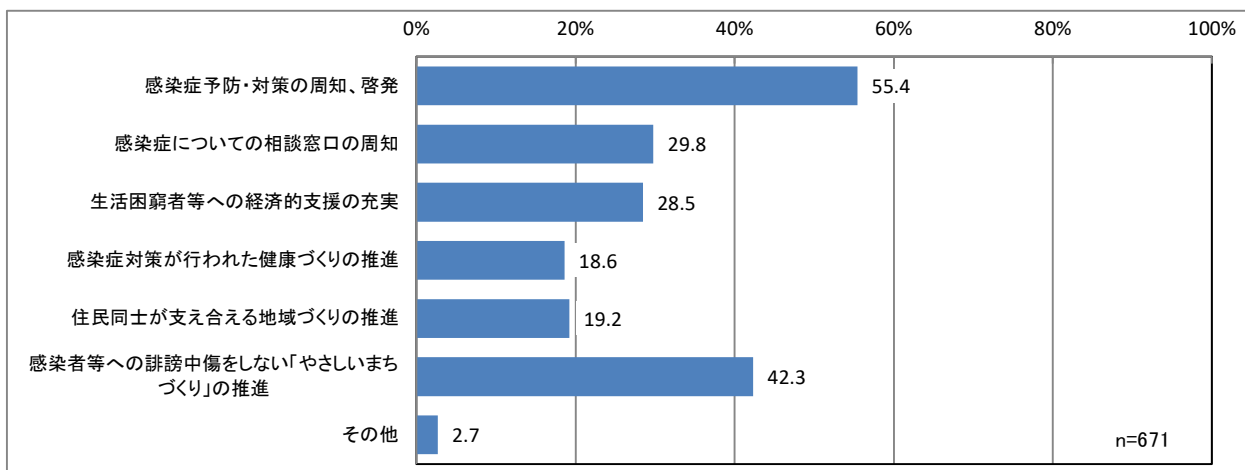
問32 コロナ禍でも気力や体力が低下しないために心がけていることがありますか。(複数回答)

「運動を行っている」が32.9%で最も多く、次いで「特に心掛けていないことではない」28.9%、「趣味の活動を充実させている」「家族の時間を大切にしている」26.8%の順となっています。



問33 コロナ禍での困りごとや不安を解消するために、あなたが大切だと思うことは何ですか。(複数回答)

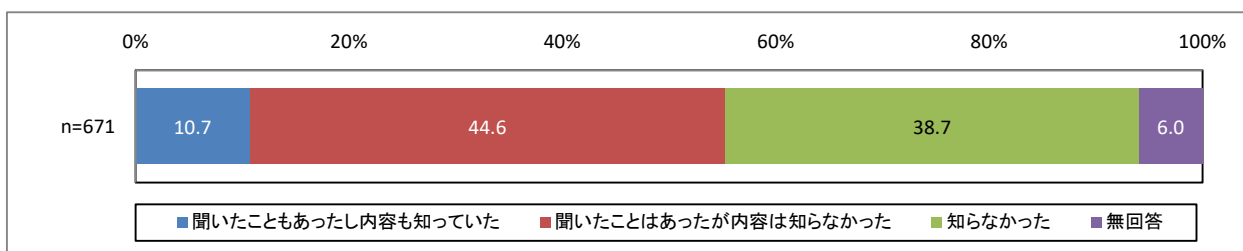
「感染症予防・対策の周知、啓発」が55.4%で最も多く、次いで「感染者等への誹謗中傷をしない「やさしいまちづくり」の推進」42.3%、「感染症についての相談窓口の周知」29.8%の順となっています。



7 生活困窮者の自立支援について

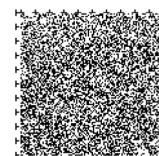
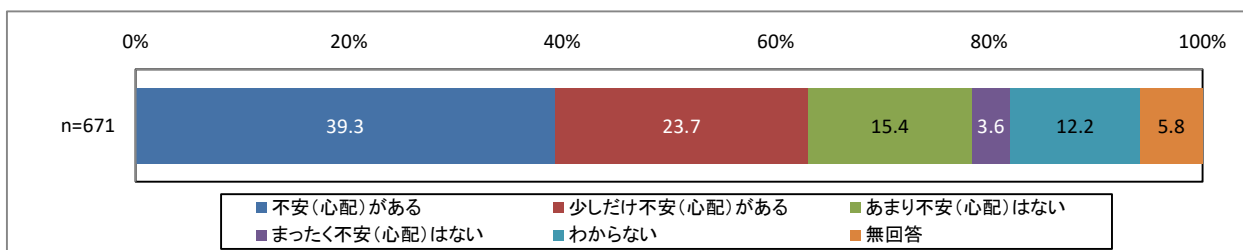
問34 生活困窮者自立支援法（制度）について、あなたは知っていましたか。

「聞いたことはあったが内容は知らなかった」が 44.6%で最も多く、次いで「知らなかった」38.7%、「聞いたこともあったし内容も知っていた」10.7%の順となっています。



問35 あなたの生活状況が急変し、生活費に困るようなことになったとして、あなたが相談で市役所もしくは社会福祉協議会に行くことになったら、なにかしら不安を感じますか。

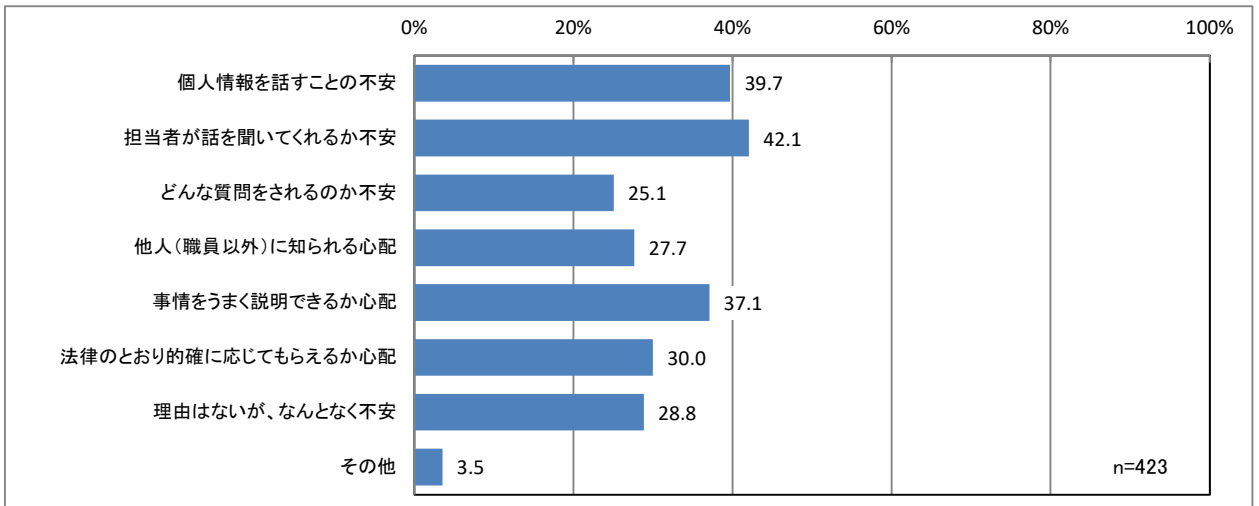
「不安（心配）がある」が 39.3%で最も多く、次いで「少しだけ不安（心配）がある」23.7%、「あまり不安（心配）はない」15.4%の順となっています。



問35で「1. 不安（心配）がある」「2. 少しだけ不安（心配）がある」と回答した方におうかがいします。

問35-1 どんな不安や心配がありますか。（複数回答）

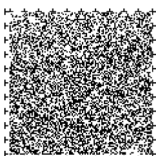
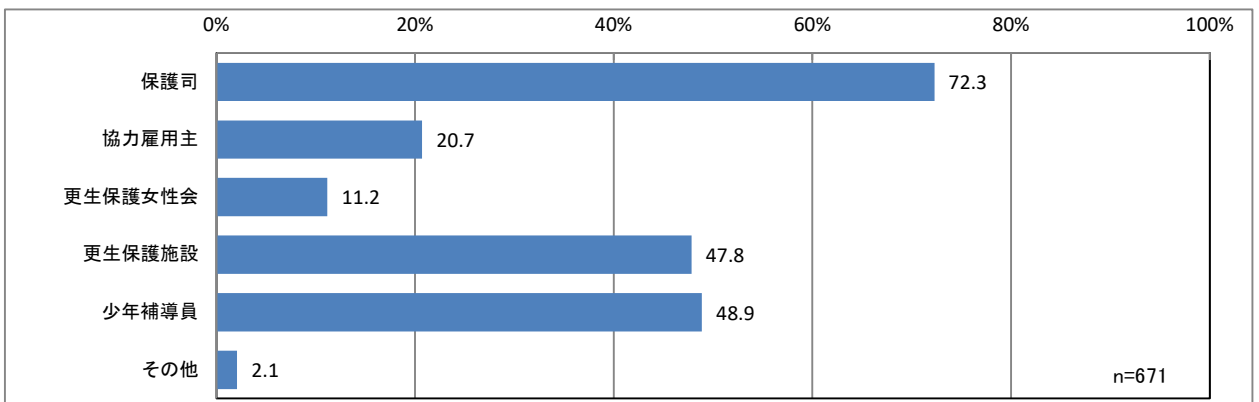
「担当者が話を聞いてくれるか不安」が42.1%で最も多く、次いで「個人情報話すことの不安」39.7%、「事情をうまく説明できるか心配」37.1%の順となっています。



8 地域における再犯防止について

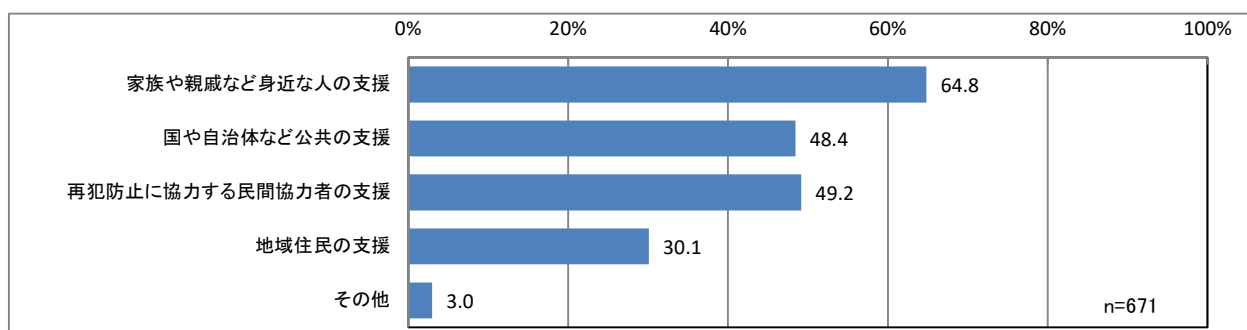
問36 あなたは、犯罪をした人が立ち直り、再犯しないようにすることに協力する民間協力者として次の方々がいることを知っていますか。（複数回答）

「保護司」が72.3%で最も多く、次いで「少年補導員」48.9%、「更生保護施設」47.8%の順となっています。



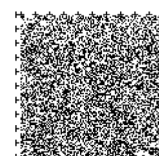
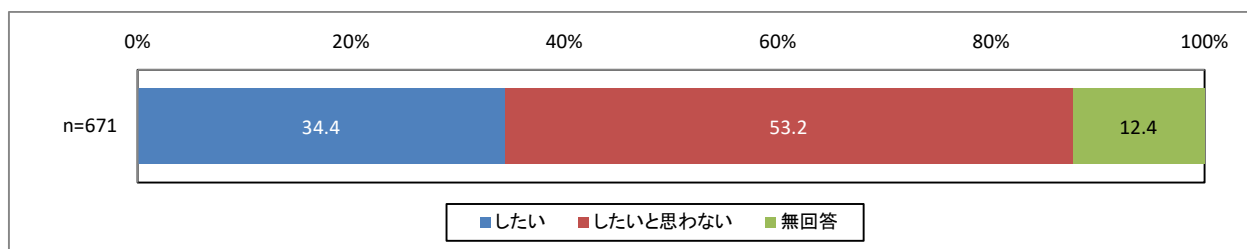
問37 再犯防止（犯罪をした人が立ち直り、再犯しないようにすること）のために必要だと思うことは何ですか。（複数回答）

「家族や親戚など身近な人の支援」が64.8%で最も多く、次いで「再犯防止に協力する民間協力者の支援」49.2%、「国や自治体など公共の支援」48.4%の順となっています。



問38 あなたは、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。

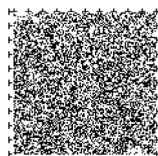
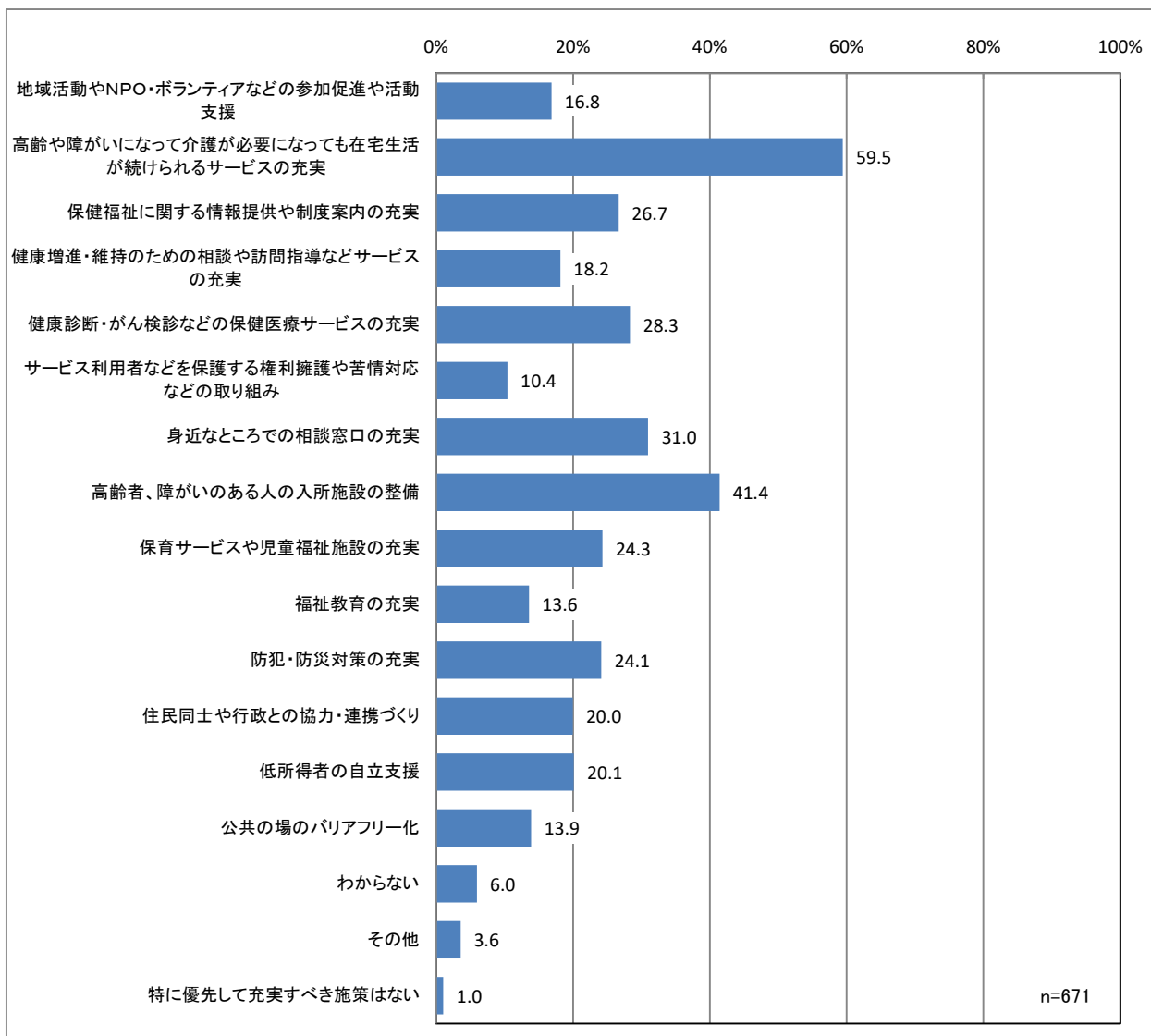
「したい」が34.4%、「したいと思わない」が53.2%となっています。



9 今後の地域福祉のあり方について

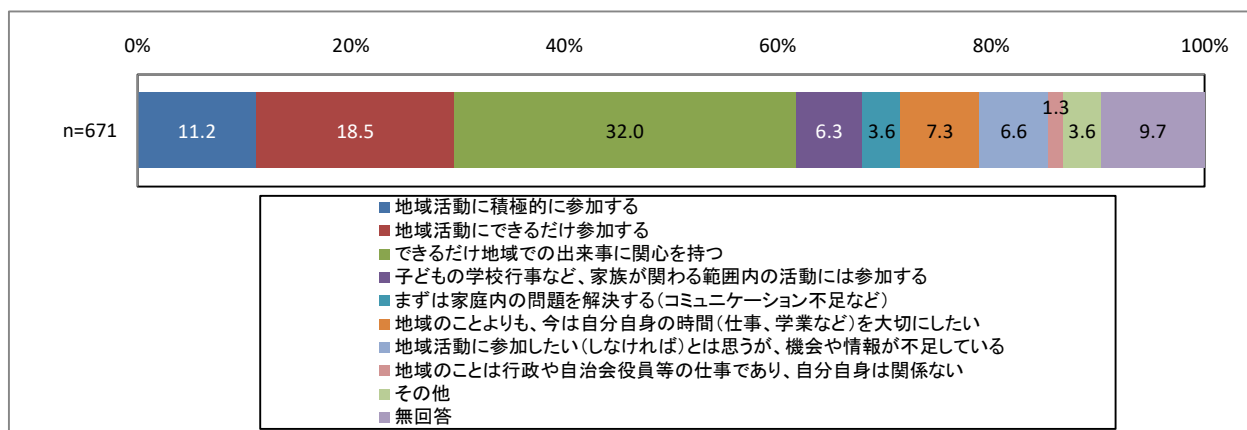
問39 今後、宮若市が取り組むべき施策として、次のうちどれを優先して充実すべきだと思いますか。(複数回答)

「高齢や障がいになって介護が必要になっても在宅生活が続けられるサービスの充実」が59.5%で最も多く、次いで「高齢者、障がいのある人の入所施設の整備」41.4%、「身近なところでの相談窓口の充実」31.0%の順となっています。



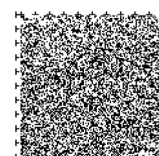
**問40 住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、住民としてあなたが
できることはどんなことがあるとお考えですか。**

「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」が 32.0%で最も多く、次いで
「地域活動にできるだけ参加する」18.5%、「地域活動に積極的に参加する」
11.2%の順となっています。

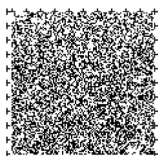


住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにできることを性別でみると、
「地域活動に積極的に参加する」で男性、「子どもの学校行事など、家族が関
わる範囲内の活動には参加する」で女性が多くなっています。

年齢別では「地域のことよりも、今は自分自身の時間(仕事、学業など)を
大切にしたい」で「20 歳代」、「子どもの学校行事など、家族が関わる範囲内
の活動には参加する」で「40 歳代以下」、「地域活動にできるだけ参加する」
で「50 歳代以上」、「地域活動に参加したい(しなければ)と思うが、機会
や情報が不足している」で「60 歳代」、「地域活動に積極的に参加する」で「70
歳以上」が多くなっています。



属性	区分	全体	地域活動に積極的に参加する	地域活動にできるだけ参加する	できるだけ地域での出来事に関する参加	子どもが関わる学校行事など、家族が関わる範囲内の活動に参加する	まずは家庭内の問題を解決する（コミュニケーション不足など）	自身の時間（仕事、学業など）を大切にしたい	地域のことよりも、今は自分自身の時間（仕事、学業など）を大切にしたい	地域活動に参加したい（機会や情報が不足している）	地域活動に参加したい（機会や情報が不足している）	地域等の仕事であり、自身は関係ない	その他	無回答
			率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数
総数	-	100.0	11.2	18.5	32.0	6.3	3.6	7.3	6.6	1.3	3.6	9.7	3.6	9.7
		671	75	124	215	42	24	49	44	9	24	65	24	65
性別	男性	100.0	15.2	18.3	31.2	3.4	3.7	7.2	7.2	2.0	2.6	9.2	2.6	9.2
		349	53	64	109	12	13	25	25	7	9	32	9	32
	女性	100.0	6.6	19.7	33.8	9.2	3.0	7.5	5.9	0.3	4.6	9.5	4.6	9.5
		305	20	60	103	28	9	23	18	1	14	29	14	29
その他	100.0	-	-	16.7	33.3	16.7	16.7	-	-	16.7	-	-	16.7	-
	6	-	-	1	2	1	1	-	-	1	-	-	1	-
年齢	20～29歳	100.0	-	-	8.3	41.7	-	33.3	8.3	8.3	-	-	-	-
		12	-	-	1	5	-	4	1	1	-	-	-	-
	30～39歳	100.0	5.4	5.4	27.0	35.1	10.8	2.7	13.5	-	-	-	-	-
		37	2	2	10	13	4	1	5	-	-	-	-	-
	40～49歳	100.0	9.9	8.5	35.2	21.1	5.6	7.0	2.8	1.4	2.8	5.6	2.8	5.6
		71	7	6	25	15	4	5	2	1	2	4	2	4
	50～59歳	100.0	5.9	21.2	35.3	4.7	5.9	14.1	7.1	1.2	1.2	3.5	1.2	3.5
		85	5	18	30	4	5	12	6	1	1	3	1	3
60～69歳	100.0	12.8	22.9	36.7	0.9	3.7	7.3	10.1	0.9	1.8	2.8	0.9	2.8	
	109	14	25	40	1	4	8	11	1	2	3	1	3	
70歳以上	100.0	13.1	20.9	30.9	0.9	1.7	5.4	5.1	1.4	5.4	15.1	1.4	5.4	
	350	46	73	108	3	6	19	18	5	19	53	5	19	

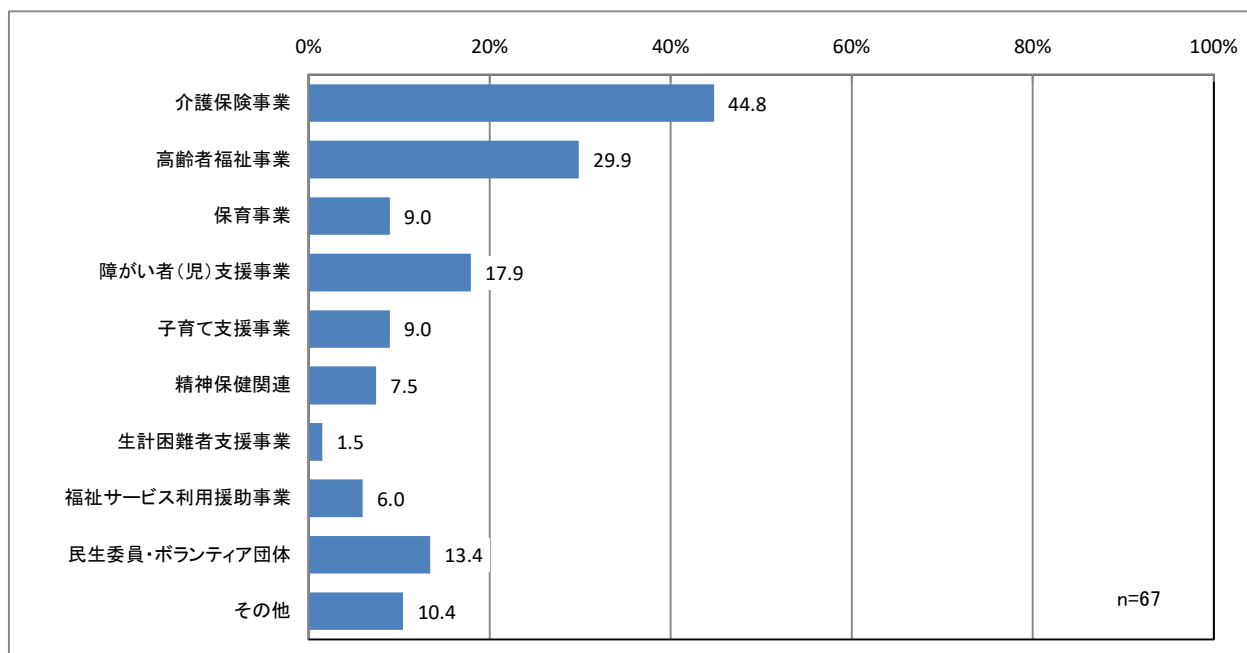


6 地域福祉計画に関する団体・事業者アンケート調査結果

1 貴団体について

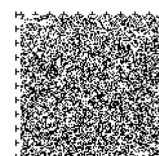
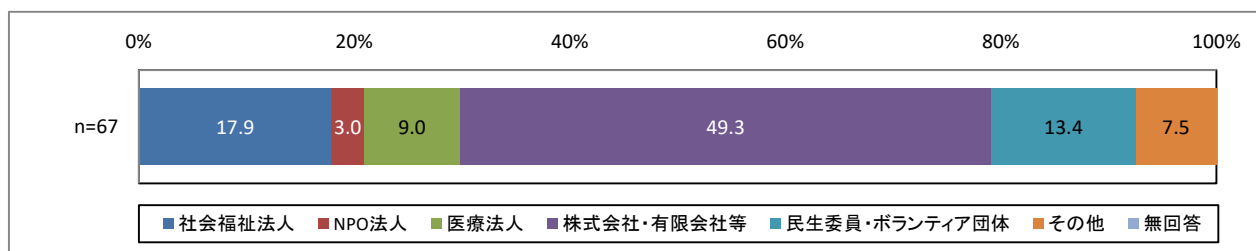
問1 貴団体の活動分野は次のうちどれですか。(複数回答)

「介護保険事業」が44.8%で最も多く、次いで「高齢者福祉事業」29.9%、「障がい者(児)支援事業」17.9%の順となっています。



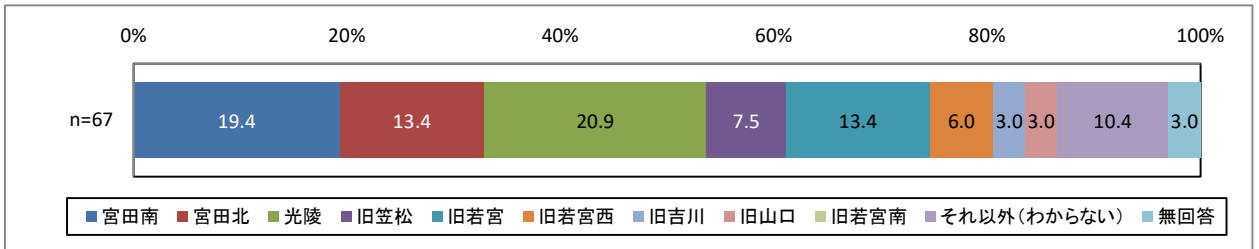
問2 貴団体の区分(形態)は次のうちどれですか。

「株式会社・有限会社等」が49.3%で最も多く、次いで「社会福祉法人」17.9%、「民生委員・ボランティア団体」13.4%の順となっています。



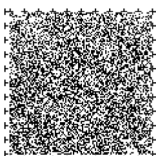
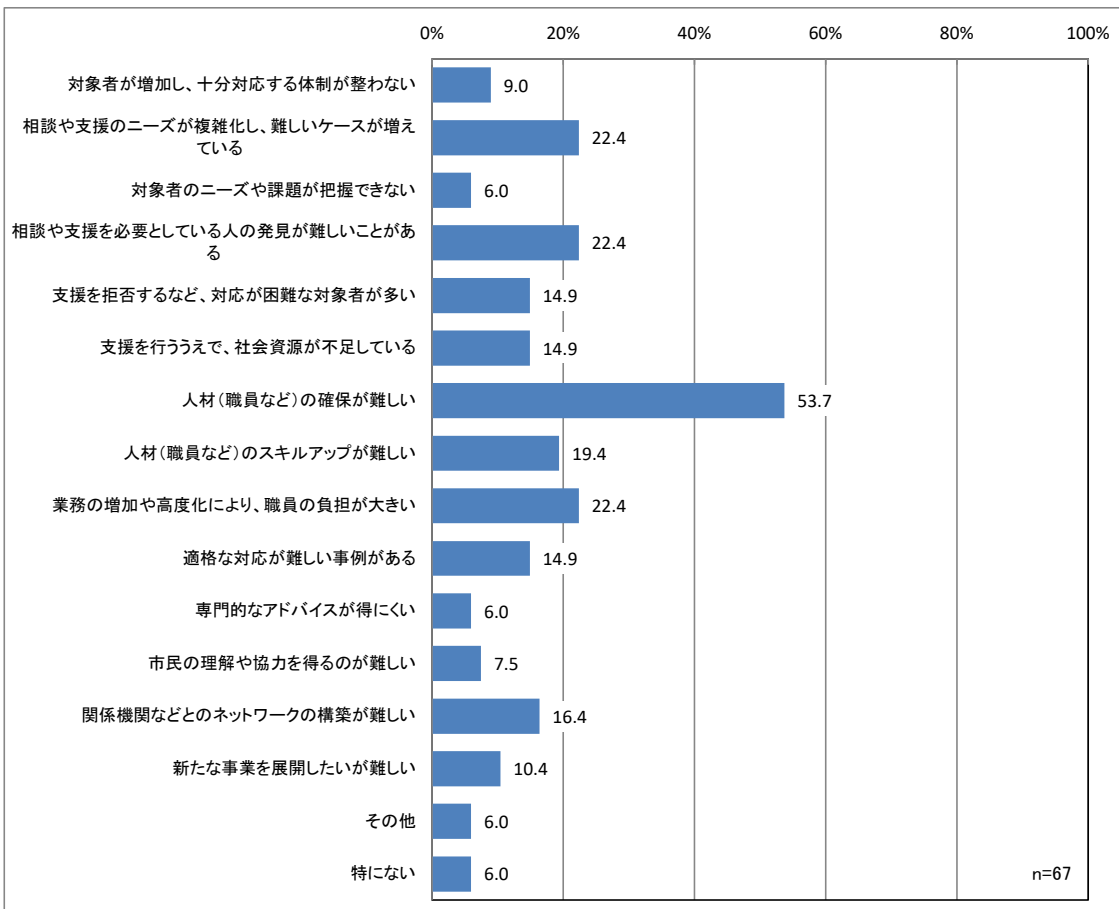
問3 貴団体はどの小学校区にありますか。

「光陵」が20.9%で最も多く、次いで「宮田南」19.4%、「宮田北」「旧若宮」13.4%の順となっています。



問4 活動する上で、どのような課題がありますか。(複数回答)

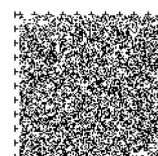
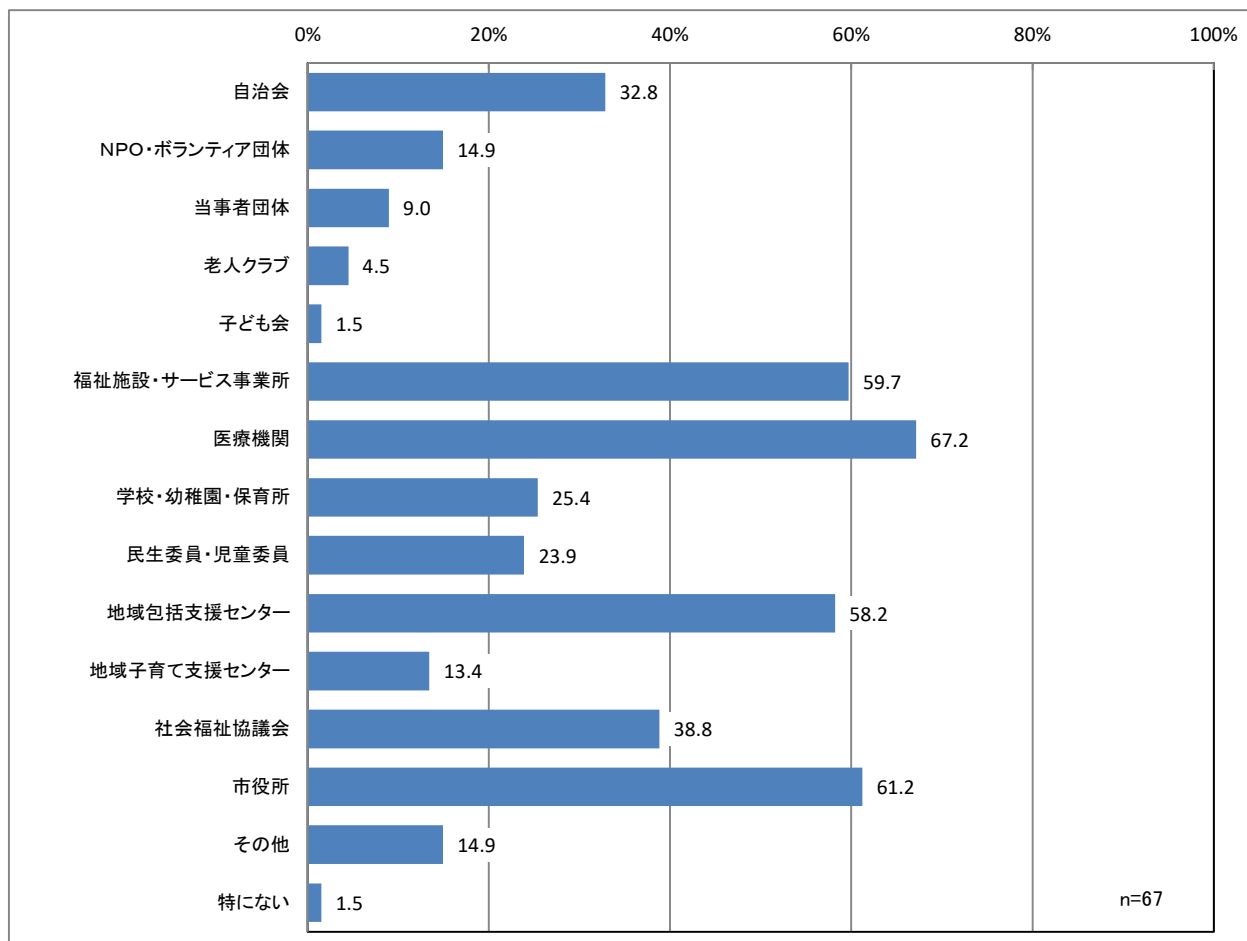
「人材（職員など）の確保が難しい」が53.7%で最も多く、次いで「相談や支援のニーズが複雑化し、難しいケースが増えている」「相談や支援を必要としている人の発見が難しいことがある」「業務の増加や高度化により、職員の負担が大きい」22.4%、「人材（職員など）のスキルアップが難しい」19.4%の順となっています。



2 他の団体や機関との連携について

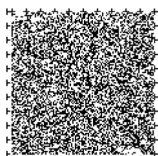
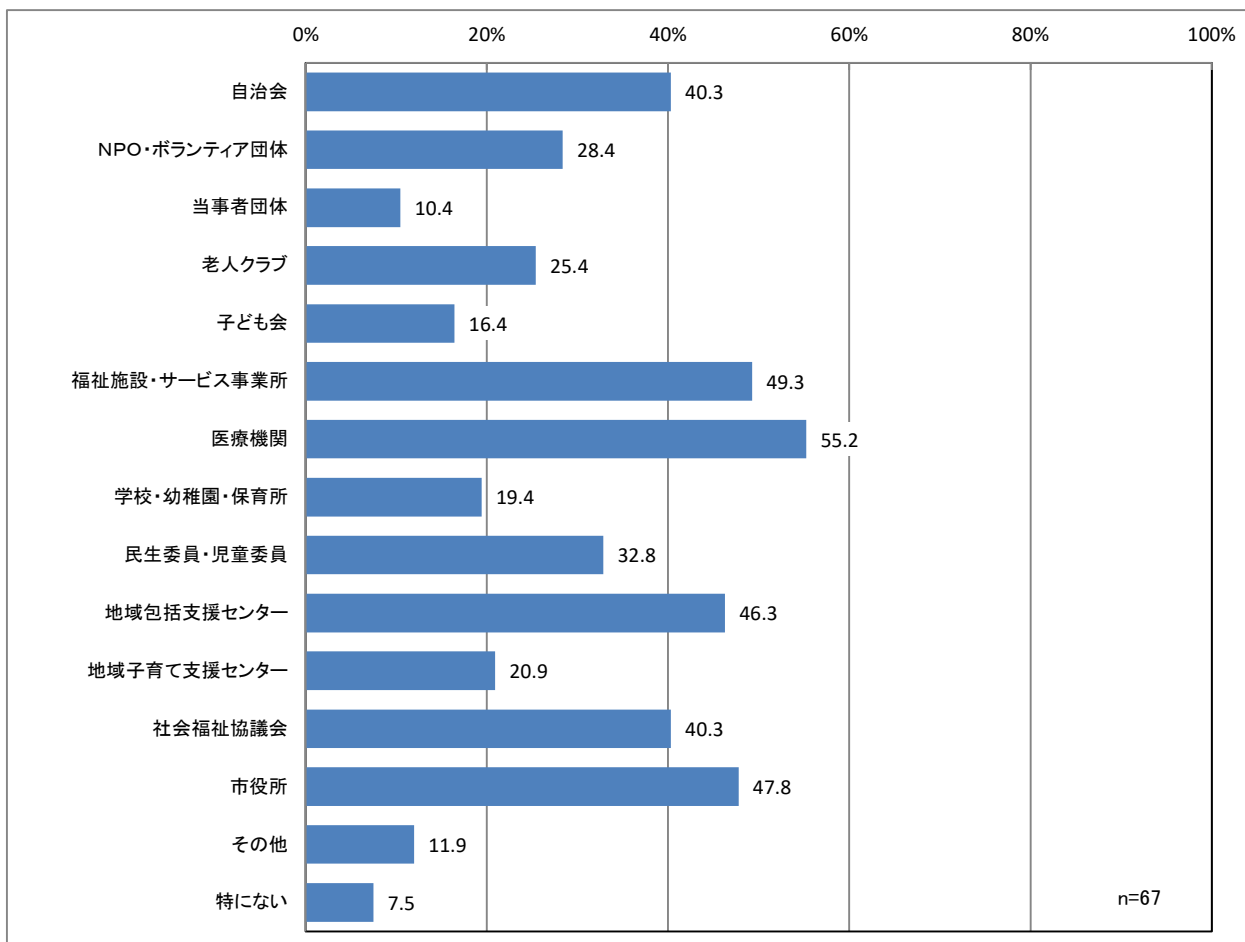
問5 活動する上で、どのような団体や機関と連携していますか。(複数回答)

「医療機関」が67.2%で最も多く、次いで「市役所」61.2%、「福祉施設・サービス事業所」59.7%の順となっています。



問6 今後、さらに連携していきたい団体や機関（現在連携している団体や機関も含む）はありますか。（複数回答）

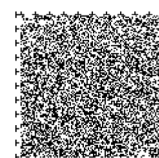
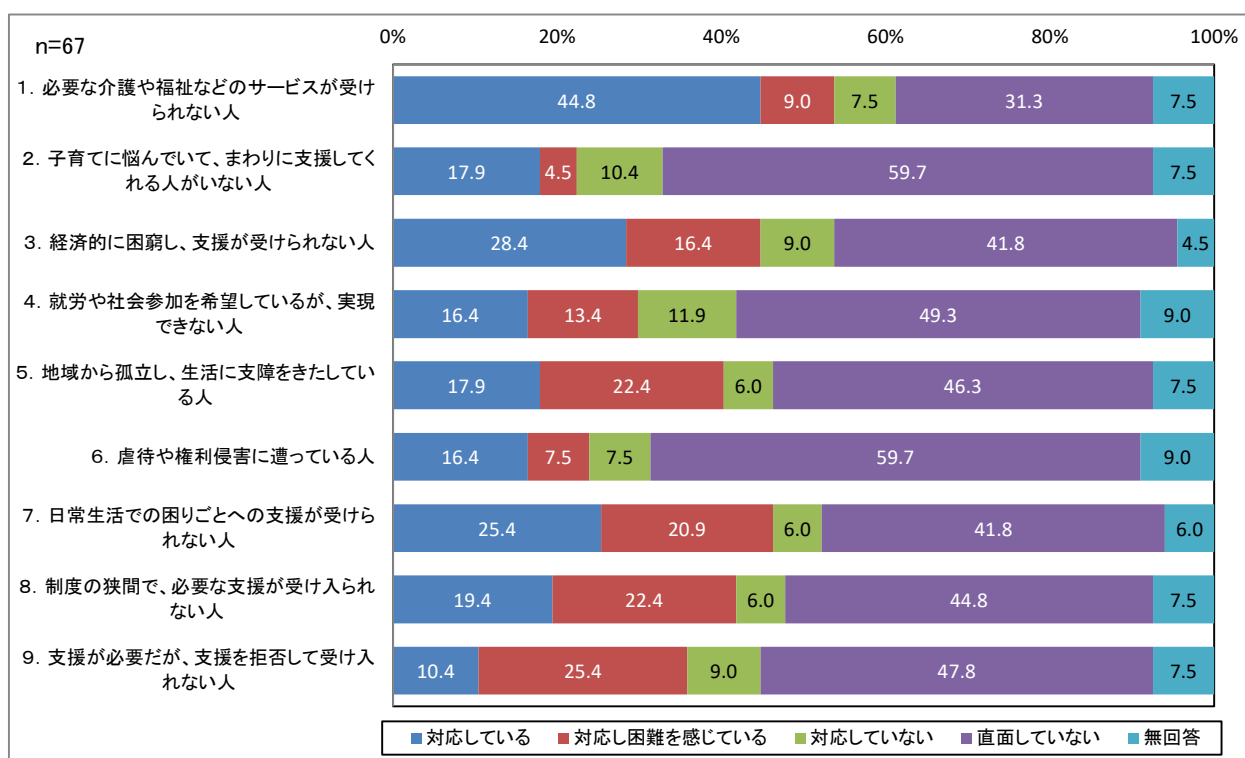
「医療機関」が 55.2%で最も多く、次いで「福祉施設・サービス事業所」49.3%、「市役所」47.8%の順となっています。



問7 活動の中で、日常生活に関する次のような課題を持つ人への対応（相談や支援、予防のための取組など）をすることがあります。また、対応に関し困難を感じているものがありますか。

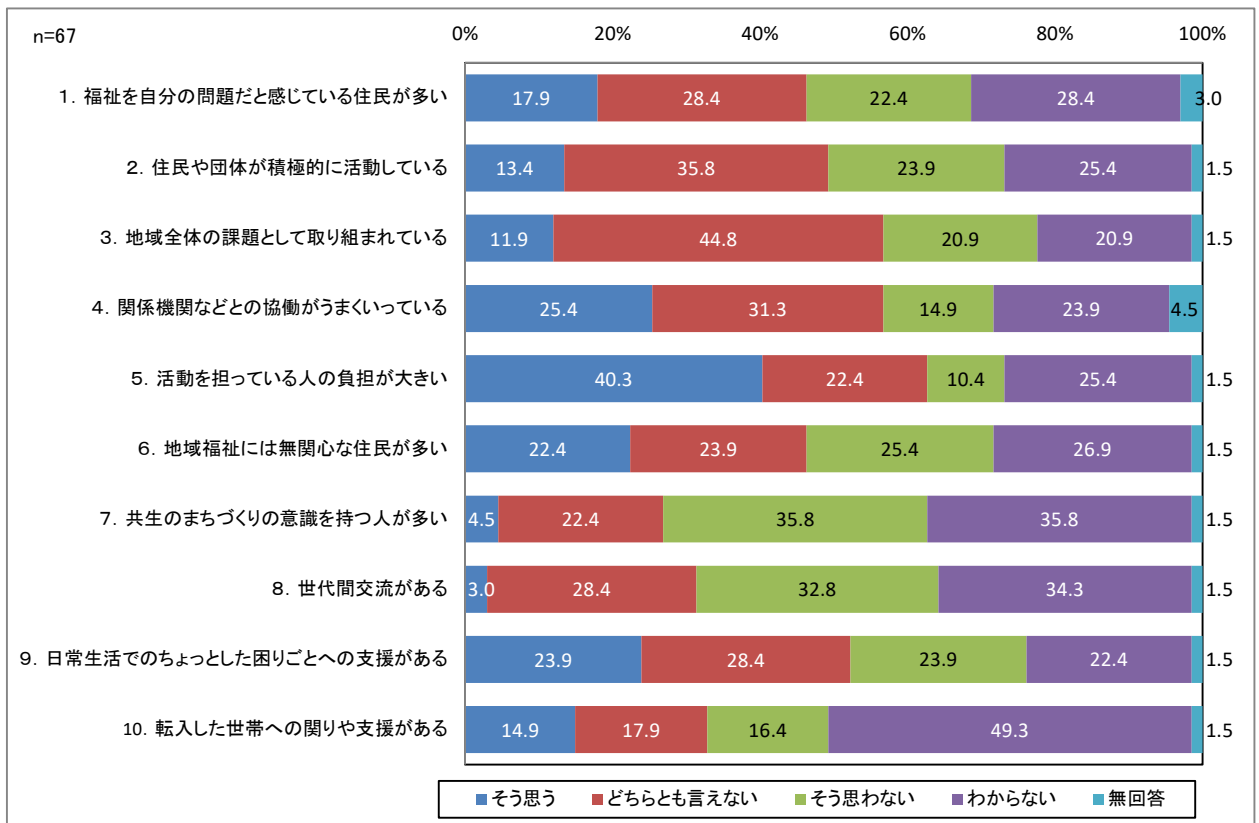
対応している人では、「1. 必要な介護や福祉などのサービスが受けられない人」が44.8%で最も多く、次いで「3. 経済的に困窮し、支援が受けられない人」28.4%、「7. 日常生活での困りごとへの支援が受けられない人」25.4%の順となっています。

対応に関し困難を感じている人では、「9. 支援が必要だが、支援を拒否して受け入れない人」が25.4%で最も多く、次いで「5. 地域から孤立し、生活に支障をきたしている人」「8. 制度の狭間で、必要な支援が受け入れられない人」22.4%、「7. 日常生活での困りごとへの支援が受けられない人」20.9%の順となっています。



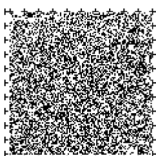
問8 地域福祉の推進（地域での支え合いなど）に関し、地域の状況についてどのように思いますか。

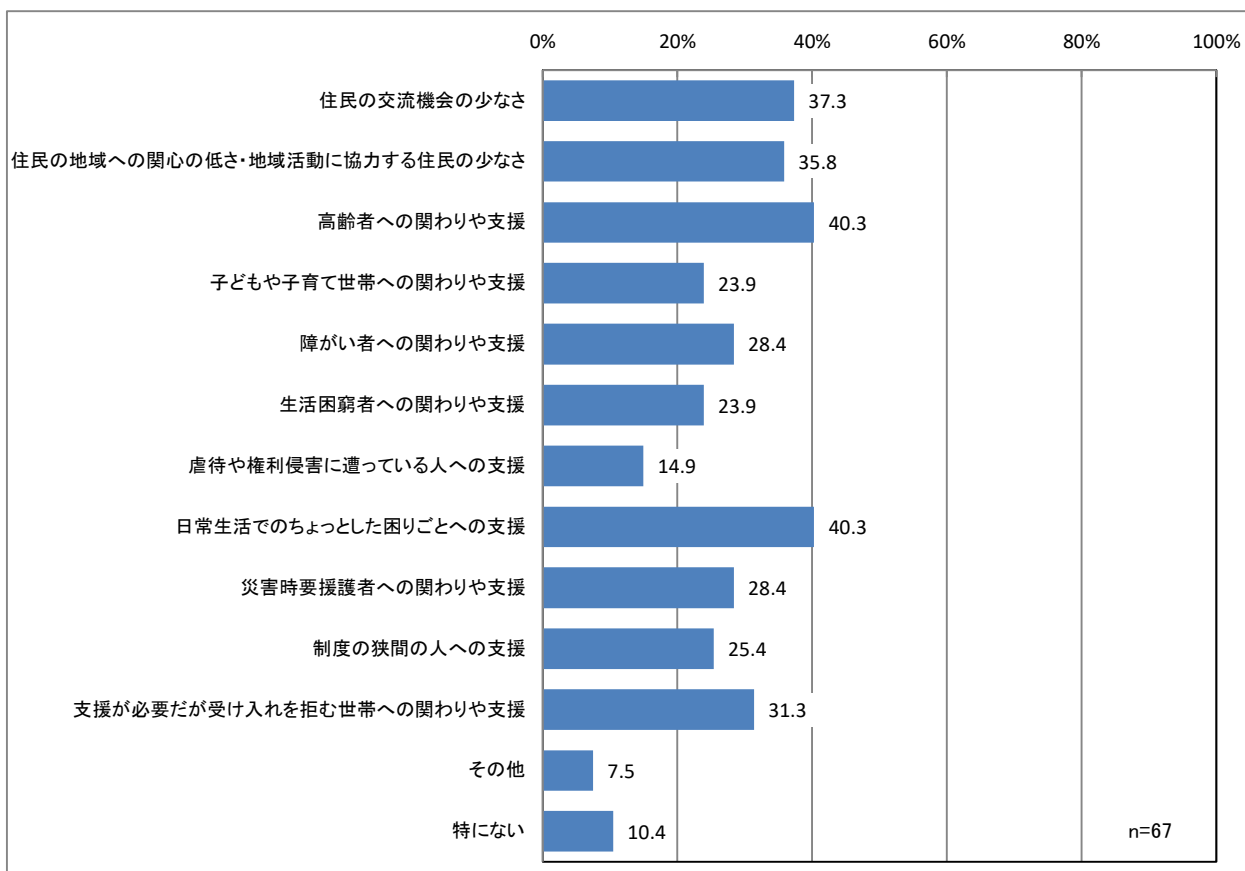
地域福祉の推進に関し、地域の状況についてどう思うかでは、「5. 活動を担っている人の負担が大きい」が40.3%で最も多く、次いで「4. 関係機関などとの協働がうまくいっている」25.4%、「9. 日常生活でのちょっとした困りごとへの支援がある」23.9%の順となっています。



問9 活動を通じて、市民の日常生活上のどのような課題や問題があると感じていますか。（複数回答）

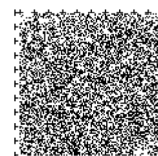
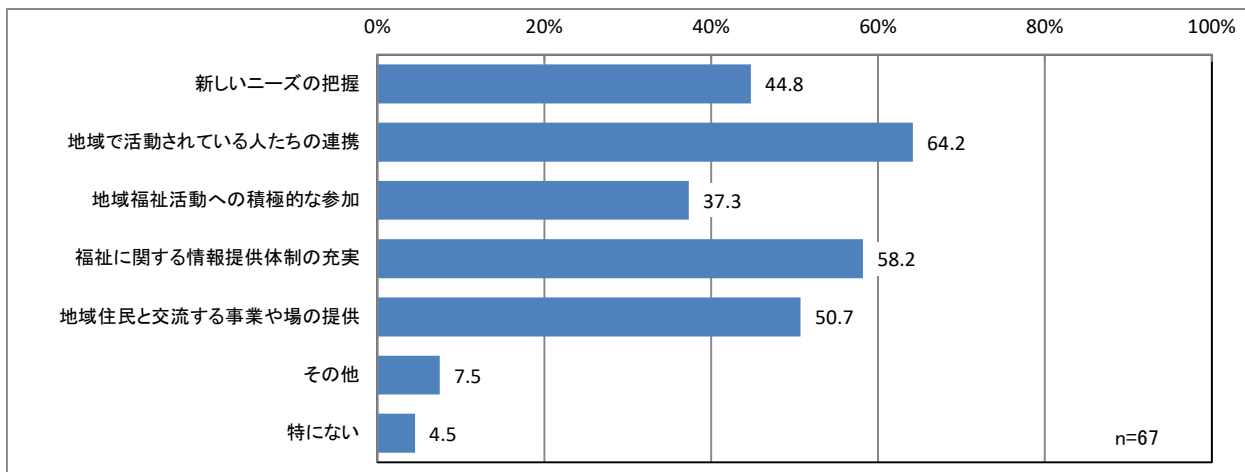
「高齢者への関わりや支援」「日常生活でのちょっとした困りごとへの支援」が40.3%で最も多く、次いで「住民の交流機会の少なさ」37.3%、「住民の地域への関心の低さ・地域活動に協力する住民の少なさ」35.8%の順となっています。





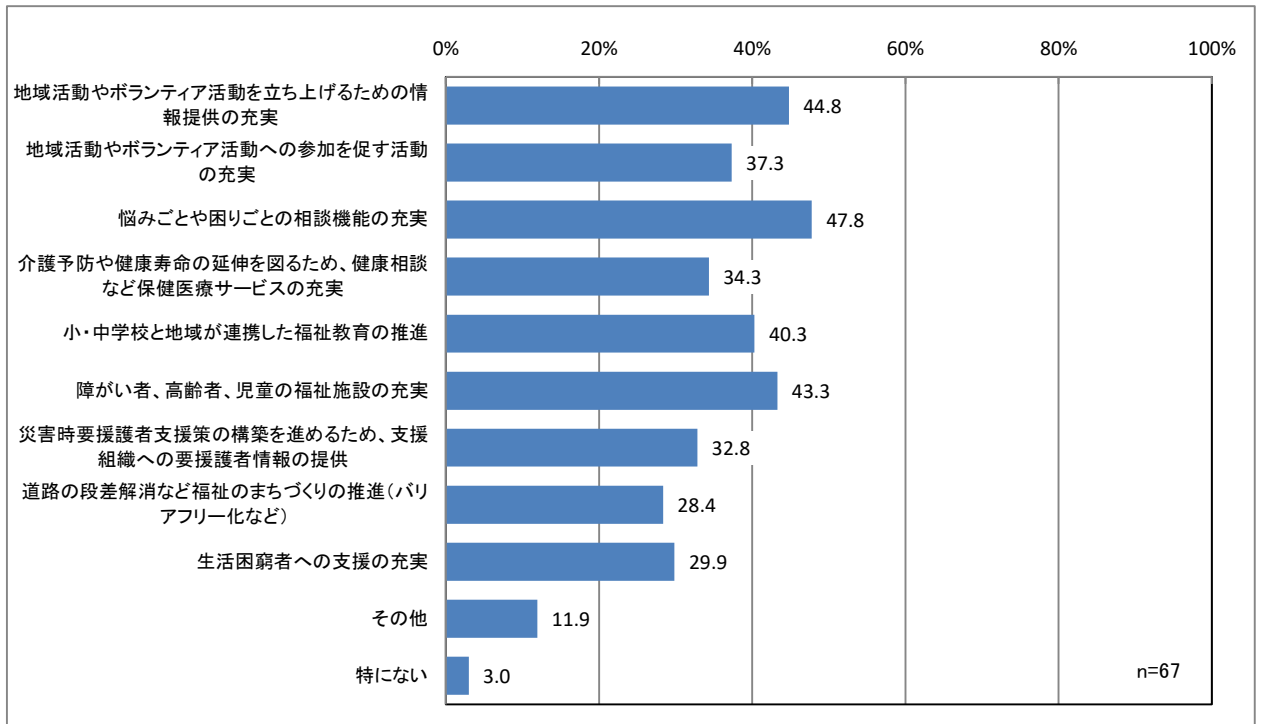
問10 地域活動を活性化するために、地域や民間の団体・機関が取り組むべきだと思うことは何ですか。(複数回答)

「地域で活動されている人たちの連携」が64.2%で最も多く、次いで「福祉に関する情報提供体制の充実」58.2%、「地域住民と交流する事業や場の提供」50.7%の順となっています。



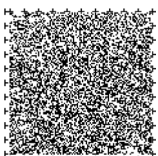
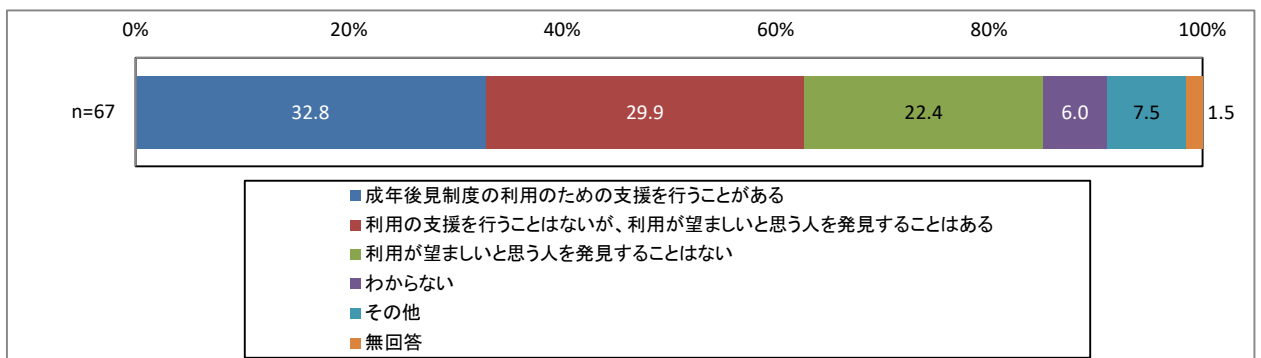
問 1 1 地域活動を活性化するために、市や社会福祉協議会が取り組むべきだと思うことは何ですか。(複数回答)

「悩みごとや困りごとの相談機能の充実」が 47.8%で最も多く、次いで「地域活動やボランティア活動を立ち上げるための情報提供の充実」44.8%、「障がい者、高齢者、児童の福祉施設の充実」43.3%の順となっています。



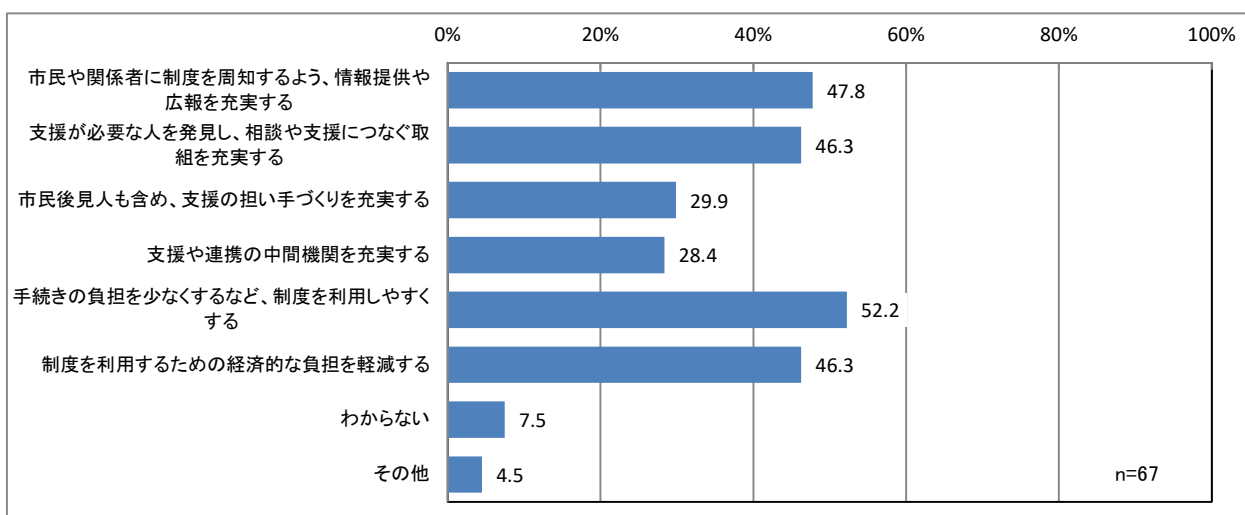
問 1 2 活動を通じて、成年後見制度の利用を必要とする人を発見したり、利用のための支援をしたりすることがありますか。

「成年後見制度の利用のための支援を行うことがある」が 32.8%で最も多く、次いで「利用の支援を行うことはないが、利用が望ましいと思う人を発見することはある」29.9%、「利用が望ましいと思う人を発見することはない」22.4%の順となっています。



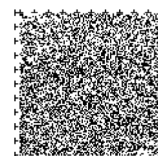
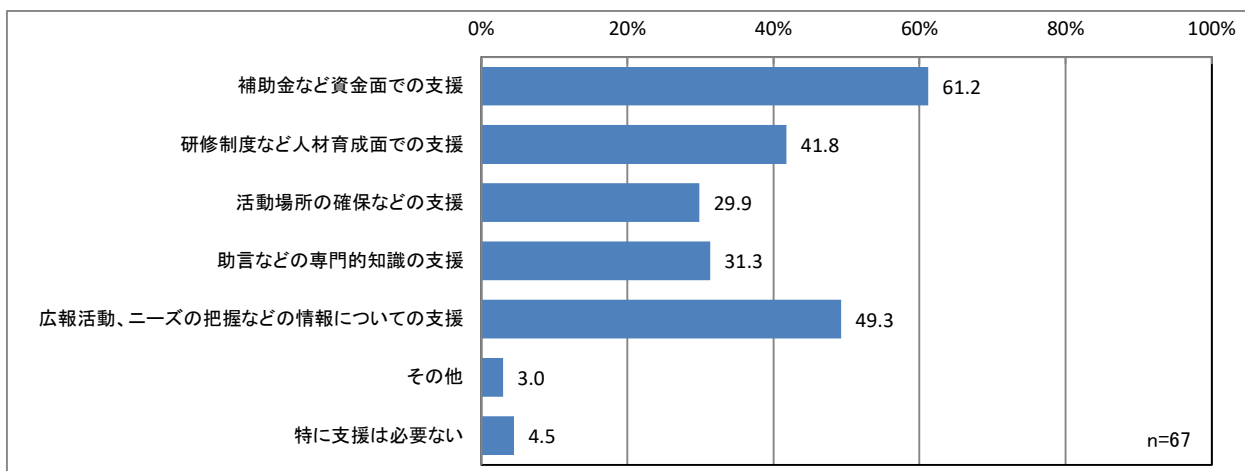
問 1 3 成年後見制度の利用を促進するうえで、優先的に力を入れて取り組むべきことはどのようなことだと思いますか。(複数回答)

「手続きの負担を少なくするなど、制度を利用しやすくする」が 52.2%で最も多く、次いで「市民や関係者に制度を周知するよう、情報提供や広報を充実する」47.8%、「支援が必要な人を発見し、相談や支援につなぐ取組を充実する」46.3%、「制度を利用するための経済的な負担を軽減する」46.3%の順となっています。



問 1 4 貴団体が地域福祉を推進するうえで必要だと思う支援は何ですか。(複数回答)

「補助金など資金面での支援」が 61.2%で最も多く、次いで「広報活動、ニーズの把握などの情報についての支援」49.3%、「研修制度など人材育成面での支援」41.8%の順となっています。



7 アンケート調査結果総括

(1) 地域福祉計画に関するアンケート調査結果について

地域との関わりについては、年齢が高く在住年数が長いほど、親しく付き合っている傾向にあり、年齢が若いほど地域との関わる機会や時間が少ない傾向にあります。ボランティア活動は全年代において、機会があれば参加したいと考えていることがうかがえます。

福祉の関心については、高齢者の福祉が最も関心が高く、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯に関する問題に課題があると考えており、この課題を解決するためには、同居の家族や地域の人などが相談相手となり、地域全体で見守り活動を行うことが重要であると認識していることが分かります。

行政や社会福祉協議会、民生委員などは、高齢者や障がい者、子どもの支援だけでなく、ひきこもりや生活困窮者などさまざまな方に対して、福祉サービスの支援・充実に取り組むことを地域の方は望んでいます。

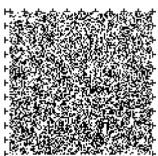
地震や台風などの災害発生時においては、手助けが必要な方のマップ作りや台帳整備、日常からの見守り活動が必要であると考えており、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、自身をはじめ地域との関わりが大切であると考えていることがうかがえます。

(2) 地域福祉計画に関する団体・事業者アンケート調査結果について

地域で活動している団体・事業者は、人材確保の困難さや相談・支援のニーズが複雑化し、難しいケースが増加傾向にあると感じています。また、活動する上で、行政や医療機関、福祉施設・サービス事業所と連携していますが、活動する人の負担が大きいと感じている現状があります。

そのため、団体・事業者は、行政や社会福祉協議会などに対し、悩みごと・困りごとの相談機能の充実や地域活動・ボランティア活動を立ち上げるための情報提供の充実を望んでいます。

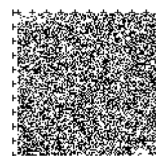
これにより、地域で活動されている人たちの負担軽減、関係機関との連携強化、福祉に関する情報提供体制の充実が実現でき、地域活動の活性化に繋がると考えています。

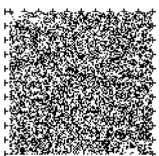


第3章 計画策定にあたっての基本的な考え方



追い出し猫
シマちゃん





第3章 計画策定にあたっての基本的な考え方

第1節 各計画の取り組み

1 高齢者福祉計画の取り組み

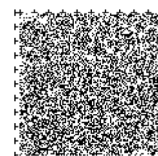
令和6（2024）年2月に策定した宮若市高齢者福祉計画では、本市の高齢者福祉行政分野の目指すべき方向を、「共に支え合い、健康づくりと生きがいづくりが両立する健康長寿のまち“みやわか”」を基本理念とし、「住み慣れた地域で高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって安心して暮らすため、地域包括ケアシステムを推進し、サービス提供体制の充実や基盤づくりに意識を向ける必要があります。」としています。

（1）基本理念

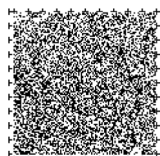
共に支え合い、健康づくりと生きがいづくりが両立する健康長寿のまち
“みやわか”

（2）施策の体系

基本目標 I 自立生活支援の充実
1 高齢者の在宅生活継続のための支援
(1) 地域包括支援センターの機能強化
(2) 地域ケア会議の推進
(3) 在宅医療・介護連携推進事業
(4) 家族介護支援事業（家族介護教室）
(5) 介護用品給付事業
(6) 食の自立支援事業（配食サービス）
(7) 保健事業と介護予防の一体的な実施
2 介護予防の推進
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業
① 介護予防・生活支援サービス事業
② 介護予防普及啓発事業
③ 介護支援ボランティア事業
④ 地域リハビリテーション活動支援事業
3 地域で見守る体制づくり
(1) 生活支援体制整備事業



(2) 在宅介護支援センター運営事業
(3) ひとり暮らし高齢者等見守り事業
(4) 福祉緊急通報システム事業
4 認知症高齢者支援体制の充実
(1) 認知症初期集中支援推進事業
(2) 認知症地域支援・ケア向上事業
(3) 認知症カフェ運営事業
(4) 認知症サポーター養成講座
(5) 高齢者等SOSネットワーク事業
(6) 認知症高齢者等事前登録制度
5 高齢者の権利擁護の推進
(1) 成年後見制度の周知
(2) 成年後見制度利用支援事業
(3) 高齢者虐待防止施策の推進
基本目標 II 生きがいづくり・社会参加の機会の充実
1 ふれあい・交流の場づくり
(1) 社会福祉センター運営事業
(2) 社会福祉センター無料入館券配布事業
2 生きがいづくり
(1) 高齢者講座
(2) 老人クラブ活動支援事業
(3) シルバー人材センター助成事業
(4) 敬老祝金の支給
基本目標 III 安全・安心な生活環境の充実
1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
(1) 高齢者に配慮した市営住宅の整備
(2) 高齢者住みよか事業
(3) 住宅等改修補助金事業
(4) 歩行空間の確保とバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
2 交通安全の推進
(1) 交通安全対策の推進
3 防災・防犯対策の充実
(1) 避難行動要支援者等の支援
(2) 老人日常生活用具給付等事業
(3) 防犯対策の実施
4 在宅生活困難者へのサービス確保



(1) 地域優良賃貸住宅の助成
(2) 養護老人ホームへの入所措置
(3) 生活支援ハウス運営事業
(4) 買い物利便性の向上
(5) 生活交通の維持・確保

2 障がい者計画の取り組み

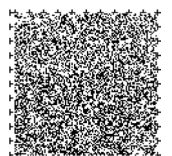
令和6（2024）年3月に策定した第4期宮若市障がい者計画、第7期宮若市障がい福祉計画・第3期宮若市障がい児福祉計画では、第3期宮若市障がい者計画における「障がいのある人もない人も、安心して暮らせる共生社会の実現」の基本理念を継承しながら、ともに暮らす社会の実現に向けて、あらたに「おもい合い 支え合う ふくしのまち みやわか」を基本理念と定め、計画を推進します。

（1）基本理念

おもい合い 支え合う ふくしのまち みやわか

（2）施策の体系

1 障がい者理解と差別解消等の促進
(1) 権利擁護の推進と合理的配慮
(2) 地域交流の支援
2 生活の支援・充実
(1) 意思疎通支援の推進
(2) 相談支援体制の充実
(3) 福祉サービスの充実
(4) 障がい児に対する支援の充実
(5) 地域移行に係る環境整備
3 保健・医療分野の支援
(1) 保健・医療サービスの充実
(2) 医療的ケア児（者）等の支援の充実
4 教育環境の整備・充実
(1) 教育支援体制の充実



(2) 文化芸術活動、スポーツ等の振興
5 雇用・就業機会の確保
(1) 障がい者雇用の促進
(2) 障がいの特性に応じた就労支援と就業機会の確保
6 安心・安全な環境づくり
(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
(2) 移動・交通対策の推進
(3) 住宅環境の整備
(4) 防災・防犯対策の充実
(5) 感染症対策の充実

3 子ども・子育て支援事業計画の取り組み

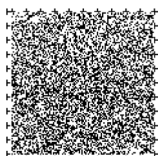
令和2（2020）年2月に策定した宮若市子ども・子育て支援事業計画では、「すべての子どもや子育て家庭を対象に一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障し、「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくりを進めます。」としています。

（1）基本理念

すべてのこどもの笑顔のために みんなで支える子育てのまち

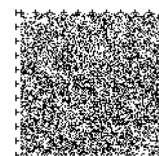
（2）施策の体系

基本目標1 地域における子育ての支援
主要課題（1）地域における子育て支援サービスの充実
主要課題（2）保育サービスの充実
主要課題（3）子育て支援のネットワークづくり
主要課題（4）子どもの健全育成
基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
主要課題（1）妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
主要課題（2）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
主要課題（3）「食育」の推進
主要課題（4）小児医療の充実
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備



主要課題 (1) 次代の親の育成
主要課題 (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
主要課題 (3) 家庭や地域の教育力の向上
主要課題 (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備
主要課題 (1) 良好な住宅の確保
主要課題 (2) 良好な居住環境の確保
主要課題 (3) 安全な道路交通環境の整備
主要課題 (4) 安心して外出できる環境の整備
主要課題 (5) 安全・安心まちづくりの推進等
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進
主要課題 (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
主要課題 (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
基本目標6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進
主要課題 (1) 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保
基本目標7 子ども等の安全の確保
主要課題 (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
主要課題 (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
主要課題 (3) 被害に遭った子どもの保護の推進
基本目標8 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進
主要課題 (1) 児童虐待防止対策の充実
主要課題 (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
主要課題 (3) 障がいや発達の遅れのある子どもへの支援の充実

「次世代育成行動計画分」より



第2節 計画の基本理念

第2次宮若市総合計画では、基本的施策のなかで、「市民が健康に暮らし、高齢者や子どもを支え合う、安心な暮らしを高める社会づくり」、「市民とともに地域の課題解決に向け取り組んでいく協働のまちづくり」が掲げられています。

また、高齢者、障がい者、子ども・子育ての各計画には基本理念が掲げられています。

本計画では、地域福祉の推進に向けた今後の市と地域住民等の連携した活動のあり方を示していきます。

本計画の基本理念は、これらの方向性や理念を踏まえながら、「誰もが安心して暮らせる、みんなで支え合う地域づくり」とします。

地域の一人ひとりが「思いやり」、「支え合い」の心を育み、個と個の「絆」を深めて心豊かに安らぐことができるような地域社会を築いていこうとする、「地域福祉」の担い手であるすべての市民や地域団体と協働し、その活動を支援していきます。

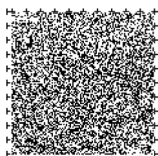
1 本計画の基本理念

誰もが安心して暮らせる、みんなで支え合う地域づくり

第3節 計画の基本目標

本計画の基本理念である「誰もが安心して暮らせる、みんなで支え合う地域づくり」の実現に向けて、次の基本目標を設定します。

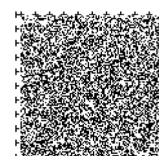
- ・【基本目標1】安心して暮らせる地域福祉の充実
- ・【基本目標2】「福祉のこころ」と「地域のきずな」を育む支援
- ・【基本目標3】地域の福祉活動への参画と協働
- ・【基本目標4】地域と行政の連携強化

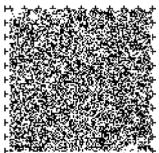


1 施策の体系

基本理念：誰もが安心して暮らせる、みんなで支え合う地域づくり

基本目標	施策	具体的な取り組み
1 安心して暮らせる 地域福祉の充実	1 情報の提供	(1) 福祉サービスの情報提供 (2) 福祉サービスの情報交換と共有
	2 相談支援体制の充実	(1) 相談機能 (2) 身近な相談支援
	3 福祉サービスの充実	(1) 福祉サービスの量と質
	4 生活支援の充実	(1) 生活支援
	5 権利擁護の推進	(1) 権利擁護事業の確実な実施 (2) 人権擁護の啓発
2 「福祉のこころ」と 「地域のきずな」を 育む支援	1 地域福祉の啓発と推進	(1) 地域福祉の啓発 (2) 地域福祉の推進
	2 地域福祉の人材の育成と 活動支援	(1) 民生委員・児童委員 (2) 福祉委員と地域ボランティア
3 地域の福祉活動 への参画と協働	1 地域活動への参加	(1) 地域活動への参加推進 (2) ボランティア活動の推進
	2 地域交流の推進	(1) 地域交流の場の拡充 (2) 地域交流活動
4 地域と行政の 連携強化	1 地域と行政のネットワーク	(1) 地域福祉情報の提供、共有 (2) 社会福祉協議会との連携 (3) 再犯防止対策・防犯対策の推進 (4) 災害対策の推進

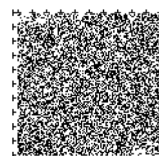


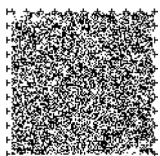


第4章 計画を進めるための施策の展開



追い出し猫
ミケちゃん





第4章 計画を進めるための施策の展開

第1節 【基本目標1】安心して暮らせる地域福祉の充実

1 情報の提供

生活の課題を抱えた時に、課題解決に向けた適切な支援や手段を見つけて利用するためには、素早く的確な情報を入手できることが重要です。

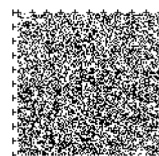
これまで、福祉に関する情報については、市の広報紙やホームページ、SNSを通じた総合的な情報提供や、制度の解説、制度改正時等にガイドブックや小冊子等の配布による情報提供に努めてきました。

福祉サービスの利用においては、利用者がサービスを選択し安心して利用できるよう、サービス提供事業者やその内容について十分な情報を提供することが大切です。

公的制度に限らず支援のための仕組みは、社会の変化に対応するために変更されることが多く、情報を最新の状態に更新し、高齢者や障がい者などに配慮するなど、分かりやすい情報提供に努めると共に、身近な地域で支援活動の情報等も共有し、情報提供を担う関係部署、関係機関で分野横断的に情報を速やかに提供できる体制整備に努めていきます。



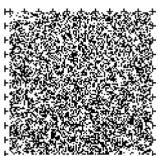
宮若市では、LINE やアプリの配信など行い、市民の皆さんに役立つ情報を掲載しています。



(1) 福祉サービスの情報提供

福祉サービスに関する情報提供を分かりやすく発信し、関係する窓口やサービス提供機関において、市民が必要とする情報を容易に得られるよう、情報提供の工夫と機会の充実を図ります。

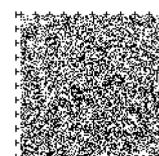
市民一人ひとりが取り組むこと【自助】			
<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報やホームページ、SNS、地域の回覧等を習慣として見るようにします。 ・福祉サービスを利用するにあたっては、市や関係機関の相談窓口気軽に問い合わせるようにします。 ・市や関係機関の実施する講座や教室等の事業に参加します。 			
地域が取り組むこと【共助・互助】			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の回覧等を活用し、地域の情報を伝えます。 ・福祉サービスに携わる事業者や地域の福祉活動を行っている団体等は、活動内容を分かりやすく公表し、利用者に十分な説明を行います。 ・民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の地域の福祉関連団体は、必要な情報を提供できるように、相談先やサービスの情報を収集し、提供します。 			
市が取り組むこと【公助】			
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する情報を広く提供するため、市の広報やその他のメディアを活用し、情報提供に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ○広報みやわか「宮若生活」の活用 ○市のホームページ(URL https://www.city.miyawaka.lg.jp/)やSNS（宮若市公式LINE、宮若市公式Instagram、宮若市公式facebook、宮若市公式アプリ）の活用 ・市民のニーズに沿った情報提供を充実させるため、相談窓口や支援現場での適切な情報提供を進めます。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ○市や関連機関窓口での情報提供 ○在宅介護支援センター ○地域包括支援センター ○介護保険関係のパンフレット等 ○認知症ケアパス ○子育て支援パンフレット ○子育て世代包括支援センター </td> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ○各健診や講座等の事業時の情報提供 ○障がい者基幹相談支援センター ○障がい者福祉のしおり ○教育・保育施設 ○子育て支援センター ○家庭児童相談室 ○生活困窮者自立相談支援室 </td> </tr> </table> 		<ul style="list-style-type: none"> ○市や関連機関窓口での情報提供 ○在宅介護支援センター ○地域包括支援センター ○介護保険関係のパンフレット等 ○認知症ケアパス ○子育て支援パンフレット ○子育て世代包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ○各健診や講座等の事業時の情報提供 ○障がい者基幹相談支援センター ○障がい者福祉のしおり ○教育・保育施設 ○子育て支援センター ○家庭児童相談室 ○生活困窮者自立相談支援室
<ul style="list-style-type: none"> ○市や関連機関窓口での情報提供 ○在宅介護支援センター ○地域包括支援センター ○介護保険関係のパンフレット等 ○認知症ケアパス ○子育て支援パンフレット ○子育て世代包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ○各健診や講座等の事業時の情報提供 ○障がい者基幹相談支援センター ○障がい者福祉のしおり ○教育・保育施設 ○子育て支援センター ○家庭児童相談室 ○生活困窮者自立相談支援室 		



(2) 福祉サービスの情報交換と共有

複合的な生活上の悩みを抱える市民の福祉ニーズに対応できるよう、児童、高齢者、教育、障がい等の各分野から収集された福祉サービス情報を、総合的に共有し、情報を必要とする市民、関係機関等に対して情報提供することを進めます。

市民一人ひとりが取り組むこと【自助】	
<ul style="list-style-type: none"> ・市や地域の事業、行事に参加し、地域福祉情報を知るようにします。 ・災害時や緊急時に身の安全を確保できるよう、市や地域の支援者等に必要な範囲での自身の情報提供に協力します。 	
地域が取り組むこと【共助・互助】	
<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で異変を感じたら、市や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に知らせます。 ・地域として災害時や緊急時に支援を要する人について、円滑に支援ができるよう、個人情報保護に十分留意したうえで、必要な情報収集に協力を求め、災害時や緊急時の避難支援に備えます。 ・民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の地域の福祉関連団体は、市や関連機関と情報の交換、共有を進めます。 	
市が取り組むこと【公助】	
<ul style="list-style-type: none"> ・市の各部署の福祉情報を共有し、地域の関連団体等とも定期的な場を設け、情報交換、共有を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ○地域ケア会議 ○子ども・子育て会議 ○消費者安全確保地域協議会 ○(障がい者)地域自立支援協議会 ○要保護児童対策地域協議会 ・災害時や緊急時に支援を要する人について情報収集や共有を行い、避難支援等に役立つよう台帳化を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者名簿の整備 ○避難行動要支援者個別避難計画の整備の推進 	



2 相談支援体制の充実

人々のライフスタイルが多様化したことに伴い、人々が抱える悩みごとが多様化しています。この中には一つの組織や部署のみで対応することが難しい悩みごとも多くあります。

このような制度の狭間を各関係組織や機関の協力と相互に行われる情報提供のもと、困っている人が適切な支援を受けられるよう相談体制を構築します。

また、地域住民にとって最も身近な相談相手である民生委員・児童委員や自治会の活動等において相談に応じたうえで、専門的な相談支援機関等につなぎ、行政と地域が協働して課題の把握やその解消に向けた適切な対応ができる体制づくりを進めることが重要です。

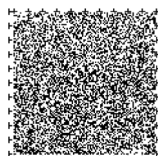
生活課題に関する相談については、市役所の窓口のほか、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障がい者基幹相談支援センター、保育所、認定こども園、子育て支援センター、家庭児童相談室、社会福祉協議会、直轄広域消費生活センター、生活困窮者自立相談支援室等の関連機関・団体においても相談対応できるよう体制を整備していきます。



地域包括支援センター
(市役所1階)



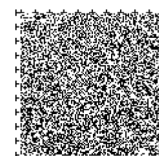
家庭児童相談室
(市役所1階 子育て支援係内)



(1) 相談機能

さまざまな生活課題や福祉ニーズに迅速、的確に対応できるよう、専門性・利便性の高い総合相談体制の構築に努め、相談機能の強化を図ります。

市民一人ひとりが取り組むこと【自助】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報やホームページ、SNSを見て、あらかじめ心配事や悩みごとを相談できる窓口があることを知っておきます。 ・ 身近に相談できる人をつくります。 ・ 生活課題を抱え込まずに、市や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に相談します。 ・ かかりつけ医、かかりつけ薬局を持ちます。
地域が取り組むこと【共助・互助】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近に困っている人を見かけたら、市や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に相談するよう勧めます。 ・ 地域で活動をしている人や団体等は相談を受けたら、相談者の個人情報の保護に十分に留意し、市の関連窓口につなぐ等、市と連携して対応します。
市が取り組むこと【公助】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市と関連機関の相談窓口の利便性・専門性の向上や、窓口間の連携を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ○市の総合窓口 ○市の各福祉窓口 ○地域包括支援センター ○在宅介護支援センター ○障がい者基幹相談支援センター ○家庭児童相談室 ○子育て支援センター ○幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校 ○子育て世代包括支援センター ○生活困窮者自立相談支援室 ・ 市の事業の現場での相談機会の確保と充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ○認知症カフェ運営事業 ○乳児家庭全戸訪問事業 ○乳幼児健診 ○乳幼児健康相談 ○乳幼児発達相談 ・ 地域団体や関連機関等と連携した相談支援体制づくりを進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員 ○社会福祉協議会 ○児童相談所 ○警察署 ○消費生活センター ○精神保健福祉センター



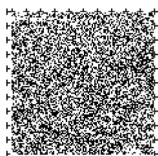
(2) 身近な相談支援

地域住民が気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、福祉委員等の地域による相談支援から専門機関による相談支援まで切れ目のない相談支援体制づくりを進めます。

市民一人ひとりが取り組むこと【自助】
<ul style="list-style-type: none"> ・住んでいる地域の民生委員・児童委員が誰であるかを把握します。 ・住んでいる地区の自治会で福祉委員がいるか、また福祉委員は誰であるかを把握します。 ・身近な相談者として民生委員・児童委員や福祉委員等地域の相談者に相談します。 ・地域での各種サロン等の活動に参加します。
地域が取り組むこと【共助・互助】
<ul style="list-style-type: none"> ・身近に困っている人を見かけたら、市や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に相談するよう勧めます。 ・見守りや声かけ活動に参加します。 ・個人情報の保護について正しい理解を深めます。
市が取り組むこと【公助】
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の身近な相談支援活動を支援します。 ○民生委員・児童委員の活動支援 ○社会福祉協議会の活動支援 ・個人情報の保護について正しい理解を深め、適切に取り扱うよう、地域活動を行う上での個人情報取り扱いのルールづくりを進めます。



宮若市民生委員・児童委員（正・副会長）



3 福祉サービスの充実

高齢化の進行や核家族化の進展などにより、地域住民のニーズが多様化している中、各種福祉サービスの充実を図る必要があるほか、介護や世話、子育て等を行う家族等に対する支援も求められています。

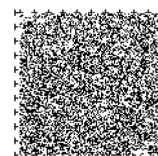
支援を必要としている人に、必要なサービスの情報が行き届くよう、情報発信の充実を図る必要があります。

各種福祉サービスのさらなる充実を図るため、福祉サービス提供者等の育成・確保に努める必要があります。

地域住民の多様化するニーズに適切に対応していくためには、福祉の分野だけでなく、さまざまな分野との連携が必要です。



宮若市民生委員児童委員協議会定例会の様子
(月1回程度、勉強会を開催しています。)

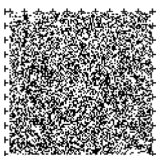


(1) 福祉サービスの量と質

多様なニーズに対応した福祉サービスの量と質を共に確保できるよう、社会福祉法人や企業等だけではなく、地域住民やボランティア、NPO等の多様な担い手の参画を視野に入れた福祉サービスの充実に努めます。

また、介護や保育等の福祉サービス提供事業者に対する指導や監査を実施し、適正な事業運営と事業者としての質の確保と向上を求めています。

市民一人ひとりが取り組むこと【自助】
<ul style="list-style-type: none"> ・利用している福祉サービス等に疑問や不満等があれば、市の相談窓口や社会福祉協議会等に気軽に相談します。
地域が取り組むこと【共助・互助】
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の支え合い・助け合いの意識を高めます。 ・ボランティアやNPO等の活動に参加します。 ・福祉活動に関する研修の機会を設け、担い手の技術の向上を図ります。 ・介護や保育等の福祉サービス提供事業者は、苦情解決の体制を整備します。
市が取り組むこと【公助】
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における福祉サービスの充実に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険サービスの充実 ○障がい福祉サービスの充実 ○教育・保育サービスの充実 ○生活困窮者自立相談支援事業の充実 ○地域支援事業の充実 ○地域生活支援事業の充実 ○地域子育て支援事業の充実 ・多様な担い手の参画を視野に入れた福祉サービスの充実に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステムの構築 ○障がい者・児支援体制の充実 ○重層的支援体制整備事業の構築 ○地域活動支援センターの充実 ○社会福祉協議会活動の充実 ○福祉サービス提供者等の育成・確保 ・まちづくり、産業、環境、教育分野等との連携した取り組みを推進します。 ・介護や保育等の福祉サービス提供事業者に対する必要な指導や監査を実施します。 ・制度の狭間を生まないための分野間連携の強化に努めます。

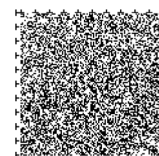


4 生活支援の充実

(1) 生活支援

公的な福祉サービスの提供と共に、生活支援を適切に組み合わせて切れ目のない支援を提供することが重要です。

市民一人ひとりが取り組むこと【自助】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な生活習慣を身につけます。 ・ 定期的に健康診断や各種健診を受診します。 ・ 家族の会話の時間を十分に取ります。 ・ 地域の人と顔見知りになり、お互いに見守り助け合う関係を築きます。
地域が取り組むこと【共助・互助】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守りや声かけ等の活動を進めます。 ・ 民生委員・児童委員の活動に協力します。
市が取り組むこと【公助】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の幅広い支援に向けて地域包括支援センターを軸とする地域包括ケアシステムの構築を進めます。 ・ 障がい者の相談支援や虐待防止に向けて障がい者基幹相談支援センターの充実を図ります。 ・ 引き続き、子育て支援センターにおける子育て相談事業を実施します。 ・ ひきこもり状態となった方、ヤングケアラー、介護や世話をを行う家族等に対する支援に努めます。 ・ 犯罪や非行をした人に対する社会復帰支援に努めます。 ・ 経済的に支援が必要な人(ホームレスや生活困窮者等)の支援に向けて、各種の給付金や補助金のほか、生活困窮者自立相談支援事業や生活保護制度の適用による支援を進めます。



5 権利擁護の推進(個人の権利が守られること)

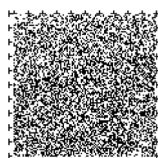
全ての人個人として尊重されることが重要です。

住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、権利擁護の取り組みを推進していくことが必要です。

寝たきり状態や障がいのため自分の意志を表明できない人や認知症高齢者の経済活動についての支援や、高齢者、障がい者、子どもへの虐待防止や、配偶者への暴力防止等、個人の尊厳についての啓発を進めていくこと、また、社会情勢の変化に伴い、国籍や性別、年齢等に関わりなく、多様性を尊重し合う地域づくりを推進していくことが重要です。

普段から地域の人々が注意深く見守り、異変を感じたら行政等に通報するなど、地域と行政等が連携して適切な対応をとることで、こうした問題の発生や深刻化を防ぐことにつながることから、地域での見守りは大変重要です。

地域での見守り体制の推進と地域と行政等の連携による対応に努めていきます。



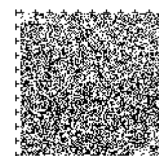
(1) 権利擁護事業の確実な実施

本市で安心して生活ができるよう、一人ひとりがもつ権利を大切にす取り組みを進めます。

市の事業や福祉医療の現場等における市民の虐待に関する相談や通報に対して迅速に対応し、虐待やDV、いじめ等疑われるケースでは関連機関と連携して、虐待防止や早期発見等の対応に取り組みます。

福祉分野別の関連機関や人権擁護委員、法務局等と連携して、権利擁護に向けた対策に取り組んでいきます。

市民一人ひとりが取り組むこと【自助】
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待やDV、いじめ等の防止に関する知識と理解を深めます。 ・悪徳商法や振り込め詐欺にあわないよう、不審な訪問者や電話に即答せず家族や警察、消費生活センターに知らせます。 ・常日頃から離れて住んでいる家族と連絡を取り合うようにします。 ・家族との会話の時間を十分に取ります。
地域が取り組むこと【共助・互助】
<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で異変を感じたら、市や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、警察等に知らせます。 ・普段から身近な地域の子ども、高齢者、障がい者やその家族への声かけをします。 ・悪徳商法や振り込め詐欺が疑われる事例等が発生した時は、地域でお互いに声かけをして注意を呼びかけます。
市が取り組むこと【公助】
<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の適切な利用を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用支援事業 ・虐待やDV、いじめ等への対策を迅速かつ適切に進めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">○要援護高齢者等の支援 <li style="width: 50%;">○基幹相談支援センターとの連携 <li style="width: 50%;">○虐待防止施策の推進 <li style="width: 50%;">○要保護児童対策地域協議会との連携 <li style="width: 50%;">○スクールカウンセラーとの連携 <li style="width: 50%;">○スクールソーシャルワーカーとの連携 <li style="width: 50%;">○警察との連携 <li style="width: 50%;">○配偶者暴力相談支援センターとの連携 ・悪徳商法や振り込め詐欺の被害にあわないよう、注意喚起と防止対策を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">○消費生活センターとの連携 <li style="width: 50%;">○警察等との連携



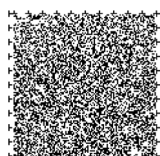
(2) 人権擁護の啓発

あらゆる人権問題に対して正しい理解や認識を深めるため、学校や家庭・地域社会など市の事業や広報活動の場を通して、年齢や性別、国籍等に関わりなく、一人ひとりの人権や多様性を尊重し合う地域づくりに努めます。

市民一人ひとりが取り組むこと【自助】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権擁護や制度に関心を持って理解を深めます。 ・ 人権擁護に関する講座や行事に参加します。 ・ 地域の人とのあいさつ等、交流を図ります。
地域が取り組むこと【共助・互助】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で人権擁護に関する講座や地域の人との交流を図る行事を開催します。
市が取り組むこと【公助】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権擁護に関する啓発を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度の広報等による周知 ○ 人権擁護に関する講座等 ○ 地域の福祉教育に関わる活動の支援 ○ 特設人権相談等の開催



宮若市同和問題啓発強調月間人権講演会
毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定めています。



第2節 【基本目標2】「福祉のこころ」と「地域のきずな」を育む支援

1 地域福祉の啓発と推進

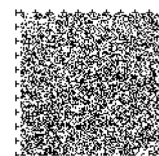
地域福祉の啓発と推進には、市民が福祉に対する関心を高め、地域におけるそれぞれの関わりを大切にする「福祉のこころ」と「地域のきずな」を育むことが重要です。

また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会等の地域団体やNPO、ボランティア、地域活動団体等の活動支援を通じて地域と行政の協働を進めることも重要です。

(1) 地域福祉の啓発

個人が、お互いの立場を尊重し、思いやりの心を持って地域のきずなを築いていくよう、地域福祉に関する普及啓発に取り組みます。

市民一人ひとりが取り組むこと【自助】
・身近な地域に関心を持って、地域福祉への理解を深めます。
地域が取り組むこと【共助・互助】
・地域での福祉活動を地域の人々へ周知します。 ・地域で地域福祉の推進に関わる講座や行事を開催します。 ・地域で活動している人や団体等は、その活動を通して地域福祉の啓発を進めます。
市が取り組むこと【公助】
・地域福祉に関する普及啓発を進めます。 ○広報やSNS等による情報提供 ○福祉に関する講演会や講座等の開催 ○生涯学習機会を通じた福祉教育の推進



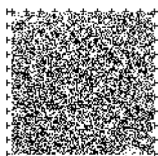
(2) 地域福祉の推進

地域の人々の支え合いや助け合いと、市や関連機関が協働し、地域の安全安心な暮らしにつながっていくよう、市民や地域の福祉活動の支援に取り組みます。

市民一人ひとりが取り組むこと【自助】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉の推進に関わる講座や行事に参加します。 ・ 地域の人とのあいさつ等、交流を図ります。 ・ 地域の福祉活動に参加します。
地域が取り組むこと【共助・互助】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会の働きかけによる福祉会等の小地域福祉活動を進めます。 ・ 見守りや防犯パトロール等地域での福祉活動への参加を呼びかけます。 ・ 地域での災害等の避難協力体制を整えます。
市が取り組むこと【公助】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民や地域の福祉活動の支援と協働を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員の活動支援 ○ 社会福祉協議会の活動支援 ○ 地域での福祉活動の支援 ○ 災害等の避難協力体制の支援 ・ 日本赤十字社や社会福祉協議会が行っている募金活動等の取り組みを推進します。



日赤募金箱
市役所などに設置しています。



2 地域福祉の人材の育成と活動支援

民生委員・児童委員は、「社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める」こととされており、その活動を支援することは重要です。

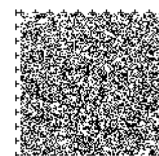
また、地域福祉の担い手として、福祉委員や見守りボランティア等の育成を図り、その活動を支援することも重要です。

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域において身近な公的な地域福祉の活動者であり、地域住民の状態を把握することはその仕事の一つです。

十分にその活動ができるよう、協働する取り組みを進めます。

市民一人ひとりが取り組むこと【自助】
<ul style="list-style-type: none"> ・住んでいる地域の民生委員・児童委員が誰であるかを把握します。 ・民生委員・児童委員の活動にできる範囲で協力します。
地域が取り組むこと【共助・互助】
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員と連携して、地域の福祉活動を進めます。 ・個人情報の保護に十分留意したうえで、民生委員・児童委員と情報の共有を図ります。
市が取り組むこと【公助】
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の活動を支援し、協働して適切な情報の共有と課題の対応に取り組めます。 <li style="padding-left: 20px;">○民生委員・児童委員活動の支援



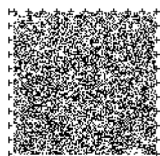
(2) 福祉委員と地域ボランティア

福祉委員や地域ボランティア活動を行う地域の担い手を広く確保し、その活動と育成の支援に取り組みます。

市民一人ひとりが取り組むこと【自助】
・ 地域ボランティア活動に関心を持ちます。
地域が取り組むこと【共助・互助】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ボランティア活動を広く募集し、育成に取り組みます。 ・ 地域で活動をしている人や団体等は、福祉委員等の活動と連携し協力します。 ・ 社会福祉協議会の働きかけによる福祉会の設置を進めます。
市が取り組むこと【公助】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉委員や地域ボランティア活動を進める社会福祉協議会の取り組みを支援し、協働して課題の対応に取り組みます。 <p style="margin-left: 40px;">○社会福祉協議会の取り組みを支援 ○地域ボランティア活動との協働</p>



山口読書会の演劇（宮若市ボランティア連絡協議会）
図書館や地域サロンでの絵本の読み聞かせやパネルシアターなどを行っています。



第3節 【基本目標3】地域の福祉活動への参画と協働

1 地域活動への参加

地域福祉の啓発と共に、市民の地域の福祉活動への参画を進めることが重要です。

自治会や老人クラブ等の地域活動に参加することは、参加した市民にとって地域の関わりが深くなるきっかけとなり、こうしたことが積み重なることによって地域福祉の推進につながっていきます。

自治会や老人クラブ等の地域活動団体が市民の参画を促す活動を支援していきます。

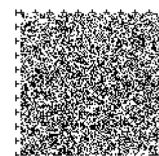
(1) 地域活動への参加推進

自治会は、地域の活動として最も身近で目に見える集まりで、自治会の地域活動は地域生活に密着した活動が多く、その担い手は地域に住む市民です。

また、地域の高齢者で組織する老人クラブは、高齢者自身の活動だけでなく、地域の福祉に関わる活動も進めています。

これらの地域に密着した活動への市民の参加を推進し、支援していく取り組みを進めます。

市民一人ひとりが取り組むこと【自助】
<ul style="list-style-type: none"> ・住んでいる地域の自治会に加入します。 ・60歳以上の人は老人クラブに加入します。 ・住んでいる地域の自治会の活動に参加します。
地域が取り組むこと【共助・互助】
<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動している人や団体等は、自治会の活動と連携し協力します。
市が取り組むこと【公助】
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や老人クラブ等の活動を支援し、協働して取り組みます。 <li style="padding-left: 20px;">○自治会の地域活動の支援 <li style="padding-left: 20px;">○老人クラブの地域活動の支援



(2) ボランティア活動の推進

本市における地域福祉に関するボランティア活動は、主に社会福祉協議会に設置されたボランティアセンターに登録して活動しています。

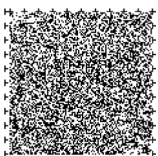
これらのボランティア活動は、公的なサービスのすき間を補完し地域福祉の推進に重要な役割を果たしています。

地域のボランティア活動を支援し、協働する取り組みを進めます。

市民一人ひとりが取り組むこと【自助】
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のボランティア活動に関心を持ち、できる範囲でボランティア活動に参加します。 ・自分の経験や技術を活かせることがあれば、ボランティアとして登録します。
地域が取り組むこと【共助・互助】
<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動をしている人や団体等は、ボランティア活動と連携し協力します。 ・ボランティアセンターは、ボランティア活動の調整と周知を図ります。
市が取り組むこと【公助】
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターに登録されているボランティアの情報を把握し、市の事業や行事等で協働することや、その活動を支援することを進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの情報を把握 ○ボランティア活動との協働や支援



サロンすこやかグループ（宮若市社会福祉協議会）
あったかサロン（高齢者居場所づくり事業）の参加者へのお弁当作りをしています。



2 地域交流の推進

地域福祉に関する事業や取り組みにおいて、利用者、参加者が集まって交流することは重要です。

地域交流を推進する事業や取り組みを行いやすいように、活動時間や費用、活動地域に配慮した場の提供を図ります。

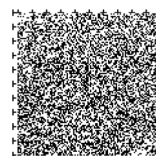
同じ目的や悩みを持つ人々がお互いに理解を深め合うことや、支援者とのやり取りを共有することによる共感や安心感は、その事業や取り組みの目的達成へ大きく寄与します。

こうした事業や取り組みは通常それぞれ単独で行うため互いの交流は希薄で、他の事業や取り組みについて知らないことが多く、事業や取り組み同士の交流や連絡機能を設けることで、利用者、参加者の交流が深まると共に内容の充実が図られる機会にもなります。

地域の人々が集まって交流できる事業や生活環境の整備の取り組みを推進していきます。



あったかサロン（宮若市社会福祉協議会）
介護予防体操や作品制作、桜見などのバスハイクを行っています。



(1) 地域交流の場の拡充

地域の誰もが気軽に集い交流できる場や地域の福祉活動の場を充実させる取り組みを進めます。

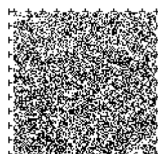
また、高齢者や障がい者などの自立と社会参加の促進を図るためには、建築物や交通機関、生活環境のバリアフリー化のほか、移動手段の確保が必要です。

市民一人ひとりが取り組むこと【自助】
・ 地域で集うことができる場所を把握します。
地域が取り組むこと【共助・互助】
・ 地域を拠点とする福祉活動を進めます。 ・ 地域に施設を持つ事業者や関連団体は、交流の場として、施設の提供など協力します。
市が取り組むこと【公助】
・ 市の施設を地域の活動に開放し、交流の場の拡充に取り組めます。 ○公民館や公共施設の開放促進 ○公園等の利用の促進 ○高齢者や障がい者等に対する移動手段の確保 ○住宅や公共施設、交通機関、道路のバリアフリー化



宮若市巡回ふくしバス

月・水・金曜日に市内を巡回しています。
市社会福祉センターなどへの利用のために乗車できます。



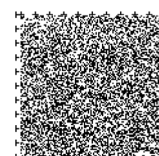
(2) 地域交流活動

地域活動が発展していくよう、地域の連携・ネットワークづくりに向けて交流活動の支援や調整を行う取り組みを進めます。

市民一人ひとりが取り組むこと【自助】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域交流の事業や行事に参加します。 ・ 社会福祉センター等の交流施設を利用します。
地域が取り組むこと【共助・互助】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で活動をしている人や団体等は、単独で行う活動に加えて、他の団体と協働、交流できる活動を進めます。 ・ 社会福祉協議会等は、さまざまな地域の活動団体の交流促進やネットワーク化を進めます。
市が取り組むこと【公助】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での交流活動を支援し、協働やネットワーク化を支援します。 <li style="padding-left: 20px;">○ 社会福祉協議会等の支援



子育てイベント「えいごであそぼう」(宮若市社会福祉協議会)
市社会福祉協議会主催の子育てイベントは、年4回実施しています。



第4節 【基本目標4】地域と行政の連携強化

1 地域と行政のネットワーク

地域福祉の推進の柱は、地域と行政の協働です。

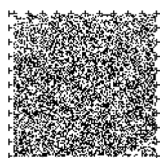
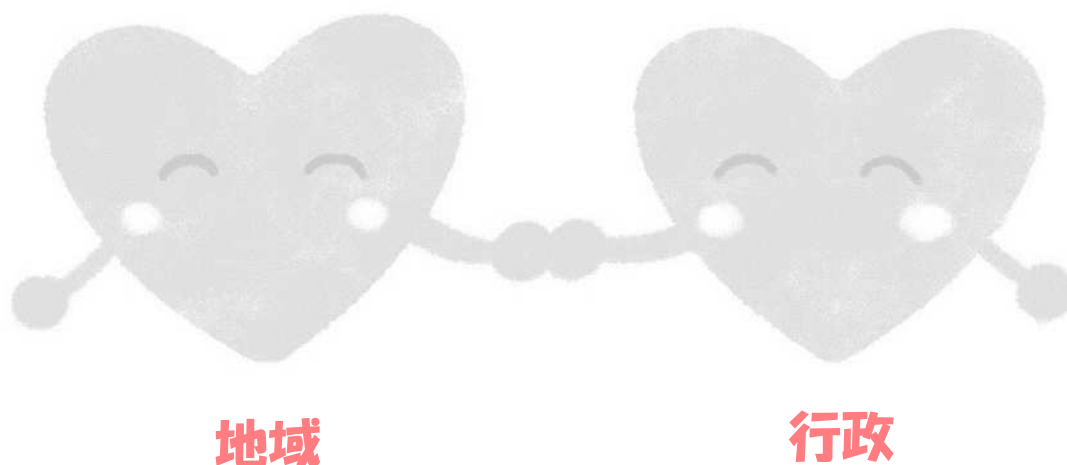
地域では、福祉活動を行うにあたって地域のどこにどういう人がいて、何に困っているかをできるだけ把握する必要があります。

一方、行政は福祉やその他の分野において公的な情報を管理しています。

地域と行政の間で個人情報の保護に十分留意しながら、これらの情報を適切に共有することで、効果的に協働して地域福祉を推進していくことができます。

民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域団体、福祉事業者や市が保有する地域の福祉に関する情報の集約、共有化を推進していきます。

地域の福祉に関する情報の集約、共有化について適切な運用管理のあり方を検討します。



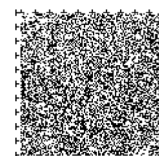
(1) 地域福祉情報の提供、共有

民生委員・児童委員や在宅介護支援センター等地域を把握できる関連機関及び自治会等と連携して、身近な地域の中で高齢者や障がい者等の支援を必要とする人を把握し、適切な支援につなぐネットワークづくりに取り組みます。

市民一人ひとりが取り組むこと【自助】
・ 市民自身が支援を必要と思ったときは、民生委員・児童委員や自治会等に知らせます。
地域が取り組むこと【共助・互助】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で活動している人や団体等は、支援を必要とする人を見つけた時は、個人情報の保護について十分留意し、市に直接伝えるか、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等を通じて市に知らせます。 ・ 地域福祉の情報について、定期的に市と情報を共有します。
市が取り組むこと【公助】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の関連団体等と定期的に地域福祉情報を交換する等、地域福祉情報の共有を進めます。 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ケア会議 ○ 子ども・子育て会議 ○ 民生委員・児童委員協議会 <ul style="list-style-type: none"> ○ (障がい者) 地域自立支援協議会 ○ 要保護児童対策地域協議会 </div>



市内の民生委員・児童委員は活動時にオレンジ色のベストを着ています。お気軽にお声かけください。



(2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進する民間組織で、地域福祉の推進に幅広く貢献しています。

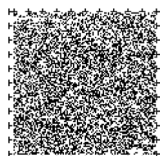
社会福祉協議会との連携強化を図り、福祉に関する啓発や福祉ボランティア育成等の地域福祉に関わる取り組みを支援していきます。

市民一人ひとりが取り組むこと【自助】
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の活動を把握します。 ・心配ごとや悩みごとがある時は、社会福祉協議会に相談します。 ・社会福祉協議会の活動に協力します。
地域が取り組むこと【共助・互助】
<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動をしている人や団体等は、社会福祉協議会との協働を進めます。
市が取り組むこと【公助】
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の活動支援と協働を進めます。 <li style="padding-left: 20px;">○社会福祉協議会の活動支援 ○社会福祉協議会との協働



宮若市社会福祉協議会

地域福祉事業やボランティア活動の支援、相談支援業務など様々な活動を行っています。また、施設内には、入浴施設や子育て用品リユースセンター室などがあります。



(3) 再犯防止対策・防犯対策の推進

日頃からの地域の活動により、犯罪を未然に防ぐことは、安全で住みよいまちづくりの実現において重要です。

犯罪や非行をした人たちが、社会において孤立することなく、市民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することで、犯罪を防止し、安全で住みよいまちづくりを進めます。

市民一人ひとりが取り組むこと【自助】

- ・ 地域における防犯の活動に参加します。
- ・ 広報や啓発活動を通して更生保護について理解を深めます。
- ・ 犯罪をした人等を温かく見守り、更生を目指す人への理解を深め、社会参加を促進します。

地域が取り組むこと【共助・互助】

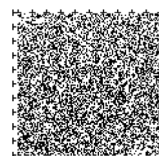
- ・ 防犯における自助・共助の重要性を学ぶ場を作ります。
- ・ 地域での見守り活動等を通じて、犯罪や非行のない地域づくりを進めます。

市が取り組むこと【公助】

- ・ 広報・啓発活動の推進による地域社会の理解促進を進めます。
- ・ 地域、関係団体（保護司、更生保護女性会等）との協働により防犯体制を整備し、地域による見守り活動の推進や市民の防犯意識の向上を図ります。
- ・ 再犯防止のため、犯罪をした人等が円滑に社会復帰できるよう市民への理解促進に向けた啓発活動や、更生に向けて総合的な支援の充実を図ります。



ダメ！絶対



(4) 災害対策の推進

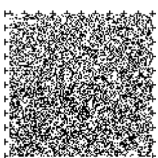
災害に対処するためには、地域と行政、各家庭が一体となって安全・安心な地域づくりを行うことが重要です。地域の防災意識を高め、地域と連携した災害対策の推進に取り組みます。

また、大規模な災害が発生し、被災地域においてボランティアによる円滑な救援活動が必要となった場合、宮若市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターと連携し、協力及び支援体制の確立を図ります。

市民一人ひとりが取り組むこと【自助】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の避難場所、避難ルートについて確認します。 ・ 地域での避難訓練に参加します。
地域が取り組むこと【共助・互助】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の避難場所や避難ルートについて地域の中で話し合います。 ・ 避難が難しい人の避難方法について話し合います。 ・ 自主防災組織を設立して、地域の防災力を高めます。
市が取り組むこと【公助】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の活動や、地域における学習会や講座等を通じた防災知識の普及啓発、防災訓練等に取り組みます。 ・ 災害時において、高齢者や障がい者等を受け入れる地域の多面的機能を有した関連施設を福祉避難所として利用できるよう確保に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">○ 防災知識の普及啓発 <li style="width: 50%;">○ 防災訓練の実施 <li style="width: 50%;">○ 福祉避難所の確保 <li style="width: 50%;">○ 避難行動要支援者名簿の作成 <li style="width: 50%;">○ 社会福祉協議会との連携 <li style="width: 50%;">○ 民生委員・児童委員との連携



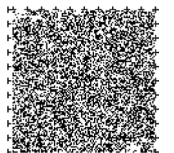
久留米市災害ボランティア派遣（宮若市社会福祉協議会）
令和5年7月からの豪雨により被災された地域において、復旧活動や復興支援を行うための災害支援ボランティア活動を行っています。

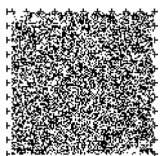


第5章 計画の推進に向けて



追い出し猫
ドラちゃん





第5章 計画の推進に向けて

第1節 行政による計画の推進

1 計画の公表、周知、啓発

本計画は、地域福祉の推進を掲げて策定される計画です。

地域福祉の推進は、市民をはじめとする地域、福祉関連事業者、行政の協働で実現するものです。

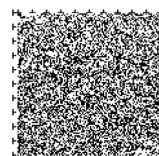
本計画は、市の福祉窓口、市のホームページ等で公表し、地域福祉の推進について理解と協力を求めています。

2 計画の推進と連携

本計画を効率よく、かつ効果的に推進していくため、福祉3計画と連携を図ります。

3 計画の進捗状況の点検、評価

計画期間である令和11年度までの6年間において、各年度及び国の制度改正等必要と認められるときは、計画の遂行状況を宮若市地域福祉計画策定委員会が点検・把握し、取り組みの成果を評価します。



○宮若市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成28年7月15日

告示第136号

改正 平成29年3月31日告示第57号

平成31年4月1日告示第78号

令和3年11月15日告示第256号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定等に関し、必要な事項を協議及び調整するため、宮若市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画の策定に関する事項
- (2) 福祉計画の遂行状況に関する事項
- (3) その他福祉計画に関する事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉に識見を有する者
- (3) 地域の実情に識見を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

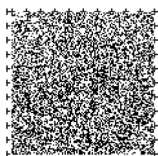
(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。



- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉計画策定に関する事務の担当課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第57号)

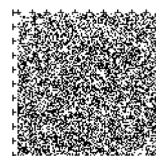
この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日告示第78号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月15日告示第256号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。



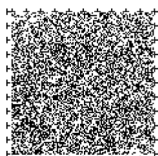
○宮若市地域福祉計画策定委員会

任期 令和4年11月21日から令和6年11月20日まで

No.	氏名	選出団体	備考
1	梶原 浩介	西南女学院大学	委員長
2	有吉 光彦	宮若市社会福祉協議会	
3	春田 孝志	宮若市民生委員児童委員協議会	副委員長
4	林 美里	宮田保育園	
5	渡 明雅	障害者支援施設若宮園	
6	井上 邦子	特別養護老人ホーム照陽園	

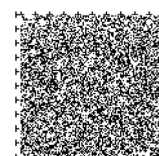


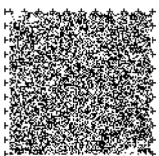
地域福祉計画策定委員



○策定の経過

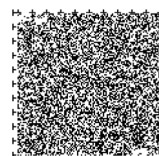
年月日	概要
令和4年 11月21日	宮若市地域福祉計画策定委員会（第1回） 1. 委員長及び副委員長の選任 2. 宮若市地域福祉計画の概要について 3. 第1期宮若市地域福祉計画の進行管理及び中間見直しについて 4. 第2期宮若市地域福祉計画策定へ向けてのアンケート調査について 5. その他
令和5年 7月21日	宮若市地域福祉計画策定委員会（第2回） 1. 第1期宮若市地域福祉計画の進行管理について 2. アンケート調査結果報告について 3. 第2期宮若市地域福祉計画策定へ向けてのスケジュールについて 4. 第2期宮若市地域福祉計画の骨子について（案） 5. その他
令和5年 8月25日	宮若市地域福祉計画策定委員会（第3回） 1. 第2期宮若市地域福祉計画（案）について 2. その他
令和5年 11月10日	宮若市地域福祉計画策定委員会（第4回） 1. 第2期宮若市地域福祉計画（案）について 2. パブリックコメントの実施について 3. その他
令和5年 12月7日 ～ 令和6年 1月5日	パブリックコメント実施
令和6年 2月9日	宮若市地域福祉計画策定委員会（第5回） 1. パブリックコメントの実施結果報告について 2. 第2期宮若市地域福祉計画（案）について 3. その他

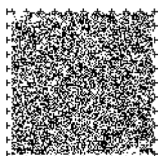






追い出し猫
クロちゃん





資料編

(1) 地域包括ケアシステム(高齢者)

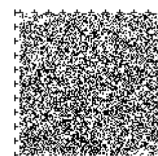
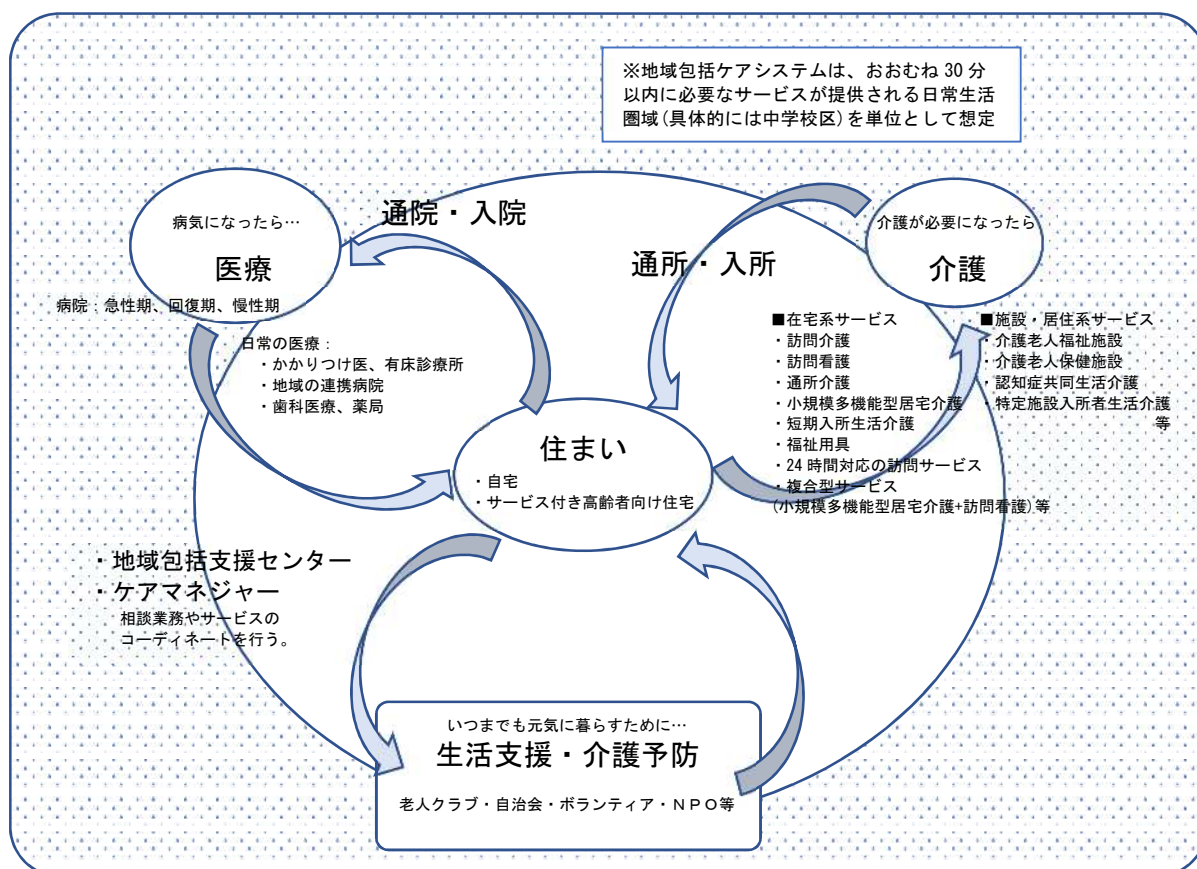
団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

地域包括ケアシステムのイメージ(高齢者)

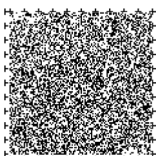
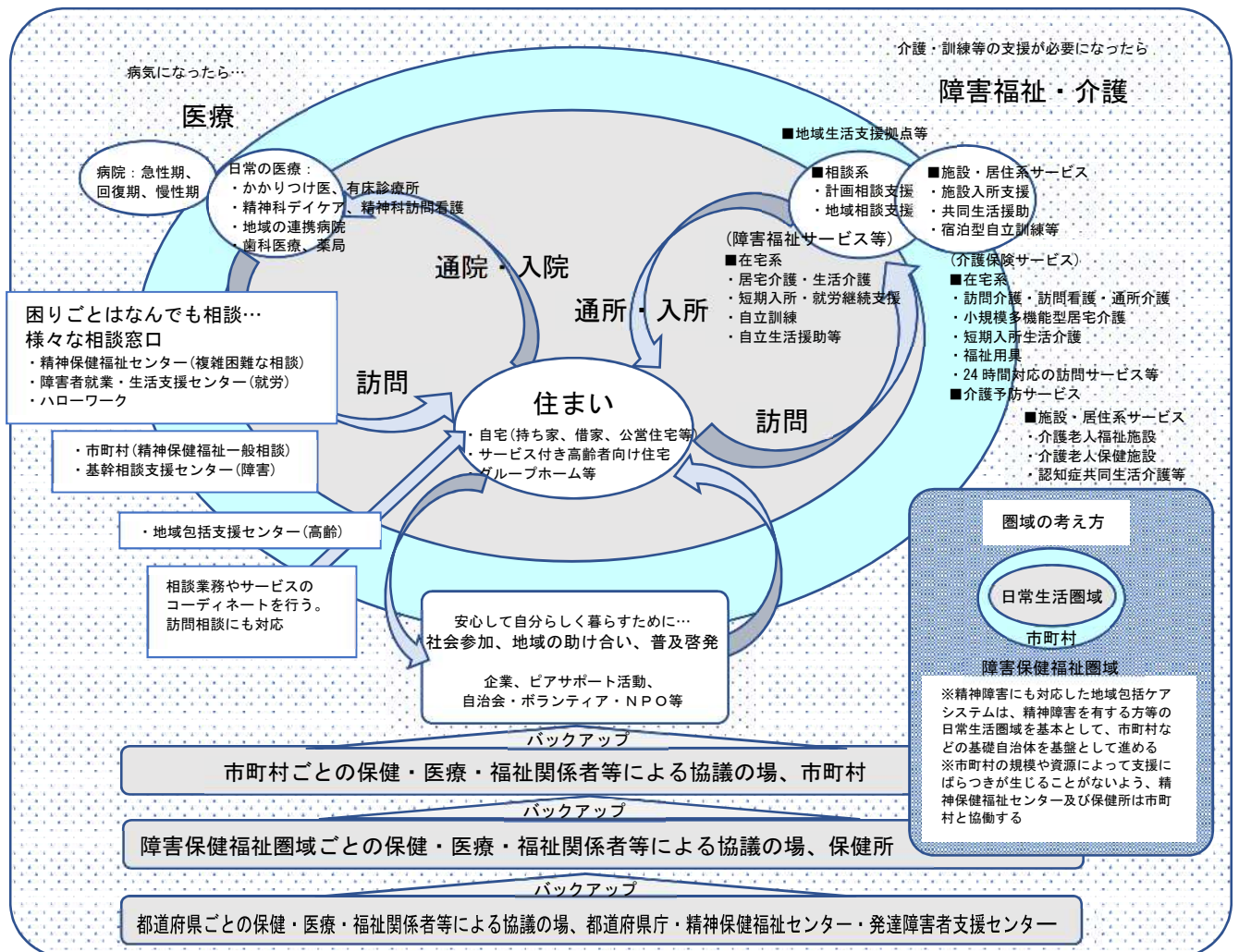


(2) 地域包括ケアシステム(障がい者)

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

精神障害にも対応した地域ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者・当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していく必要があります。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ

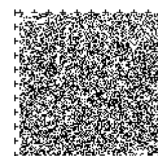
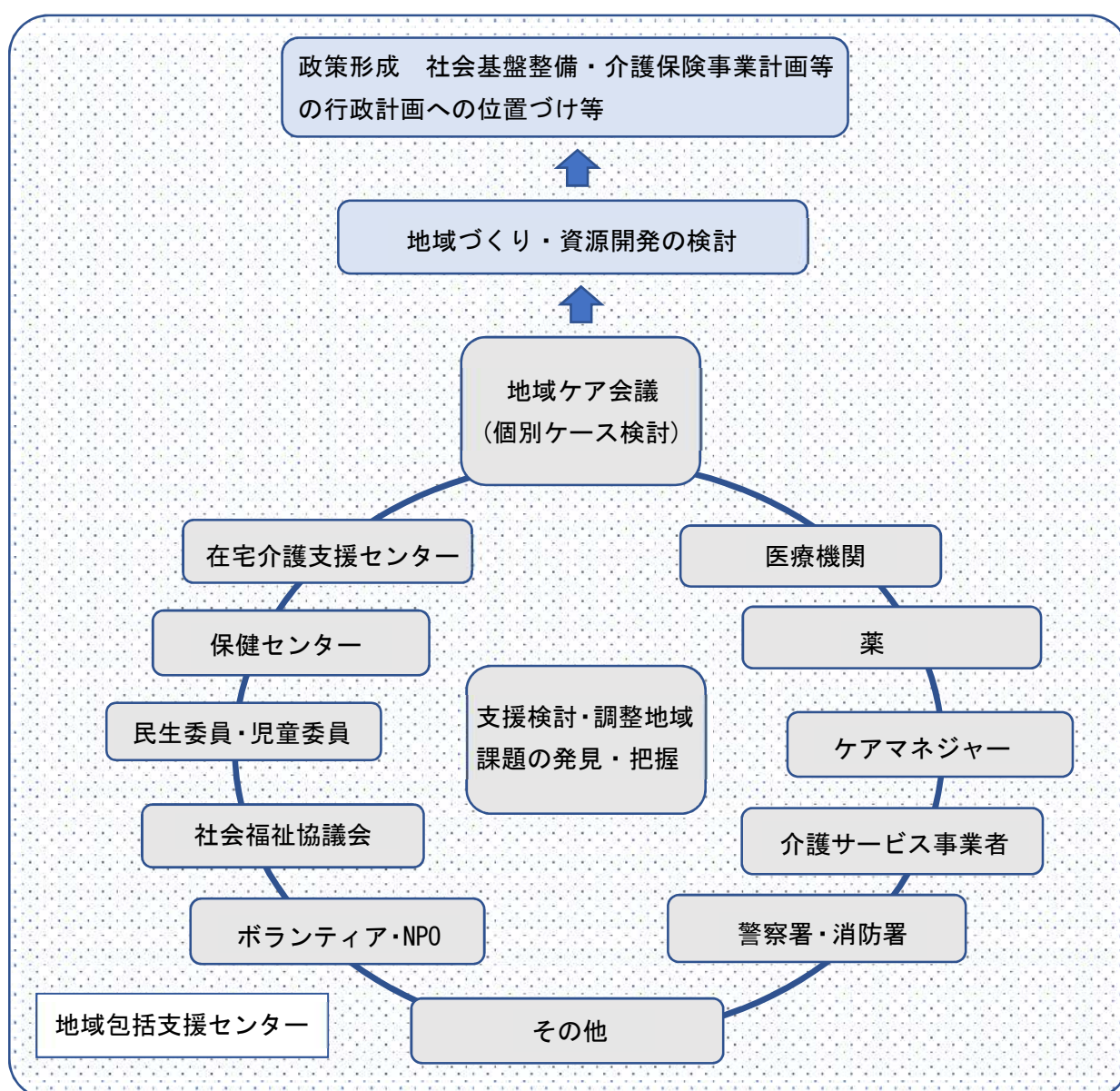


(3) 地域ケア会議

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムを実現させるための手段の一つです。地域ケア会議は、市が主催し、介護や医療の専門職だけでなく、在宅介護支援センターや医療、福祉関係者等を含めた多職種によって構成されます。

地域ケア会議は、①高齢者の個別の課題解決 ②多職種によるネットワークの構築 ③地域課題の発見 ④地域づくり・地域資源の開発 ⑤政策形成の5つの機能を有しています。

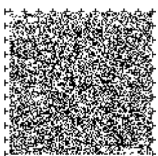
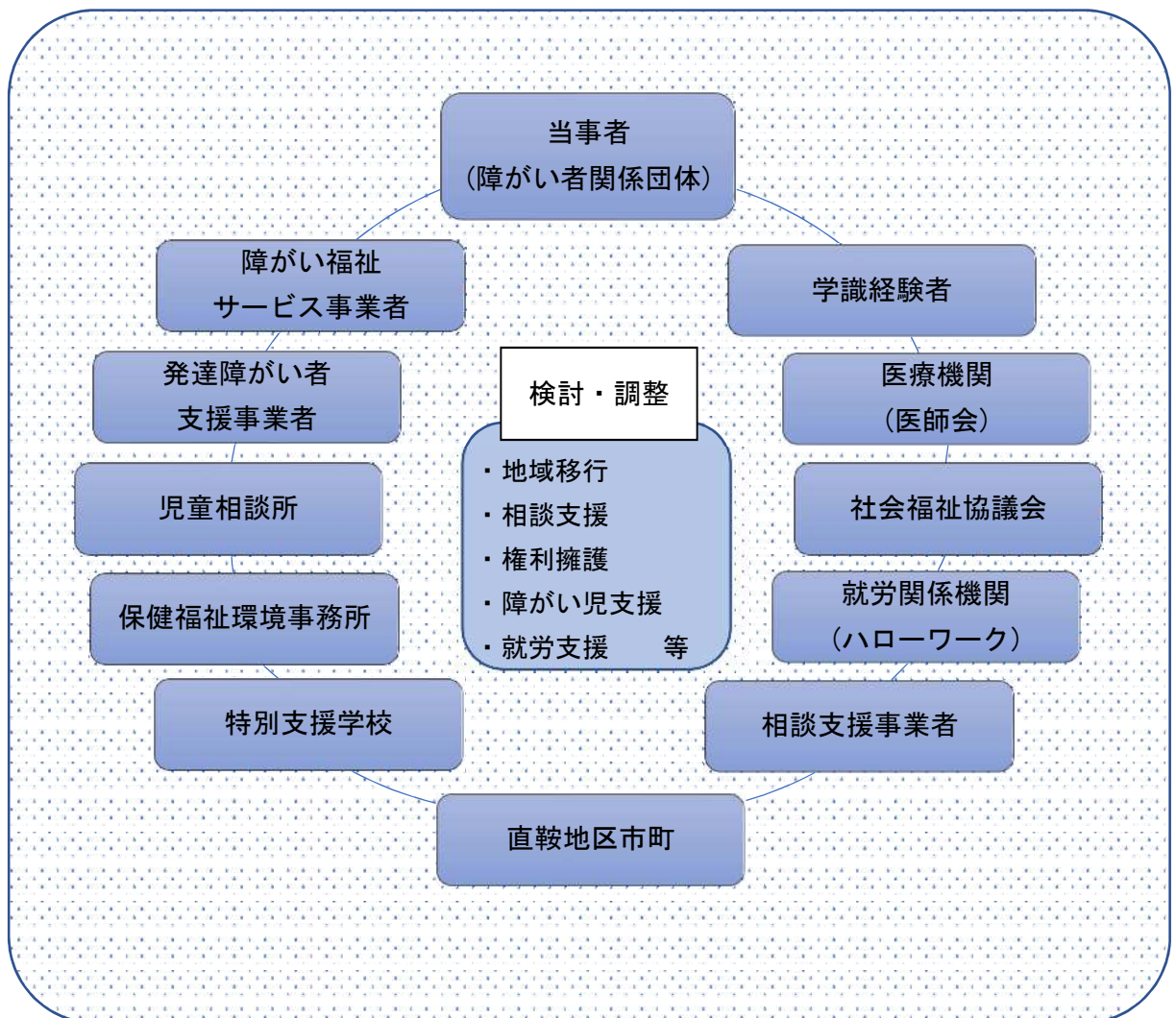
地域ケア会議のイメージ



(4) 地域自立支援協議会

自立支援協議会は、「障がい者が地域で当たり前に行生活できる」支援体制を整えるため、関係機関等と地域の課題を共有し、その課題の解決に向けた取り組みについて協議する場です。

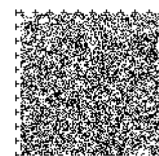
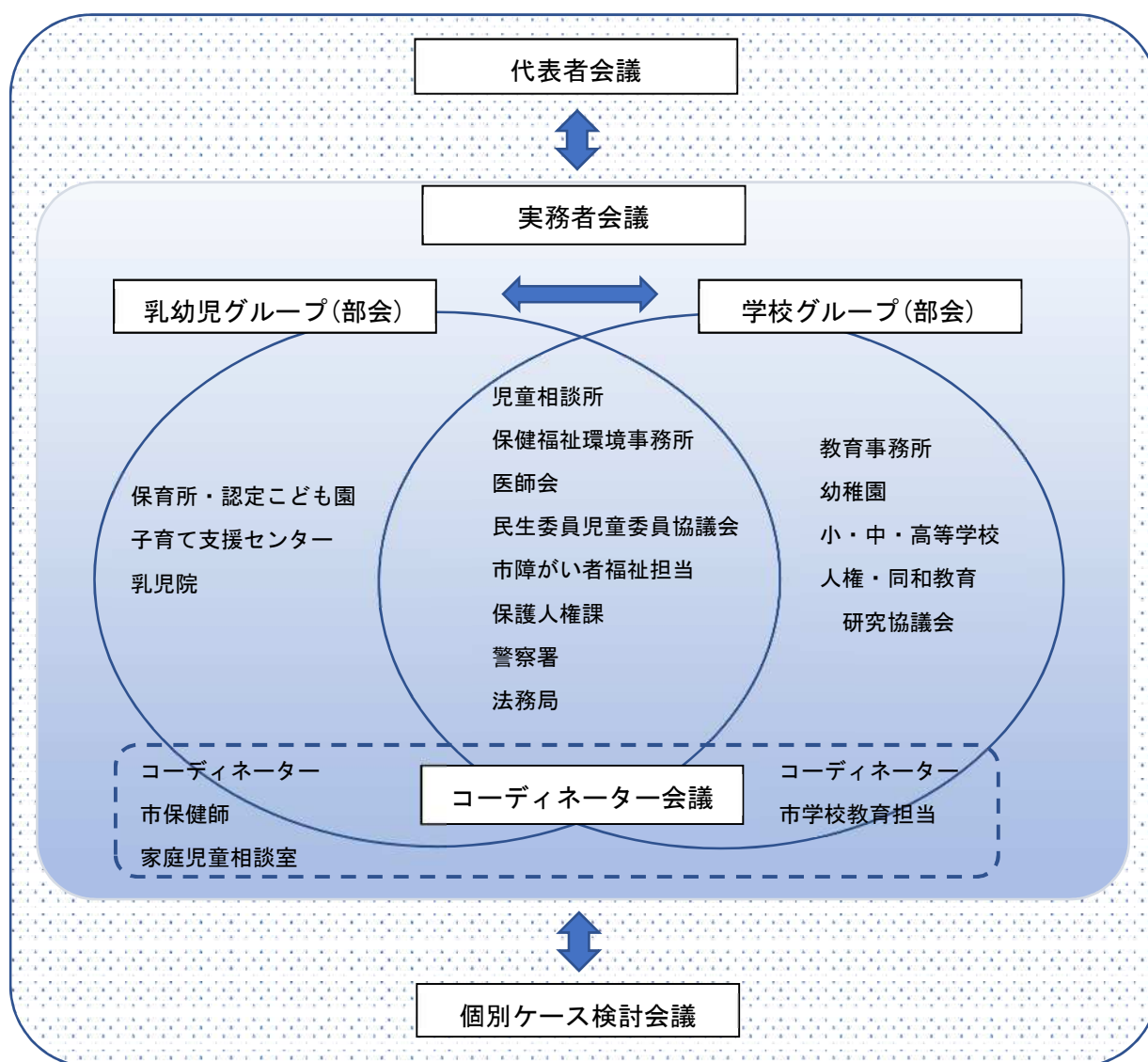
直轄地区障がい者等地域自立支援協議会のイメージ



(5) 要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会は、虐待を受けている児童、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の早期発見や適切な保護又は特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等において要保護児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報の交換や支援内容を共有し、適切な連携の下で対応するため協議する機関です。

要保護児童対策地域協議会のイメージ

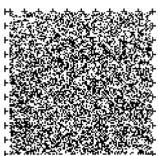
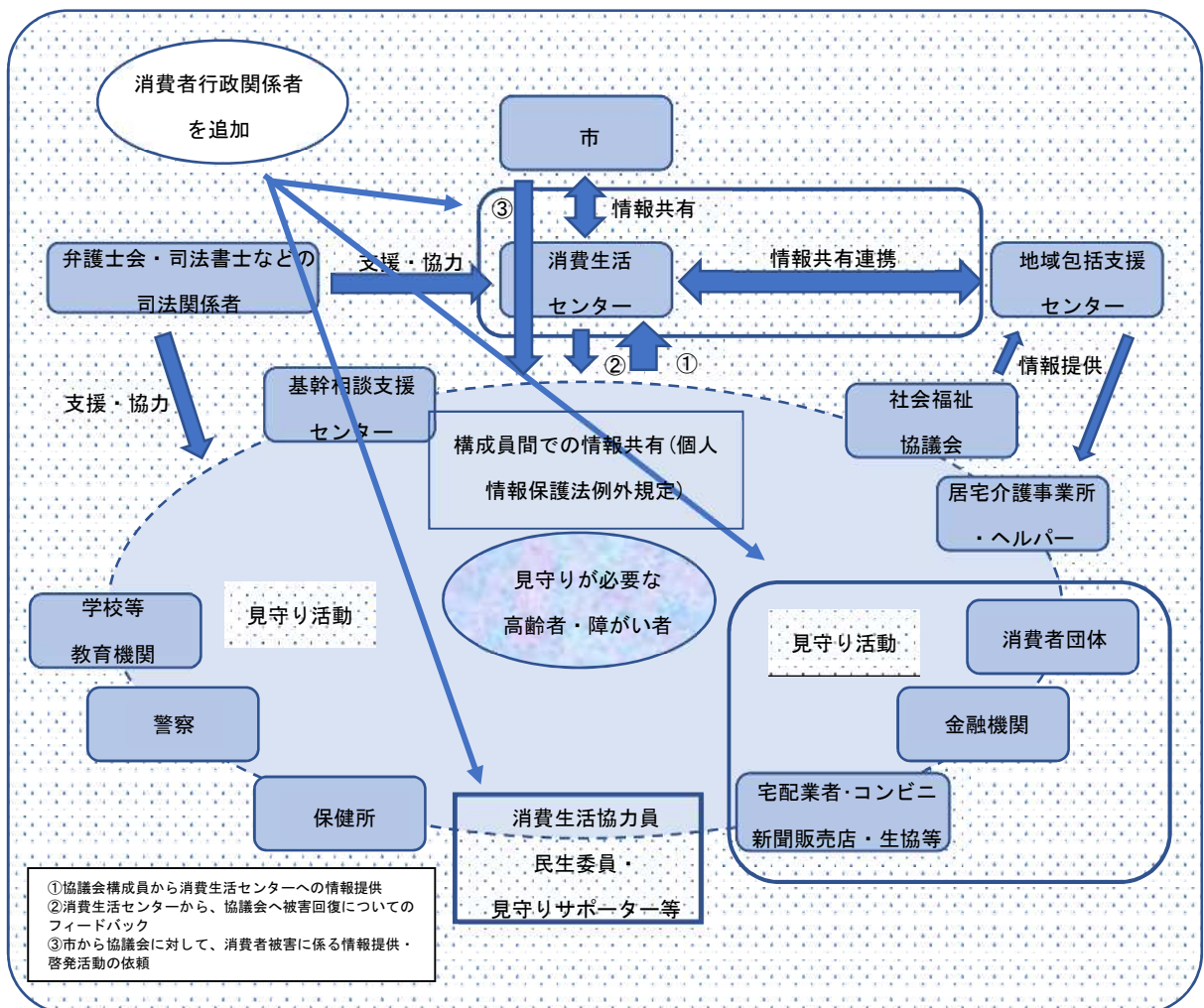


(6) 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)

消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)は、高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった方の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う場です。

高齢者や障がい者を消費者トラブルから守るためには、福祉関係者や警察、消費者団体、民間事業者の方、自治会の方など、地域で見守る多様な担い手のみなさんの気付きを消費生活センターに繋ぐことが何より大切です。

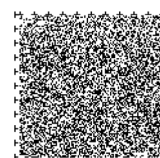
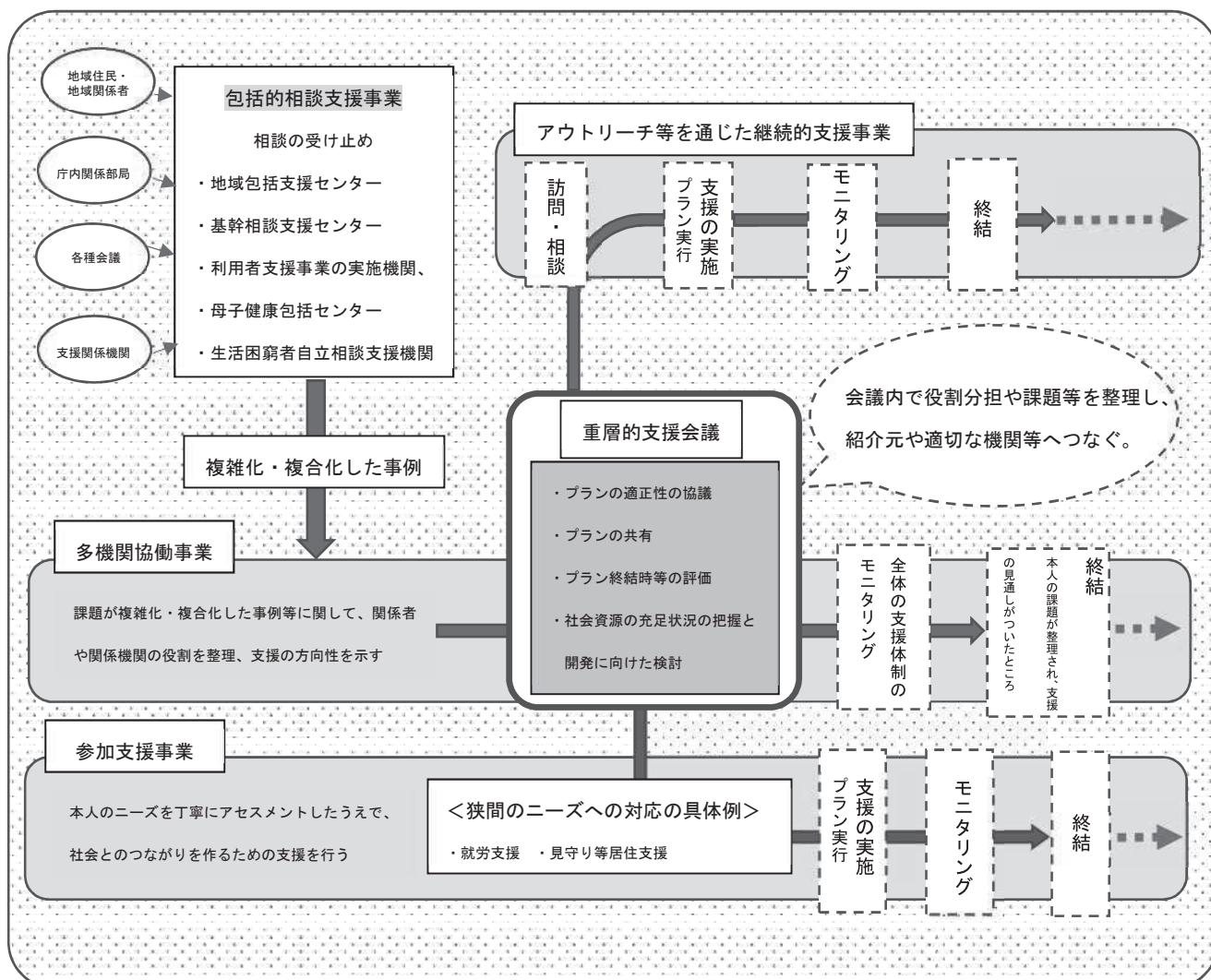
消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)のイメージ

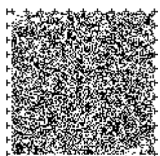


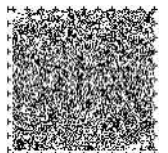
(7) 重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するもので、今後取り組みを検討していきます。

重層的支援体制整備事業のイメージ









第2期宮若市地域福祉計画

令和6(2024)年2月

発行 宮若市子育て福祉課

〒823-0011 宮若市宮田29番地1

TEL 0949-32-0562 FAX 0949-32-9430

<https://www.city.miyawaka.lg.jp/>

